

視覚障がい教育における教員の専門性向上と指導の充実を目指して

自立活動指導資料

(視覚障がい)



令和4年1月

岩手県教育委員会

はじめに

近年、視覚障がいのある子供の減少に伴い、視覚障がい教育に携わる教員の専門的な知識や技能、指導経験に偏りが生じ、教育実践の積み重ねや受け継ぎが難しい状況にあります。また、これまで視覚障がい教育の中核を担っていた経験豊富な教員の人事異動や退職もあることから、視覚障がい教育における教員の専門性の維持、継承、向上がより一層求められています。

そこで、視覚障がい教育における教員の専門性向上と指導の充実を目指す目的として、「自立活動指導資料（視覚障がい）」を作成しました。本指導資料を活用することで、指導が充実し、視覚障がいのある子供の自立と社会参加につながることを願います。

＜自立活動指導資料（視覚障がい）の構成＞

<p>第1章 子供の指導に当たる上でおさえておくべき基本的な知識や、指導上の留意点等を掲載しています。それぞれの項では、自立活動との関連例を紹介しています。</p>	<p>＜自立活動との関連＞</p>
<p>第2章 学習指導要領自立活動編において、視覚障がいのある子供への具体的指導内容や留意点、関連する項目について整理しました。重要な事項や関連するページを掲載していますので、照会しながら指導に当たりましょう。</p>	<p> (p.)</p>
<p>第3章 小学部を中心とした各教科の指導上の配慮事項や指導のポイントが掲載しています。併せて、各教科と自立活動との関連例も紹介していますので、授業づくりの参考にしましょう。</p>	<p>＜国語と自立活動との関連例＞</p>
<p>コラム 視覚障がいのある子供のエピソードや指導に携わった教員の思い等もコラムとして掲載しています。</p>	<p>こ ら む</p>

【用語の取扱いについて】

- 子供→視覚障がいのある幼児児童生徒
- 盲児→点字を常用し、主として聴覚や触覚を活用して学習を行う児童
- 弱視児→普通の文字を活用するなど、主として視覚による学習を行う児童
- 幼児児童生徒→学習指導要領から引用する場合

目次

第1章 理論と指導に当たって～視覚障がいのある子供の理解のために～

(1) 眼疾患と視機能評価	1
(2) 視覚障がいのある子供の特性と配慮事項	5
(3) 觸察	11
(4) 歩行	14
(5) 点字表記法と点字指導の基本	24
(6) 弱視教育	40
(7) 早期教育	44
(8) 視覚障がい者のICT	45
(9) 進路指導（キャリア教育）と職業教育	48
(10) 視覚障がい者のスポーツ	49
(11) 視覚障がい者の福祉	51

第2章 自立活動の指導～自立と社会参加を目指して～

(1) 指導の基本	52
(2) 視覚障がいのある子供の自立活動	56

第3章 各教科の指導～小学部を中心に～

(1) 指導上の配慮事項	82
(2) 指導のポイント	
①国語	88
②社会	91
③算数	93
④理科	96
⑤生活	98
⑥音楽	99
⑦図画工作	100
⑧家庭	101
⑨体育	102
参考文献・資料等	103
様式	106

第1章

理論と指導に当たって

～視覚障がいのある子供の理解のために～

第1章 理論と指導に当たって

(1) 眼疾患と視機能評価

視覚障がいのある子供への指導に当たり、まず子供の実態把握が重要となります。子供がもつ眼疾患の知識、視力、見え方の特性等から、学習上の手立てを講じることが必要です。視覚障がいのある子供の見え方は個人差が大きいので、一人一人に応じた教育的な配慮が大切です。

視覚障がいとは

視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを即時的に把握することが困難であったり、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりすることが困難であり、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等がある。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（令和3年）『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』より抜粋

世界保健機関(WHO)の定義によると、「両眼での矯正視力0.05未満を盲、0.05～0.3未満を弱視」とされています。一般的には、視覚を用いて生活ができないものを盲、視覚を用いて生活が難しいものを弱視と言われています。弱視は、医学的弱視との混同を避けるため、教育的弱視、社会的弱視をロービジョンということがあります、定義はなされていません。

教育の場では、主に視覚を用いて学習することが可能かどうかによって、大きく盲と弱視に分けられており、定義はされていませんが、下表のように整理することができます。

盲	全盲	盲	点字を常用し、主として聴覚や触覚を活用した学習を行う必要のある者
	明暗弁（光覚）		
	手動弁（眼前手動）	弱視	視力が0.3未満の者のうち、普通の文字を活用するなど、主として視覚による学習が可能な者
	指数弁（眼前指数）		

香川邦生（2020）、『五訂版視覚障害育に携わる方のために』、慶應義塾大学出版会

香川邦生（2020）、『五訂版視覚障害教育に携わる方のために』、慶應義塾大学出版会

視機能とは視力、視野、色覚、光覚などの各種機能のことを言います。視力検査については、p. 4を参考にしましょう。

視力	・・・	外界の物体の存在や形状を目によって認知する機能
視野	・・・	目を動かさないで見ることのできる範囲
色覚	・・・	微妙な色を識別する
光覚	・・・	弱い光を感じる機能
調節	・・・	見ようとするものを網膜の上にぴったり焦点を合わせる機能
輻輳	・・・	近くの1点に向かって、同時に両眼の視線が内側へ寄ること
* 調節と輻輳が協同して働いてはじめて、近くのものをはっきり見ることができる		

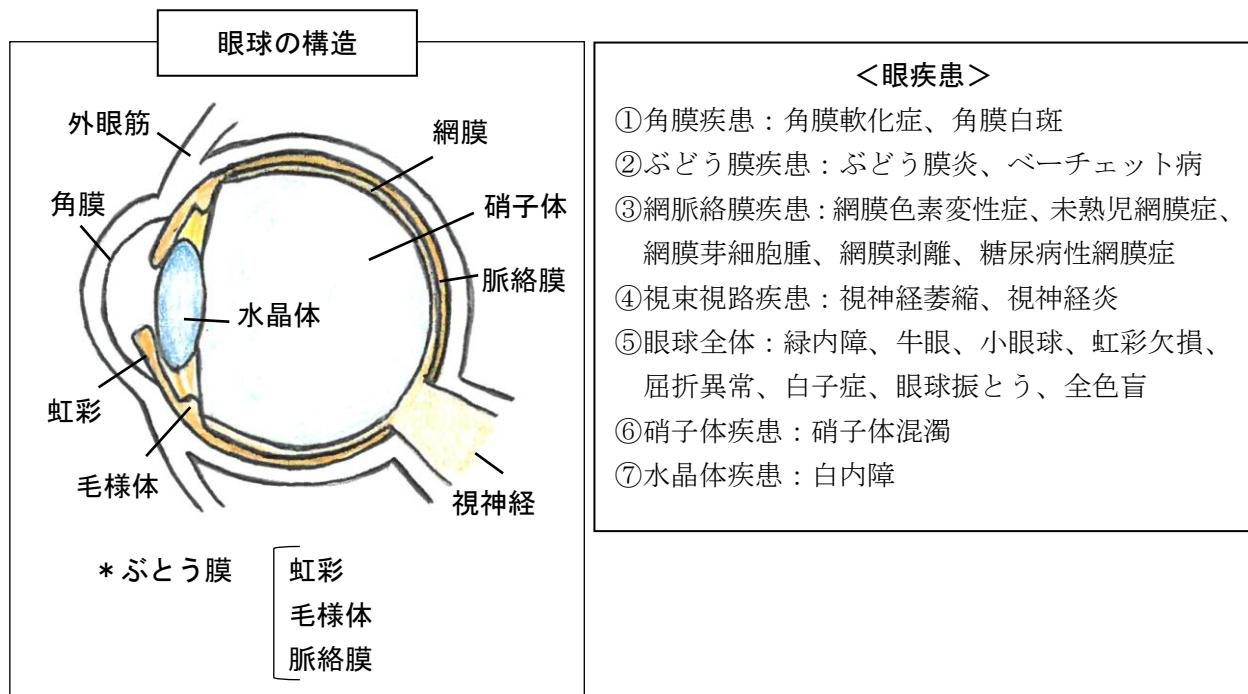
稻本正法他編著（1996）、『教師と親のための弱視レンズガイド』、コレール社

弱視児の見え方

香川邦生 (2020)、『五訂版視覚障害教育に携わる方のために』、慶應義塾大学出版会、
p. 4より抜粋

- ①ピンボケ状態 ・・・ カメラのピントが合っていない状態。
- ②混濁状態 ・・・ スリガラスを通して見ている状態。大変まぶしがる者が多い。
- ③暗幕不良状態 ・・・ 暗幕が不良な室内で映画を上映しているような状態で、周囲が明るすぎて映像がきれいに見えない。
- ④光源不足状態 ・・・ 暗幕状態がよくても、映写機の光源が弱ければ、スクリーンの映像は暗く薄いものになる。網膜色素変性などの疾病によって求心性視野狭窄の状態になると、うす暗いところでは外界が見えにくくなる。いわゆる夜盲の状態であるが、これは一種の光源不足状態である。
- ⑤振とう状態 ・・・ 本などを左右に小刻みに揺らすと、文字などが見えにくくなる。
- ⑥視野の制限 ・・・ 視野の異常がどの部分に及んでいるかによって見えにくさが異なる。

眼球と眼疾患



<自立活動との関連>

眼疾患によって、一人一人の見え方や指導上の配慮すべき内容が異なります。授業づくりにおいて、教室内のカーテンを閉めて、まぶしさを軽減すること、教材の大きさやその提示の仕方、白黒反転が見えやすい場合の教材の工夫など、子供が学習する上で必要な手立てを講じることが重要です。自立活動の指導では、発達段階に応じて、眼の構造や自分の見え方の理解を促し、視覚管理（義眼やコンタクトレンズの管理、眼鏡の保護など）を行うことができる力を身に付けることが必要です。『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（平成30）』では、自立活動の内容「健康の保持（3）身体各部の状態の理解と養護に関すること」(p.62) に詳細が述べられていますが、例えば、「心理的な安定」や「コミュニケーション」と関連付けながら、障がいの受容とともに、見えない・見えにくいことから生じる困難さを改善・克服する能力の育成が大切です。

主な眼疾患と教育的な配慮事項

視覚障がいのある子供の実態把握として、眼疾患の特性と教育的な配慮事項の理解が不可欠です。眼科医による診断から得られた情報を基に、子供一人一人への配慮を行いながら指導を進めます。よって、眼科医をはじめ、保護者と連携を図ることが大変重要となります。

ここでは、主な眼疾患について紹介しますが、眼のどの部分からどのような症状を及ぼすのかに関しては専門書等で詳しく調べ、子供の見え方の特性とその配慮について理解し、指導に当たることが大切です。

眼疾患	症状等	教育的な配慮
未熟児網膜症	未熟児で出生した乳児に発症する眼疾患で、網膜の血管の未熟成とその上に多くの因子が複雑に絡み合うことによる。正常な視力から全盲まで、一人一人の状態は異なる。	網膜剥離が起こりやすいので、外力に対する注意が必要。他の眼疾患にも見られるが、未熟児網膜症に多い「目押し」が顕著。興味を「目押し」から逸らし、眼を守ることが必要。
白内障	水晶体が混濁する症状。まぶしがることがある。	照明とコントラストへの配慮が必要。教材の白黒反転も効果的な場合がある。
白子症	先天性のメラニン形成の異常により、皮膚や体毛、眼など無（低）色素の症状。色素が欠乏するため眩しさ（羞明）が強く、サングラスが必要。紫外線に弱く、日焼けや皮膚がんを生じやすい。	自分の容姿が気になることへの心理的な配慮や周囲の理解が必要。サングラスなどの遮光用眼鏡の装着や日よけへの対策が必要。
網膜色素変性症	網膜の視神経の機能が失われる疾患。「夜盲」になったり、視野が狭くなったりする。視力、視野、明暗への順応等、個人差が大きい。	羞明の場合は遮光用眼鏡、中心視力が低い場合は拡大読書器の使用が効果的。進行性のため、本人の障がい受容が課題。
緑内障	眼圧が上昇によって視神経萎縮が進行し、視野の異常や視力の低下が起こる。乳児緑内障は、眼球が牛の眼のように拡大するので「牛眼」とよばれる。	眼球破裂や網膜剥離などが起こりやすいので、眼部の打撲だけではなく、全身的衝撃にも注意。眼圧を高めないよう、傾斜机や書見台などを活用し、姿勢や学習時間に配慮する。
視神経萎縮	視神経乳頭が蒼白化する状態。「中心暗点」が生じることで横目を使って見る者が多く、外斜視や眼球振とうなど、眼位や眼球運動の異常も伴う。	まぶしさへの遮光用眼鏡、同系色の変化で表させる地図の高低差などは、境界に補助線を引く。拡大読書器も効果的。
小眼球	眼球が小さい状態で、ぶどう膜欠損を伴っていることが多い。眼振を伴うことが多い。	保有している視力を保持することが必要。
網膜芽細胞腫	眼の網膜に発生する悪性腫瘍。遺伝性と非遺伝性がある。片眼に発生するが、両眼に発生する場合がある。	手術で眼球を摘出した場合、義眼を装着することになるので、その管理の仕方や障がいの受容が課題。

眼の病気等によって、視覚情報を得ることに制限がある場合、指導上の配慮や工夫した指導が一層重要となります。弱視の子供は、自分の見えにくさを訴えることがなく、見過ごされがちでするので、どのように見えているのか、見え方の特性を知る必要があります。以下、学校で行われる視力検査（教育的視力検査）を紹介します。教育的観点から、子供の見え方を評価（視機能評価）し、見え方に応じた学習の手立てが必要となります。

視力検査

1 遠距離視力（5mの検査距離での測定）

0.1 未満の視標を含むランドルト環単独指標（字ひとつ視力表）を用います。一般的なランドルト環字詰まり視力標では、弱視の子供にとって、多くの指標が眼に映ってしまうので適しません。

ランドルト環字詰まり視力標

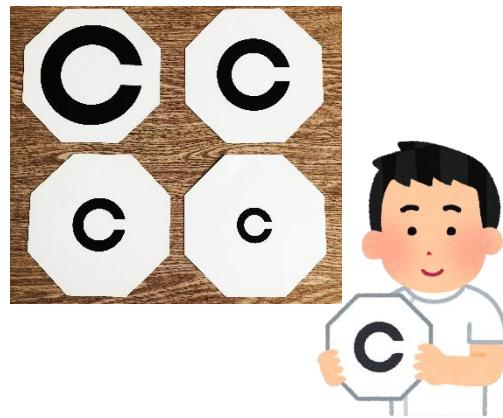


2 近距離視力（30cmの検査距離で測定）

近距離用単独視標を用います。文字や図形を読んだり、書いたりするためには、手元が見えていなければいけませんので、この手元での視力を評価します。物さしなどを用い、目から30cmの距離に視標を提示し、測定します。



ランドルト環単独視標



3 最大視認力（最小可読指標）

近距離用単独視標を用います。物さしを準備し、視距離を測ります。最も見えやすい距離で視認できた最小視標の大きさとその距離を評価します。弱視の子供にとって、学習のする際の文字の大きさや弱視レンズの選定のために必要です。例えば0.3の近距離視標を、3cmの視距離で、右目で見えた場合、次のように記録します。

Max. 0.3 (3cm, 右) *最大視認力と記載の場合は、「Max.」は省略

4 その他の検査方法（幼児や重複障がいのある子供でランドルト環による検査が難しい場合）

- ①単独絵視標 ・・・ 犬や蝶、魚の視標を使い、5mの検査距離で測定する。（遠距離視力）
- ②森実式ドットカード ・・・ 30cmの検査距離で測定（近距離視力）する。
- ③Teller Acuity Cards (TAC) ・・・ 縞の視標を用い、注視行動で判断する。
- ④グレーティング視力検査 (Grating Acuity Test) ・・・ TACと同様に縞の視標を用い、注視行動で判断する。

第1章 理論と指導に当たって

(2) 視覚障がいのある子供の特性と配慮事項

視覚障がいのある子供は、視覚による情報を入手することが困難であることから、日常生活や学習上において、様々な制約を受けます。その主なものとして次の3つが挙げられ、「視覚障がい者の三大不自由」という場合もあります。この3つの困難さを改善・克服するための能力の育成のために、自立活動での指導が重要であると考えられています。

- ① 安全に効率よく歩くこと（歩行）
- ② 日常生活上の諸々の行動の動作を行うこと（日常生活動作）
- ③ 普通の文字や絵などを認知して対処すること（文字処理）

香川邦生（2020）、『視覚障害教育に携わる方のために』、慶應義塾大学出版会、p. 181より抜粋

そこで、見えない・見えにくいことから生じる具体的な困難さや特性を理解し、子供の実態に応じた支援を講じる必要があります。

ぼくたち、
見えない・見えにくいことで
いろいろ困っているんです。

視覚障がいのある子供の主な困難さや特性

- 手本を見て模倣することが難しい
- 日常生活における運動や動作にぎこちなさがある
- 小さなものや細かいものが分からない
- 遠く離れているものが分からない
- 自分の見え方の理解が難しい
- 遠近感や立体感を捉えることが難しい
- 動いているものを捉えることが難しい
- 経験が乏しかったり、知識の量が少なかつたりする
- 言葉は知っているが、その意味を理解していないことがある
- 物と物との境界が分からない
- 全体像を把握することが難しい
- 初めて学習する内容を理解したり、経験したりすることに時間要する



視覚障がいのある子供の困難さや特性を
踏まえた指導や支援が重要です！

★視覚障がいのある子供への支援の全体に係るポイント★



- ①言葉と事物・事象をつなげ、適切な概念形成を図ることを意識すること
- ②「あれ」「こっち」などの指示語ではなく、「△△の右」「□□を持つ」など具体的に伝えること
- ③教室内の物を移動させた場合や何か大きな音が出る場合など、いつもと違う状況になる際は、事前に伝えること
- ④子供の発達段階や実態に応じて、適切な言葉を使って指導すること

などが挙げられます。このような支援を意図的に行うことが重要です。子供の困難さや特性を踏まえた具体的な支援の方法を見てみましょう。

- 手本を見て模倣することが難しい
- 日常生活における運動や動作にぎこちなさがある



- ・模型や人形を使って、体の動きを捉えられるようにする。
- ・言葉を添えて、運動や動作のイメージを捉えられるようにする。
- ・子供の背後から手をとって、その動きの理解を促す。
- ・タブレット型端末（iPad等）のカメラ機能を使い、必要な部分を停止したり、拡大したりして動きのポイントを提示する。

- 小さなものや細かいものが分からない
- 遠く離れているものが分からない



- ・子供の手のひらサイズの模型などを使って、昆虫などの小さなものを見察する。
- ・拡大読書器やタブレット型端末（iPad等）などで拡大する。
- ・遠くにあるものの情報を、適宜分かりやすく子供に伝える。



コオロギの模型

- 自分の見え方の理解が難しい



- ・発達段階に応じて、自立活動を中心とした自己理解の学習の場を設ける。
- ・眼疾患から起因する見え方と、必要とする支援を見極め指導する。

- 遠近感や立体感を捉えることが難しい
- 動いているものを捉えることが難しい



- ・实物や模型等を使い、目と手を協応させたり、両手を協応させたりしながら、遠近感や立体感を捉えられるようにする。
- ・動きのあるものは、その動きの軌跡を触って確認できる教材を用いたり、子供に分かりやすい言葉を添えたりして説明する。

- 経験が乏しかったり、知識の量が少なかつたりする
- 言葉は知っているが、その意味理解が伴っていないことがある（バーバリズム）



- ・子供の経験がどの程度なのか、実態を把握する。教科指導の内容に必要な知識や経験は、自立活動の時間などで、適宜補う。
- ・核になる体験や経験を通して、言葉と事物・事象をつなげ、概念形成を図る。

- 物と物との境界が分からぬ
- 全体像を把握することが難しい



- ・物と物との境界が分かるように、輪郭を強調したり、白黒反転させたり、コントラストに配慮する。
- ・大きすぎるもの（例：大仏、東京タワー、山など）は縮小、小さすぎるもの（例：昆虫、植物の種など）は拡大した模型や触図等を用意する。



- 初めて学習する内容を理解したり、経験したりすることに時間を要する



- ・すべての内容を取り扱うことは現実的ではないので、各教科の指導の基礎・基本を中心とした内容を適切に精選する。
- ・基礎的、基本的な内容の本質の理解に十分な時間を設定する。
- ・核になる経験や体験を重視した指導内容の計画をたてる。
- ・学習した内容が定着するまで、家庭や寄宿舎とも連携を図り、継続した取組を行う。

視覚障がいのある子供がもつ諸感覚を、どのように活用させながら指導するのか、専門的な知識と配慮する点を踏まえた指導が重要となります。ここで用語の確認をしましょう。

バーバリズム（唯言語主義）

適切な概念やイメージを伴わないので、ことばだけが独りあるきをしているような状態

香川邦生（2020）、『五訂版視覚障害教育に携わる方のために』、慶應義塾大学出版会、pp. 129-131

視覚障がい教育においてはこのバーバリズムを回避するために、言葉と事物・事象を対応した指導を行い、適切な概念形成を図る必要があります。

予測と確かめ

視覚による情報が少ないため、その少ない情報から確かな情報を得、判断する力が必要となります。周囲の状況から予測し、予測したことを確かめることの積み重ねで、その予測したことより確かなものになります。自立活動の指導において、この「予測と確かめ」の技能を高めることが必要とされます。

核になる体験

視覚障がいの子供にとって、視覚障がいのない子供と同じように、全てのものを体験したり、観察したりすることは困難です。また、初めての内容を学習し、理解するためには時間を要することがありますので、基礎的・基本的な内容に充分に時間をかけて、概念形成やイメージ形成ができるような指導が重要です。学習内容の本質的な理解や基礎的、基本的な理解が十分であれば、それを基にして、予測して考え、応用的な学習が可能である場合が多くあります。言葉と事物・事象と概念形成のために、体験を通した学習が求められますが、取り入れる体験が、ただやみくもに、思いつきで体験させればよいのではなく、その体験がどのような場面で、どのように生かされるのか、子供の実態に応じた専門的な視点をもつことが重要です。また、『視覚障害教育入門』（ジアース教育新社）には、アジを使った魚の観察の具体例も紹介されていますので、指導の参考にしましょう。

例：キャベツの仕組み

様々な料理に使われるキャベツですが、子供によっては、調理前のキャベツを知らない場合があります。この学習では、キャベツの観察を核になる体験としてレタスや白菜も同様の特徴がある野菜であることを知ることを目標としました。ここではキャベツの触察に十分な時間を設定し、すべての葉をむきました。全部の葉をむき終わった後、葉が幾重にも重なった野菜であることを知ることができました。キャベツを触察した学習を基に、レタスや白菜の触察に時間をかけなくてもその特徴をイメージすることができるのです。



キャベツを触察している様子

視覚障がいのある子供の特性として「目押し」や身体を揺するなどの常同行動が見られることがあります。これは、外界からの刺激がないために、自己の身体を刺激する遊びからきているものと考えられています。子供が学校で受ける指導という外界からの働きかけがあり、それが興味・関心をもって取り組めるものであれば、常同行動は見られないということが考えられます。



近年、視覚障がいのある子供の減少により、子供同士の学び合いの場も少なくなりました。時には、教師が子供役となって話し合う場面や、ゲーム性のある活動で競争相手になるなど、授業展開を工夫しましょう。

＜自立活動との関連＞

視覚障がいのある子供の特性を理解し、自立活動の内容6区分27項目と関連付けた指導の工夫が必要です。『特別支援学校教育要領・学習指導要領自立活動編（平成30年3月）』に記載されている、視覚障がいの子供の特性の理解と指導上の留意点に係る事項は以下のとおりですので、指導の参考にしましょう。

1 健康の保持

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること *p.63

2 心理的な安定

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること *p.65

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること *p.67

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること *p.67

(3) 集団への参加の基礎に関すること *p.68

4 環境の把握

(1) 保有する感覚の活用に関すること *p.69

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること *p.73

5 身体の動き

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること *p.74

6 コミュニケーション

(3) 言語の形成と活用に関すること *p.79

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること *p.81



#疑似体験

メラビアンの法則によれば、人は言語情報から 7 %、聴覚情報から 38%、視覚情報から 55% の影響を受けているとのこと。視覚障がいのある子供は、限られた視覚情報の中で生活をしています。視覚障がいのある子供への指導をする前に、アイマスクやシミュレーションレンズを装着して一日を過ごしてみれば、子供の気持ちに少し近づくことができるでしょう。見えない・見えにくいことでどんな困難さがあるのか、疑似体験することで、子供への指導のあり方を探ることができるのではないかでしょうか。アイマスクを装着して歩いてみたり、食事をしてみたり、風呂に入ってみたり…。私たちはいかに視覚からの情報を得て、生活しているかを実感させられますよ。

教材・教具

視覚障がい教育において、教材・教具を活用しながら工夫した指導が必要です。教材・教具を介した指導を行うことで、言葉と事物・事象をつなげ、的確な概念形成に導きます。ここでは、教材・教具の一部を紹介します。「触察」(p. 11) とも関連した指導が重要です。



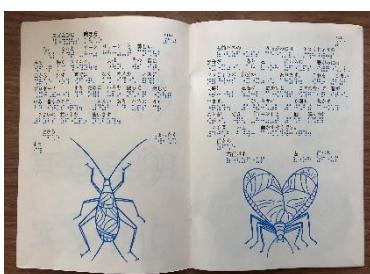
表面作図器（レーザライター）

特殊な用紙（レーザライター用紙）にボールペンで書くと、書いた線が浮き上がり凸線となるので、触って確認できる。



細胞構造模型

植物細胞と動物細胞を触って比較しながら学習できる。



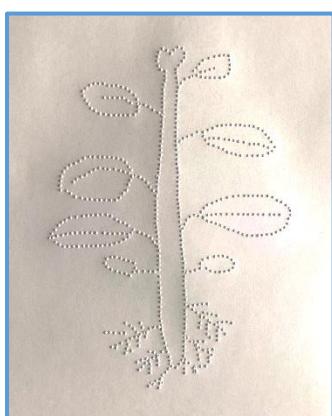
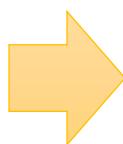
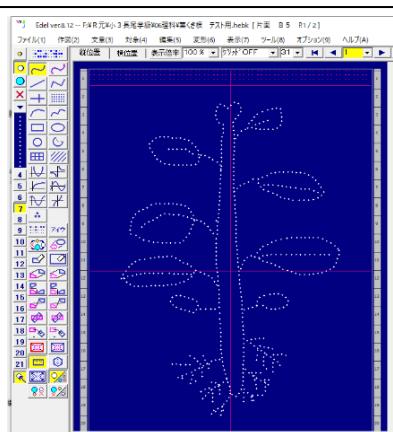
日本児童教育振興財団「テルミ」

手でみる触察の絵本。点字だけではなく、触察できるイラストもあり、墨字も併用している。



剥製（例：アナグマ）

動物の剥製を触察する際は、命に感謝することの指導も大切である。



图形点訳ソフト「エーデル」

パソコンで図や表、点字を入れて作成し、点字プリンターで印刷する。

图形点訳ソフト「エーデル」を使って作成した自作教材（理科「植物の体」）

視覚障がい教育では、「触察」という特徴的な指導があります。視覚による情報を得ることが困難な子供にとっての「触察」は、情報を入手し、入手した情報からイメージし、概念を形成するために重要なと考えられています。概念形成を図るためにには、核になる体験を通して、言葉と対応させ、自立活動と各教科と関連付けた指導を行うことが大切です。

＜触察＞ 觸って観察すること。

触察の指導においては、一度に色々なものをたくさん触らせるのではなく、大事なもの・イメージの基本となるものを選んでじっくり触らせることが大切です。

青柳まゆみ・鳥山由子（2012）、『視覚障害教育入門』、ジアース教育新社、p. 41より抜粋

上手な触察のポイント

青柳まゆみ・鳥山由子（2012）、『視覚障害教育入門』、ジアース教育新社、p. 41より抜粋

① 両手を使って触る。

両手を使うことで、一度に把握できる範囲が広くなります。両手の間隔から、距離感も判断しています。

② すみずみまでまんべんなく触る。

触り残しがないように、まんべんなく触ります。

③ 基準点を作つて触る。

位置や距離感が理解しやすくなります。

④ 全体→部分→また全体と繰り返して触る。

全体の中の部分を意識しながら触ることで、全体像のイメージを構築します。

⑤ 触圧をコントロールして触る。

触るものによって触圧をコントロールします。例えば大きな岩や木の幹や壁など、硬くて大きいものを触るときは手のひら全体を押しつけるように触ります。一方、生き物を触るときは優しくなでるように触ります。

⑥ 温度や触感を意識して触る。

温度や触感の違いによって、それがプラスチックでできているのか金属でできているのかなど、材質の違いがわかります。温度を意識して触ることで、コップの中の水がどこまで入っているのかなどもわかります。



#爪でたたく（はじく）

好奇心旺盛で、触ることが好きな盲児。でもその子供は、手に物を持つと必ずと言っていいほど、爪で物をたたき、その音を聞いて楽しんだり、確かめたりしている様子でした。触察する時、爪でたたいてよいのか、ある先生に伺うことができました。その先生からは、「盲児が爪ではじいて、質感や音を確かめることはよくある。問題ははじくときの力の入れ方である。ガラス瓶など丈夫な物を使って、そつとはじく練習をするとよい。はじくことは触感を確かめる手段なので、禁止せずに練習すること、はじいて何が分かったかを言葉で表現することが大事。」、「博物館などで物を触る時には、そつとはじいてよいですか、と許可を得ること。」、「基本は観察しようという気持ちを大切にすること。」と、教えていただきました。触察って奥深い！

触察の学習における指導上の配慮事項

令和元年度岩手県立盛岡視覚支援学校新任オリエンテーション資料

- ① 安全面、安心感のある環境づくりをする。
触った時に痛くないか、指先を傷つける部分はないか。
- ② 十分な時間を確保する。
じっくり触る時間を設定する。
- ③ ゴワゴワ、ツルツル、ザラザラなど、肌触りの違いについて言葉を補いながら感じ方の違いを伝える。
- ④ 指導者の手の添え方、子どもの心理状況を理解した言葉のかけ方に留意する。
むやみに子供の手を持たない、動かさない。
- ⑤ 系統的な活動、繰り返しの活動を計画的に行う。
触知覚は記憶が薄れやすいものであるので、一度触っただけでは分からぬこともある。
- ⑥ 視覚以外の諸感覚も活用させる。
観察物のにおい、温度、硬さ、反響音、周囲の空気の流れの変化なども大事な情報である。
- ⑦ 観察したことと言語化、動作化し、表現力を高める。
- ⑧ 子供一人につき、一つの教材を用意する。
一人でじっくり触察する時間を確保する。一つの教材を複数で触察する場合は工夫が必要である。
- ⑨ 自作教材のポイントは見た目ではなく、触って分かるものであるか、触っても壊れないものであるかが大切である。

例：「イカ」の触察

1 イカの全体像を捉える。



2 イカを観察し、絵に描く。



3 イカを解体し、特徴を知る。

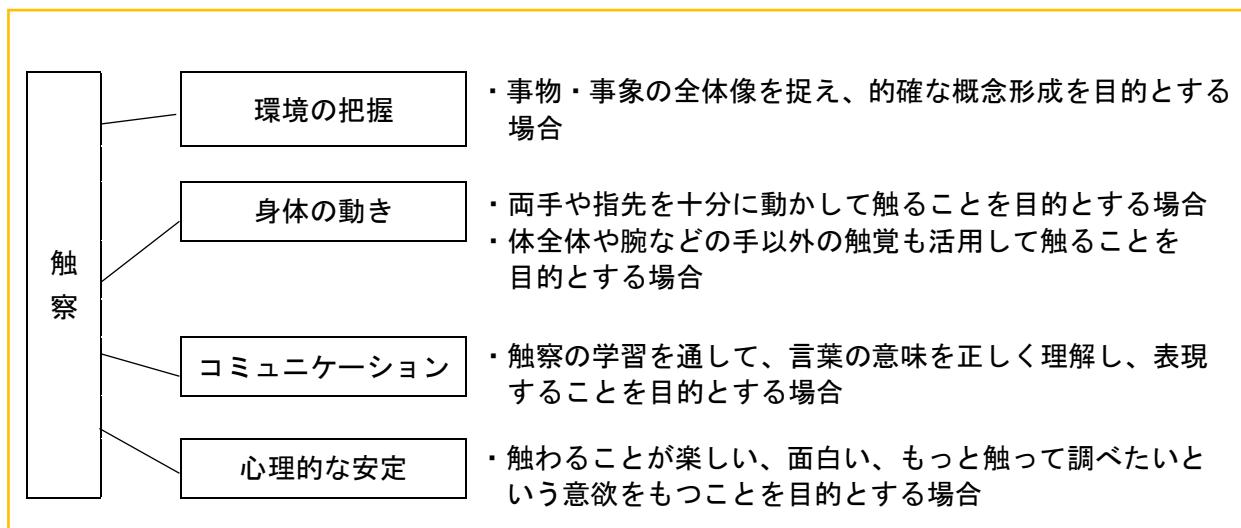


4 イカの胴体は筒状になっていることを知る。



＜触察と自立活動＞

触察はただ触ればよいのではなく、触察を通して子供に何を学ばせたいのか、目的を明確にすることが大事です。自立活動の指導内容と関連に加え、各教科と関連付けた指導が必要です。



例：「カマキリ」の触察 理科の学習と関連付けた指導

1 カマキリの模型を触察し、自分の体を使って動作化する。



2 実際に鎌をもって、カマキリになったイメージを動作化する。



こらむ

#触察欲

「視覚障がい者のための手でみる博物館」（盛岡市東中野）創設者・初代館長の桜井政太郎先生は、元岩手県立盲学校（現 岩手県立盛岡視覚支援学校）の教員で、ご自身も全盲です。桜井先生が触察で大事なことは、「触察力」よりも「触察欲」（触って観察しようとする気持ち）だとおっしゃっていました。また、「百聞は一触（いっしょく）にしかず」という言葉も残されました。視覚に障がいのある子供は、いくら言葉で聞いても対象物を触らなければ分からないので、触ることで世界が広がるということを意味します。今は亡き桜井先生の言葉を継承し、指導に当たっていきたいものです。

視覚障がい教育において、歩行とは将来の自立と社会参加につながる大変重要な学習であり、専門的な知識や指導を必要とします。歩行指導は、単に目的地まで到着することだけが目的ではありません。歩行には、様々な場所を歩く経験や基本的な白杖操作、環境の認知、地図の活用、公共交通機関の利用、援助依頼などの様々な要素の習得が必要であるため、自立活動での指導を中心に、学校教育全体を通して指導を行います。

【歩行に関する文献等】

○文部省（昭和60）、『歩行指導の手引』、慶應義塾大学出版社

歩行指導において教師が身に付けるべき基礎的な事項を系統的に整理して具体的に解説された実践的な手引書となっています。

○青木隆一監修（平成28）、『見えない・見えにくい子供のための歩行指導Q & A』、

ジアース教育新社

歩行指導の経験が少ない教師にも分かりやすく、基礎的な内容が書かれています。

○芝田裕一（2007）、『視覚障害児・者の理解と支援』、北大路書房

○芝田裕一（2010）、『視覚障害児・者の歩行指導－特別支援教育からリハビリテーションまで－』、北大路書房

歩行の指導に当たる上で、まず、視覚障がいのある子供にとっての歩行と歩行指導の意義についておさえておきましょう。

文部省（昭和60年）『歩行指導の手引』、慶應義塾大学出版社、pp. 1-2より抜粋、作成

＜視覚障がい者と歩行＞

オリエンテーション
(定位=環境認知)

+

モビリティー
(身体移動=歩行運動)

- ・歩く動作のみに着目してはならない。
- ・環境認知と歩行運動の調和のとれた能力の育成に努めることが最も大切である。

＜歩行指導の意義＞

- ・人間行動としての歩行は、目的を果たすために身体を移動させることである。つまり、独立した一人の人間として、主体性を持ち、環境とのかかわりの中で目的的行動として歩くことである。したがって、一人で、安全に、能率よく歩いて行って、目的を達成できる歩行の能力を養うことが、歩行指導の究極の目標である。
- ・視覚以外の諸感覚の活用や補助具の利用等による環境の認知に関する指導や歩行に必要な身体的諸動作の基本的な指導が、意図的・計画的に行われない限り、安全かつ効率的な歩行の能力を身につけることはできない。
- ・歩行指導は、環境内における自己及び目的地の位置を定める「定位」(オリエンテーション)と、安全かつ能率的に、しかもバランスの取れた姿勢で歩く「身体移動」(モビリティー)の両面から行われるのである。

ここで、歩行の際に持つ白杖について基本的な事項を確認しましょう。視覚に障がいのある人が白杖を持つことは、道路交通法に定められています。

<道路交通法第14条（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護）>

目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。）は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていかなければならない。

ここで示されている「政令で定めるつえ」とは、白色又は黄色のつえとしています（道路交通法施行令第8条）。白杖は、それを頼りに周囲の状況を察知しながら歩くことだけではなく、自分の安全を守るためにシンボルとしての役割もあります。弱視の子供は、白杖を持つことに抵抗を示す傾向があるので、保護者の理解を得た上で、慎重に指導を行う必要があります。詳細は、『見えない・見えにくい子供のための歩行指導Q&A』pp.48-49で確認しましょう。

直杖（ちょくじょう）



折りたたみ白杖

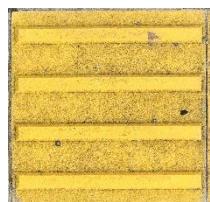


点字ブロック

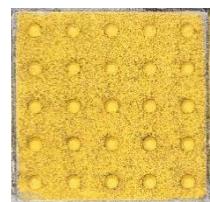


「点字ブロック」とは通称名称で、正式には「視覚障がい者誘導用ブロック」と言います。視覚に障がいのある人が歩いたときに足下でその触覚を感じたり、白杖のチップ（白杖の先端部分のこと。「石突き（いしづき）」とも言う。）で確かめたりしながら安全に歩くために使われています。また、点字ブロックのコントラストを頼りに歩いている人もいます。点字ブロックには、「誘導ブロック」と「警告ブロック」の2種類あります。安全で効率のよい歩き方をするためには、点字ブロックの利点の他、環境認知など注意しなければならないこともありますので、段階的に指導を進める必要があります。また、白杖を持って歩く学習の初期段階では、実際に点字ブロックを触って、その意味を教えることも大切です。

<誘導ブロック（線状ブロック）>
進行方向を示します。



<警告ブロック（点状ブロック）>
危険な箇所や誘導対象施設等の位置を示します。





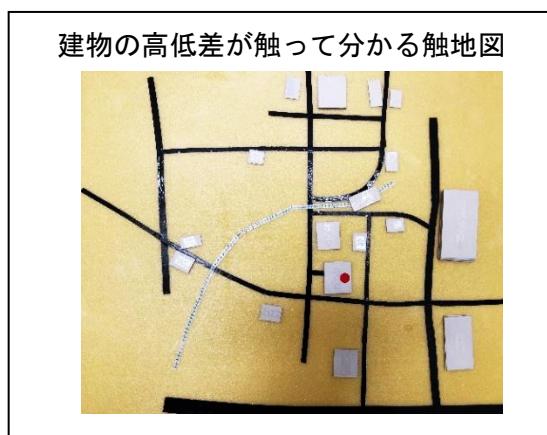
歩行指導は、乳幼児期から学校卒業後まで、長期的な見通しをもった指導が行われます。個別の指導計画に基づいて指導を進めますが、子供や保護者のニーズに対応した指導も重要となります。子供が「一人で家に帰りたい」「コンビニまで一人で行って買い物したい」など、目的意識をもつことで歩行学習への意欲も高まり、主体的な取組につながります。保護者からも、ニーズを聞き取ったり、歩いたことのある道路を地図で確認したり、公共交通機関の利用の様子を伺ったりなど連携を図りながら、指導に当たりましょう。

歩行学習指導の順序の例として、右のような手順が挙げられます。右の例を参考に、歩行指導における自立活動の内容6区分27項目との関連付けた指導を進めましょう。

また、目的地まで歩くためには、地図を活用した学習も重要です。目的地までのルートやランドマーク（目印、手がかり）を知り、メンタルマップ（頭の中の地図）を描き、歩きます。歩行指導で活用する地図は、子供の実態に応じて、模型や触地図などの教材・教具の工夫が必要です。

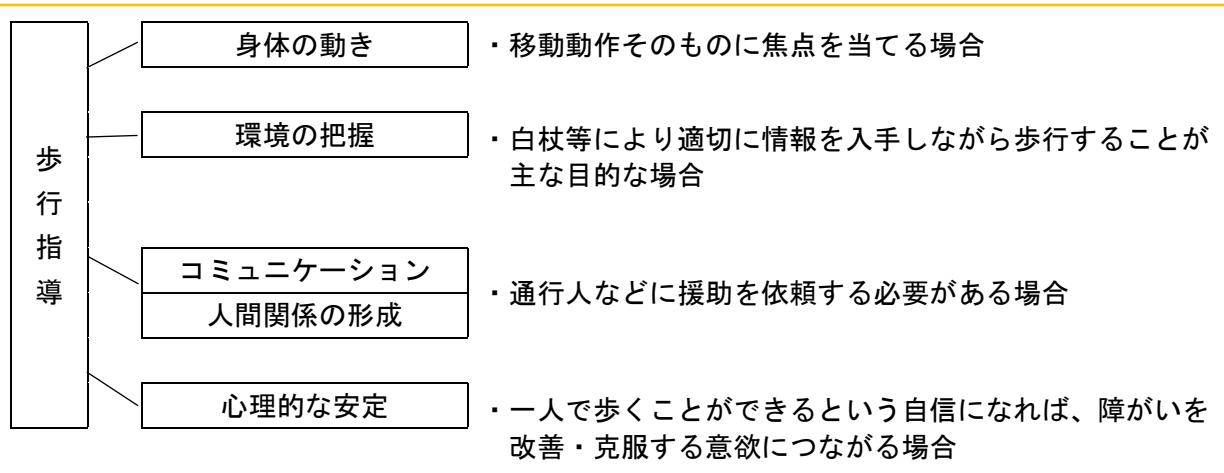
- (ア) 手引き歩行（介添歩行）
- (イ) 室内移動時の伝い歩き
- (ウ) 白杖の導入と操作法
- (エ) 学校近隣の住宅街の歩行
- (オ) 交通機関の利用
- (カ) 混雑時の歩行と援助依頼
- (キ) 単独通学などの応用歩行

「歩行指導の手順」
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
(2020)、『特別支援教育の基礎・基本2020』、
p. 113より抜粋



＜歩行と自立活動＞

歩行指導は個別の指導計画を作成し、自立活動の時間を中心に学校の教育活動全体を通じて行われます。「第2章 自立活動の指導 視覚障がいのある子供の自立活動」(pp.61～81)を参考にしましょう。また、社会科や生活科などの各教科とも関連付けた指導も重要です(p.91、p.98)。



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2020）、『特別支援教育の基礎・基本2020』、ジアース教育新社、p.112



国家資格ではありませんが、視覚障がい者に対する歩行訓練の他、点字やパソコン、調理や食事など日常生活に必要な技能の指導を行う専門職として、「歩行訓練士（視覚障害生活訓練指導者）」という資格があります。その歩行訓練士の資格をもつ教師が中心となって歩行指導を行っている視覚支援学校（盲学校）もあります。歩行指導は子供の命に係る大変重要な指導ですので、安全面も配慮した計画的な指導が求められます。

こ ら む

#点字ブロックの日

3月18日は「点字ブロックの日」。点字ブロックは三宅清一さんという方が発明し、1967年（昭和42年）、世界で初めて岡山県立盲学校近くの横断歩道で設置されました。

視覚障がいのある人にとって大事な点字ブロックですが、残念ながら、点字ブロックへの理解が社会に浸透している訳ではありません。点字ブロックの上への駐車、駐輪、物が置かれるなど、視覚障がいのある人がそれにぶつかってケガをしたり、自転車を倒したり、白杖が折れてしまうなどのケースがあります。

全国の視覚支援学校では、点字ブロックの理解推進のために様々な取組を行っています。点字ブロックへの理解が進み、人に優しい社会になることを願うばかりです。



単独歩行に関するシステムフローチャート

歩行指導では、歩行に係る様々な要素に基づいた指導が必要となります。ここでは、『歩行指導の手引』(文部省)を基に考えられた「単独歩行に関するシステムフローチャート」(以下「フローチャート」という)を活用した指導を紹介します。単独歩行に向けては、様々な要素が複雑に絡み、歩行指導における子供の全体像を大まかに把握した上で、細かな指導が必要とされますので、このフローチャートを活用して、子供の実態を俯瞰して捉え、現時点での指導の内容や方法を探り、見通しをもった指導につなぐことが期待できます。(以下、岩手県立盛岡視覚支援学校校内研究資料より)

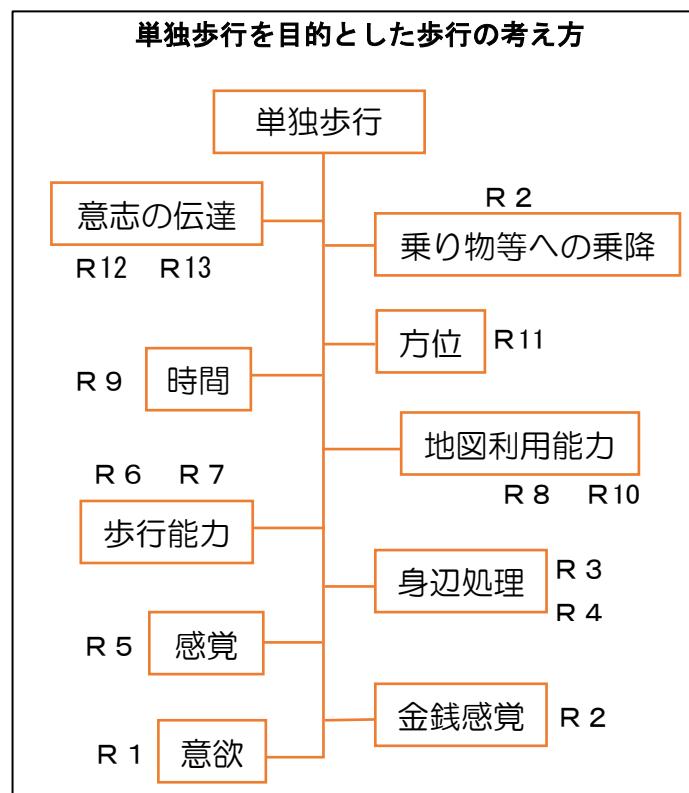
チェックリストとシステムフローチャートの活用の仕方

- 1 チェックリスト (pp. 19~21) を用い、現時点での子供の実態をチェックする。すでに達成されている内容はチェックし、あいまいな場合はチェックしない。
- 2 「1」でチェックしたものを、「システムフローチャート」(p. 22) に転記する。達成済みの内容は、枠内を黒塗りにする。
- 3 「2」で作成したフローチャートを基に、現時点での子供の全体像を捉える。
- 4 目標とする単独歩行まで、どのような内容を身に付けるべきか、家庭や寄宿舎と連携を図りながら、個別の指導計画や年間指導計画を立案する。

* 「システムフローチャート」(p. 22) の枠内はチェックリストの内容を略しているので、番号も手掛けりとする。チェックリストの項目によっては、内容が重複したり、番号順でない場合もあったりするので留意する。

項目	内容	前提条件 R
1	意欲	R 1
2	金銭の取扱	R 2
3	乗り物等への乗降	
4	身辺処理	R 3 R 4
5	感覚の利用	R 5
6	歩行能力	R 6 R 7
7	地図利用能力	R 8 R 10
8	時間	R 9
9	方位	R 11
10	意志の伝達	R 12 R 13

* R とはルート (ROUTE) のこと。目標とする単独歩行までのルートを示す。



子供の実態によっては、作成したフローチャートの黒塗り箇所が順にならない場合を考えられますので、その場合は柔軟な対応が必要です。

また、フローチャートを用いた子供の実態把握から、どのような指導を行ったのか「歩行指導の記録」(p. 23) に具体的に記録することが重要となります。個別の指導計画に加え、歩行指導の記録もファイリングし、系統的な指導につなげましょう。本指導資料 p. 106 に記録の様式を掲載しています。

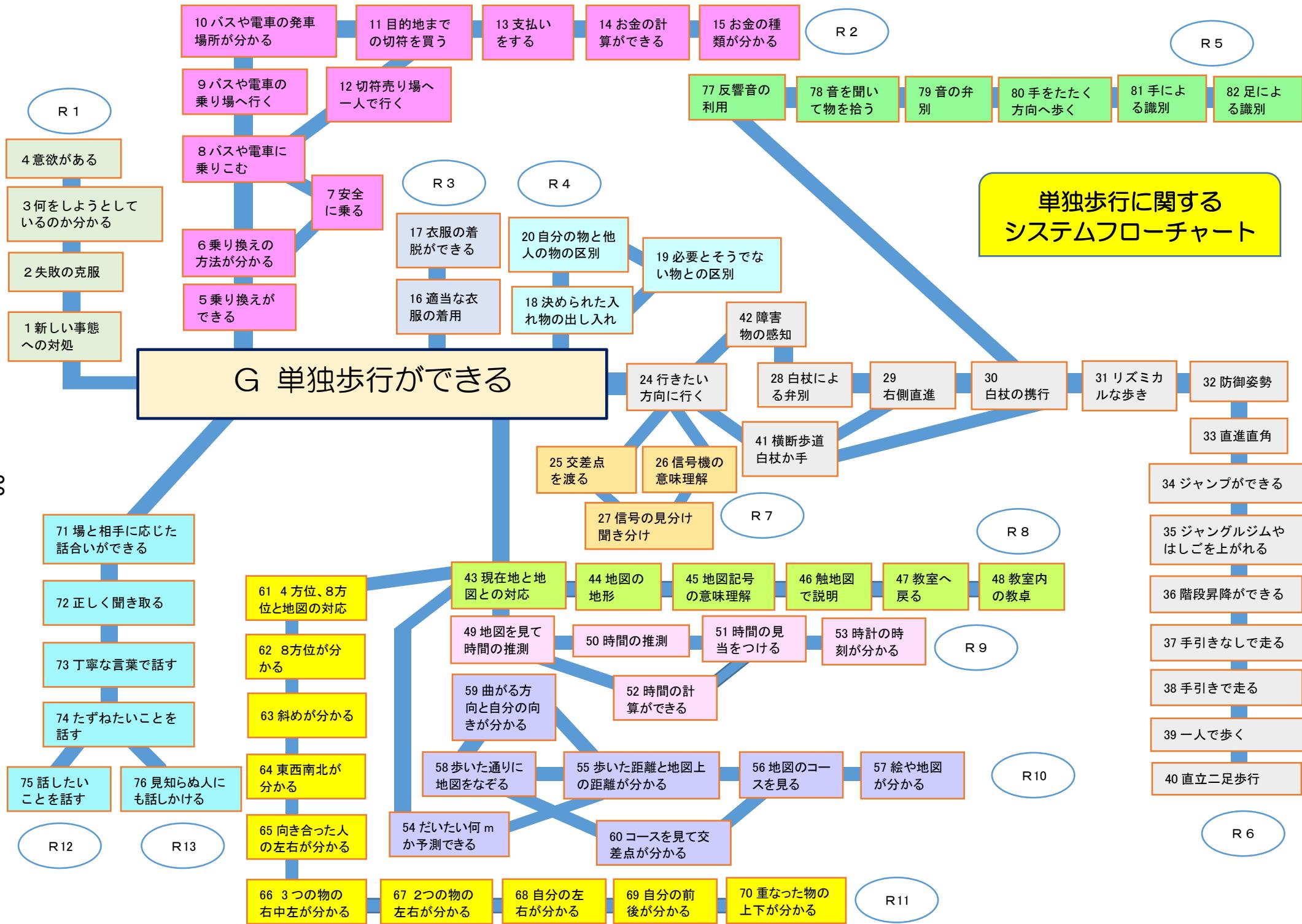


<チェックリスト>

項目	内容	R番号
意 欲	4 やってみようという意欲がある。 3 自分が今、何をしようとしているのか、何をしているのかが分かる。 2 失敗してもそれを克服していこうとする。 1 今までの経験を生かして、新しい事態に対処して行ける。 G 目的	R 1
金 銭 の 取 扱	15 お金の種類が分かる。 14 お金の計算ができる。 13 必要なだけのお金を出して支払いができる。 12 切符売り場へ一人で行く。 11 目的地までの切符を買うことができる。 10 目的地行きのバスや電車の発車場所が分かる。	R 2
乗 り 物 等 へ の 乗 降	10 目的地行きのバスや電車の発車場所が分かる。 9 目的地行きのバスや電車の乗り場へ行ける。 8 目的地行のバスや電車に乗りこむことができる。 7 安全な方法で乗っていられる。 6 乗り換えたりする方法が分かる。 5 乗り物を乗り換えることができる。 G 目的	
身 辺 処 理	17 一人で衣服の着脱ができる。 16 季節や目的を考えて、適当な衣服を着用できる。 G 目的	R 3
	20 自分の物と他人の物との区別ができる。 19 必要な物とそうでない物と区別ができる。 18 決められた入れ物に物を入れたり出したりできる。 G 目的	R 4
感 覚 の 利 用	82 足で材質を識別できる。(土、コンクリート等) 81 手で材質を識別できる。(木、金属等) 80 手をたたくとその方向へ歩いていく。 79 近づく音と遠のく音の弁別ができる。 78 音を利用して落とした物を拾う。 77 反響音を利用して前に壁があることが分かる。 30 白杖を携行して歩ける。	R 5

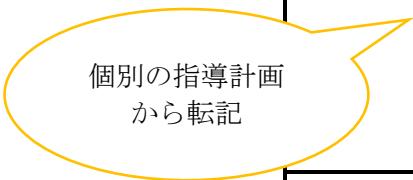
項目	内容	R番号
歩行能力	40 直立二足歩行ができる。 39 支えがなくても一人で歩ける。 38 手引きがあれば走れる。 37 手引きがなくても走れる。 36 階段の昇り降りができる。 35 ジャングルジムやはしごを上がる。 34 25cm以上のジャンプができる。 33 直進、直角の方向のとり方ができる。 32 防御姿勢がとれる。(上部防御、下部防御) 31 介助されてリズミカルに歩き、介助者の動きから段差のあることが分かる。 30 白杖を携行して歩ける。 29 道路の右側を直進できる。 28 白杖で材質を弁別する。(土、アスファルト等) 42 障害物を感じてそれを避けて通れる。 41 横断歩道で白杖を提示して(手をあげて)渡れる。 24 道路を通って行きたい方向へ行ける。 G 目的 27 信号の赤黄緑が見分けられるか、聞き分けられるか。 26 信号機の意味が分かり、指示に従って動ける。 25 交差点で行きたい方向へ行くための道路の渡り方が分かる。 24 道路を通って行きたい方向へ行ける。 G 目的	R 6
地図利用能力	48 教室内で教卓の位置が分かる。 47 慣れた場所から教室へ戻る。 46 触地図で校内の構造を説明できる。 45 地図の主な記号の意味が分かる。 44 地図に表された地形が分かる。 43 現在地と地図との対応ができる。 G 目的 57 絵や地図を見て、触って何であるかが分かる。 56 地図に示したコースを見ることができる。 55 実際に歩いた距離と、地図上の距離との対応ができる。 59 コースを見て曲がる方向や自分の向きが分かる。 58 自分が歩いた通りに地図をなぞることができる。 43 現在地と地図との対応ができる。 60 コースを見て交差点などを見分けることができる。 58 自分が歩いた通りに地図をなぞることができます。 54 地図を見て、だいたい何mかを予測することができます。 43 現在地と地図との対応ができる。 G 目的	R 7 R 8 R 10

項目	内容	R番号
時間	53 時計を見て時刻を知ることができる。 51 今、何時頃かを見当をつけることができる。 50 だいたい何分位たったかを推測することができる。 52 時間の計算をすることができる。 49 地図を見てだいたい何分位かを予測することができる。 43 現在地と地図との対応ができる。 G 目的	R 9
方位	70 重なった物の上下が分かる。 69 自分の前後が分かる。 68 自分の左右が分かる。 67 2つの物の右と左が分かる。 66 3つの物の右、中、左が分かる。 65 向き合った人の右と左が分かる。 64 東西南北の方位が分かる。 63 斜め前が分かる。(右斜め前等の方向を指示させる。) 62 8方位があることが分かる。 61 4方位、8方位を地図との対応において指し示すことができる。 43 現在地と地図との対応ができる。 G 目的	R 11
意志の伝達	75 自分が話したいことを話すことができる。 74 自分がたずねたいことを相手に分かるように話せる。 73 丁寧なことばで話すことができる。 72 相手の話の内容を正しく聞き取ることができる。 71 その場と相手に応じた話し合いができる。 G 目的	R 12
	76 見知らぬ人にも話しかけができる。 74 自分がたずねたいことを相手に分かるように話すことができる。 73 丁寧なことばで話すことができる。 72 相手の話の内容を正しく聞き取ることができる。 71 その場と相手に応じた話し合いができる。 G 目的	R 13



歩行指導の記録

この記録用紙は、段階的な歩行指導のために活用することを目的としています。年度末には記録をまとめ、整理し、次年度への指導につなげましょう。

学部・学年・氏名	部	年	氏名
指導者			
○個別の指導計画	<長期目標>		<評価>
 個別の指導計画 から転記		<短期目標>	<評価>
○指導期間・指導時間			
○ルート			
○指導の記録	白杖（ありなし）*○で囲む <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用 ・指導の重点など </div>		
○教材・教具 (触地図や模型など) *写真及び説明	<div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地図はルートが分かるように説明を付す。 ・歩行の様子を記録する。 </div>		
○歩行の様子の写真			
○次年度へ			

第1章 理論と指導に当たって (5) 点字表記法と点字指導の基本

フランスのルイ・ブライユによって創案された点字は、石川倉次により、明治23年に日本語に翻訳され、明治34年に「日本訓盲点字」として公表されました。ルイ・ブライユの点字は、現在、世界各国で使われています。点字で学習する子供にとっての「点字」は、障がいによる困難を改善・克服し、主体的な学びを通して、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を培うことに結び付きます。「点字」に対して、普通文字のことを「墨字（すみじ）」と言い、普通文字から点字に訳すことを「点訳（てんやく）」、その逆を「墨訳（すみやく）」と言います。

【点字に関する文献等】

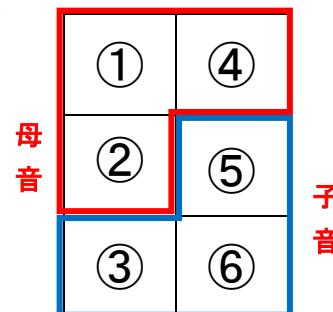
- 文部科学省（平成15）、『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、日本文教出版株式会社
- 点字表記辞典第6版編集委員会（2014）、『点字表記辞典第6版』
- 点字学習を支援する会 点字表記支援グループ（2008）、『点訳便利帳2008年度版』
- 視覚障害者支援総合センター、『点字表記辞典』
- 道村静江（2014）、『ここからはじめる点字・点訳の基本』、ナツメ社
- 文部科学省、『令和2年度特別支援学校（視覚障害）小学部点字教科書編集資料』

点字の基本的な表記法

1 点字の構成

点字は6つの点で構成され、六つの点はそれぞれ番号で表されます。①②④の点は母音、③⑤⑥の点は子音を表し、母音と子音の組み合わせが基本となります。

●●	●●	●●	●●	●●
ア	イ	ウ	エ	オ



例えば、母音に⑥の点を組み合わせると、カ行になります。

●●	●●	●●	●●	●●
カ	キ	ク	ケ	コ

<マス>

濁音の場合は、⑤の点に清音を組み合わせますので、2マスで構成されます。

●●●	●●●	●●●	●●●	●●●
ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ

半濁音の場合は、⑥の点に清音を組み合わせますので、2マスで構成されます。

●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
パ	ピ	ブ	ペ	ポ

拗音は④の点、拗濁音は④⑤の点、拗半濁音は④⑥の点を付します。2マスで構成されます。

【拗音】	●●●●	●●●●	●●●●
	キヤ	キュ	キヨ

【拗濁音】 二三二
ギヤ ギュ ギョ

【拗半濁音】 二三二
ピヤ ピュ ピョ

撥音、促音、長音は以下の通りに表します。

【撥音】(ン) 二二 二三二 (ホン 本)

【促音】(ツ) 二二 二三二三 (キッテ 切手)

【長音】(ー) 二二 二三二三 (ケーキ 空気)

句読点、疑問符、感嘆符は以下の通りに表します。

【句点】(。) 二二 □ □ (後は2マスあけます)

【読点】(、) 二二 □ (後は1マスあけます)

<例> 二三二三二二二二 □ 二三二三二二二二 □ □ 二三二三二二二二 ~ ~

(ボクワ、ハシッタ。ソシテ～～)

【感嘆符】(!) 二二 □ □ (後は2マスあけます)

【疑問符】(?) 二二 □ □ (後は2マスあけます)

2 語の書き表し方

点字表記には現代仮名づかいとの違いがあります。

(1) 助詞「は」「へ」は、発音通り「ワ」「エ」と書きます。

二三二三二二二二 □ 二三二三二二二二 (わたしは家へ帰る)
(ワタシワ イエエ カエル)

(2) 墨字で「う」と書く、ウ列でのばすように聞こえる音は長音符二二を使います。

二三二三二二二二 (サンスー) 二三二三二二二二 (オトーサン) 二三二三二二二二 (トーキョー)

3 数字

数字は、数符二三 を前置して表します。

二三二 (1) 二三二 (2) 二三二 (3) 二三二 (4) 二三二 (5) 二三二 (6) 二三二 (7) 二三二 (8) 二三二 (9) 二三二 (0)

(清音の表記「アイウルラエリオロ」と語呂合わせで覚えるとよいでしょう)

4 アルファベット

アルファベットの前に、外字符「・」を書きます。大文字は、大文字符「・」を前置します。

・・・・

・・・・・・

・・・・・・・・

a

A

C D

5 分かち書き

点字は、すべて仮名で表記されますので、文を理解しやすくするために「分かち書き」（「マスあけ」ともいう）をします。「分かち書き」の詳細については、『点訳便利帳』や『点字表記辞典』等を活用し、指導に当たりましょう。

(1) 自立語は前を区ります。

・・・・・・・・・・・・

ゆっくり あるく

・・・・・・・・・・・・

あさ はやく おきる

(2) 付属語（助詞、助動詞）は続けます。

・・・・・・・・・・・・

てんじを かく

・・・・・・・・・・・・

えきまで あるく

(3) 複合名詞は、3拍の意味のまとまりで区ります。

・・・・・・・・・・・・

てんじ ようし

・・・・・・・・・・・・

アイス クリーム

他、特殊音や算数（数学）で用いる記号、アルファベット、点字楽譜、英語の略字など、各教科の学習と関連付けた指導が必要です。小学校の各教科における点字指導については、「第3章各教科の指導～小学部を中心に～」(p. 82～) を参照しましょう。

いわゆる普通文字（墨字）は「きれいな字」（きれいに書いた字、きれいに字を書く）と言われますが、実は点字にも同じように「きれいな点字」があります。では、「きれいな点字」とはどのようなことを言うのでしょうか。

それは…

- ① 書いた点が破れたり、つぶれたりせず、きれいに盛り上がっている状態
- ② 修正箇所が少ない状態（点字の修正にはメ「・」を使う）
（メ「・」が多いと、読みづらいですよね。）

と言われています。①は、書く時の力加減が重要になりますので継続した練習が必要ですし、②は、なるべく修正しないように、頭の中でしっかりと考えをまとめ、文章化することが重要です。

点字は墨字のように消しゴムでは消すことができませんので、なるべく修正しないで書く指導が必要です。このように点字は、墨字とは異なる性質があるので、留意しながら指導を進めましょう。



点字指導のポイント

点字指導には、「読み」の指導、「書き」の指導、「点字表記法」の指導があります。また、点字学習を始めるに当たるレディネスや、点字を使用する子供への漢字指導も重要です。

1 点字学習のレディネス

6歳前後で点字の読み書きの学習を始めるとしても、そのレディネスが乳幼児期に形成されていなければ、学習は困難であると言われています。



pp.28-29

2 読みの指導

初期学習では、6点の位置や形、マスの数、線の長短などの弁別を学習します。また、両手読みや行たどりも併せて行います。指先での触読する力だけではなく、どれだけ言葉や文字を知っているのかも重要となります。読みの習得には時間がかかりますが、ここでの習得が書きの指導につながります。



pp.30-31、p.37

3 書きの指導

書きの指導は、ある程度読みが進んだ段階から取り入れるとよいと言われています。読みに困難さがあり、意欲が低下しそうな場合は、書きの指導で点字が書ける楽しさをもてるようにする方法もあります。



pp.32-36、p.37

4 点字表記法の指導

各教科等での語の書き表し方や分かち書き、ノートの取り方、手紙の書き方、テスト問題の解き方等、学年に応じた指導を行います。分かち書きの習得には、言葉の意味理解と読み書きの練習の積み重ねが必要です。



pp.24-26、p.38

5 漢字指導

点字を使用する子供にとっての漢字は、生活するための情報の確保や、コンピュータ等の情報機器を活用する上では欠かせないものです。漢字は、表音文字である点字の言葉の意味理解を助けるものでもあります。



p.83、pp.88-90

点字学習のレディネス

『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 10-21

点字指導を行う上で、子供の経験不足や発達の遅れなどのために十分なレディネスが形成されていない場合は、点字学習を行うための動機付けの学習が必要です。子供一人一人の実態を見極めて必要な指導事項を取り上げ、計画的に行うことが大切です。

1 触運動の統制と弁別の学習

チェック	学習の内容及び指導の留意点等
	両手を巧みに動かして行う。両腕全体として滑らかな動作を行うことができるようになる。
	手指の分化（おもちゃ、日用品、教具などに積極的に手を出して、たたく、握る、つかむ、つまむ、押す、引っ張るなどの様々な動作）
	両手の分業と協応（巧みに一つの仕事を完成させるためではなく、それらを行う場合の状況把握ができること）
	両手の運動（縦、横、斜めなどの直線運動を円滑に行うこと） 図形や空間の概念形成、点字触読の行たどり運動の学習の基礎となる。
	大きさ、長さ、太さ、厚さ、重さ、硬さなどのカテゴリーの弁別 「大きい、中ぐらい、小さい」などのような3段階程度の尺度による弁別

2 触空間の形成と点の位置付けの学習

チェック	学習の内容及び指導の留意点等
	数え始めた位置を基準として、数を数える。 両手で触覚的に観察する場合は、片手で基準点を押させて、もう一方の手で基準点を移して数える。
	自分を中心とした身体座標軸の形成（上下、左右、縦、横、斜め、左上、右上、左下、右下）
	空間における位置付け（箱の中と外、部屋の真ん中と隅など）
	形の弁別 順序付け、方向付け、位置付けの学習と組み合わせて指導する。

3 音声言語の分解・構成の学習

チェック	学習の内容及び指導の留意点等
	話し言葉の構成要素の分解・構成 文節意識を明確にし、文節と文節の関係を助詞や助動詞の使い方と関連させて理解できるようにする（例：主語と述語など）。
	音（音声言語としての日本語の最小単位）による単語の分解・構成 仮名文字である点字学習のレディネスとしては極めて大切である。 例 ピンポン（4拍）、ラッパ（3拍）、チューリップ（5拍）
	幼児語などの発音の矯正 発音が明瞭でないとそれに対応して誤った点字を選択することになりかねない。

4 象徴機能（事物・事象の意味や概念・イメージなどを標識によって表すことができる能力や働きのこと）の学習と点字学習への動機付け

チェック	学習の内容及び指導の留意点等
	<p>事物・事象の一部分やその状態の変化を標識としたり、模型、おもちゃ、凸凹などを標識としたりして、実際の事物・事象の存在や状態、構造、機能などを理解する。</p> <p>例　・石ころやプラスチックの模型などを実際の卵に見立てて遊ぶ。 ・物の属性の一部分を触ったり、聞いたりしてその物を当てる遊びやごっこ遊びをする。 ・触ることができる絵本と模型や実物とを対応させて遊ぶ。</p>
	<p>シンボルマークと事物・事象を対応させる。</p> <p>事物・事象を触覚や聴覚などで確かめながらその名称を覚えたり、自分の動作と言葉を関連付けて覚えたりする機会を設ける。（バーバリズムからの脱却）</p> <p>例　・名札の代わりとして持ち物、机、げた箱に乗り物や花の形で作ったマークを触って識別できる。単純な幾何図形でもよい。</p>
	<p>シンボルマークから点字への置き換えをする。</p> <p>例　・名札として用いていたシンボルマークに点字を書き添えたものを、友達や先生などの分まで用意し、それぞれの人に配ったり、その人の机に置いたりする。 ・点字カードとおもちゃ、日用品などを対応させる遊びをする。 ・教室内のいろいろな物に点字で単語シールをはり、点字と具体物との対応をする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>＜点字カードの例＞</p> <p>つくえ いす</p> <p>*はじめに点字のメ「⠼」と2マス書き、1マスあけてから書く *メメ「⠼⠼」を基準にして読む。(点字の上下を逆さまに覚えて、混乱を引き起こさないようにするための配慮) *この段階では、点字を1字ずつ読むというより、単語として大まかにとらえることができれば十分とする。</p> </div>
	<p>点字1字ずつに興味をもつようになった段階での単語の構成</p> <p>例　・一つの磁石に1マスの点字を貼り付けたものや各種の大きさの点字模型（p.37）を用いる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>＜教材の例＞</p> <p>一つの磁石にメメ「⠼⠼」を基準にして、点字1字を付けた教材を作成し、子供に単語を作らせる。</p> <p>あさ くつ</p> <p>*メメ「⠼⠼」を付けない場合は、上下が逆さにならないように留意する。</p> </div>

点字の読みの指導

点字の読みの指導方法には、統一されたものはありませんが、『点字学習の手引（平成15年改訂版）』（文部科学省）や『点訳便利帳』（点字学習を支援する会）を参考に、子供の実態に応じて指導しましょう。点字の読み書きの指導では、「読み」の指導を先行します。（以下、縦半マスを「左半マス」、「右半マス」という）

1 点字入門期における点字の読みの学習

＜指導上の留意点＞ 『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 27-31

- ・後になって両手読みに移るのはかなり困難であることから、入門期から両手読みの学習を開始する。
- ・文字としての学習以前に相当な時間をかけて、点字触読の枠組みを習得させる。
- ・両手読みの基本である行たどりと行移しの動作が1行当たり数秒以内で滑らかにできるよう繰り返し練習する。
- ・1マスあけと、2マスあけの区別、行の中における点の上・中・下の位置の区別、1マスの点字の領域と隣のマスとの間隔、1マスの点字の左半マスと右半マスの位置の区別などができるように繰り返し練習する。

＜両手読みの動作の制御と点字触読＞ 『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 84-111

- 両手で横や縦の線をたどる。
- 行と改行の線をたどる。（両手で、左手で）
- 行の長さを確かめる。
- 行たどり、改行動作をする。（「メ」、「レ」、「フ」の字）
- マスあけの切れ目を探す。
- 1マスあけ2マスあけを区別する。
- 「メ」の字がいくつか数える。
- 行の途中の変わり目を読み取る。（マスあけあり） ♪ ♪ ♪
- 行の途中の変わり目が読み取る。（マスあけなし） ♪ ♪ ♪ ♪ ♪ ♪
- 点の位置（上・中・下）を弁別する。
- 点の位置（左半マスか右半マス）を弁別する。
- 点の位置を区別する。
- 縦半マスの棒と点を弁別する。
- 先さきと後あとを組み合わせて読む。



国語の点字教科書、小学校第1学年第1巻には、原典にはない「点字学習のための導入教材」が追加されています。また、算数の点字教科書小学校第1学年第1巻には入門期で指導する指たどり（触運動）の教材が追加されています。国際浮出印刷から製本化された『点字導入学習プログラム』は、特殊UVインクによる点字で印刷された教材です。これらを参考に、子供の実態に応じた教材を工夫しながら指導に当たりましょう。

『点字導入学習プログラム』Webページ <http://tenji-sien.net/dounyu.htm>

2 清音50音の読み取りの学習 『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 111-144

点字を読み取る場合、両手の指先の触覚に右から左へと継時的に通り過ぎるので、手指を逆行させないで点字を滑らかに速く読み進めるためには、継時的な特徴を瞬時に捉え、その文字や符号が何であるのか判断しなければなりません。点字の6点を縦半マスずつに分解して、その点や棒と認識させ、組み合わせて指導します。

＜継時的な点字の読み取りの学習＞

ア行・ナ行・カ行・ハ行の点字の読み取り

- 左半マスの①、②、③の点のみからなる文字（ア●● イ●● ナ●● ニ●● ワ●●）
- 右半マスに④の点が出てくる文字（ウ●● エ●● オ●● ヤ●● ネ●● ヌ●● ノ●●）
- ア行とナ行の文字
- 右半マスに⑥の点のみが出てくる文字（ハ●● カ●● ヒ●● キ●●）
- 右半マスに④・⑥の点が出てくる文字（フ●● ユ●● コ●● ケ●● ホ●● ク●● ヘ●●）
- カ行とハ行の文字

タ行・ラ行・サ行・マ行の点字の読み取り

- 右半マスに⑤の点のみが出てくる文字（タ●● ラ●● チ●● リ●● ヲ●●）
- 右半マスに④・⑤の点が出てくる文字（ト●● ロ●● テ●● ツ●● ョ●● ル●● レ●●）
- タ行とラ行の文字
- 右半マスに⑤・⑥の点が出てくる文字（ミ●● シ●● マ●● サ●● ン●●）
- 右半マスに④・⑤・⑥の点が出てくる文字（メ●● ソ●● ス●● ム●● モ●● セ●●）

ヤ行、ワ行の読み取り

- 左半マスが③の点で始まる文字（ヤ●● ユ●● ヨ●● ワ●● オ●● ン●●）

点字の読みで難しいと考えられることの一つに、鏡文字（左右逆転文字）の区別が挙げられます。50音が読めるようになってくると、鏡文字で混乱をきたし、点字が嫌になることがありますので、丁寧に指導を進めることが大切です。また、点字の読みが十分に習得されていないと、点字の書きにも影響を及ぼしますので、注意が必要です。さらに、子供によって読み間違いややすい点字もあったりしますので、その点字をリストアップすることで、その子供の触読の癖を把握し、早期に正しい触読の仕方を習得するように指導することも重要です。

＜鏡文字の例＞

●● ●● (オ、ラ)	●● ●● (カ、ヤ)	●● ●● (シ、ト)	●● ●● (ソ、チ)
●● ●● (エ、ル)	●● ●● (リ、ロ)	●● ●● (タ、コ)	

点字の書きの指導

点字の書きの導入では、点字タイプライタを用いて行うことが効果的であると考えられています。また、点字盤や携帯用点字器などの指導も適切な時期に行うことが重要とされています。

1 点字入門期における点字の書きの学習 『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 31-32

＜指導上の留意点＞

- ・書いた点字を容易に読んで確認できること、マスの間隔を大きくして容易に触覚による確認ができるように配慮する必要がある。
- ・点字の書きの導入は、点字タイプライタを用いて行う方が効果的であると考えられるがその場合も適切な時期に点字盤や携帯用点字器などの指導を行う必要がある。
- ・点字タイプライタを用いて書きの指導を行う場合、六つの点字キーの位置に置かれた指の組み合わせと動作のイメージで、点字を書く指導を行う。
- ・紙を挟んだり、行替えをしたりする動作も点字タイプライタの構造を機能に即して、基本的なものを最初から正確に習得させる。

2 点字タイプライタによる書きの学習 『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 170-174

点字タイプライタには、凸面書きのものをと凹面書きのものがあります。凸面書きの点字タイプライタは、書いた文字を裏返さずにそのまま読むことができ、適当な力でキーを押せば一様な点字を書くことができます。

点字タイプライタ

パーキンスブレーラー（凸面書き）



キーの配列

パーキンスブレーラーで点字を書く様子



点字の指導に当たる上で、留意しなければならないことがあります。それは、「点字を使ってどのように指導するのか」ということです。ここに、視覚障がい教育の専門性が問われるといつても過言ではありません。点字で学ぶ子供に対して、どのように点字で指導するべきなのかが重要で、点字を習得することが目的ではないということに留意しましょう。

(1) 点字タイプライタの使い方の学習

＜点字タイプライタの使い方の学習＞

- 点字タイプライタの操作を覚え、一人で動かす。

留意点

- ・乱暴にキーをたたかないように、指導者がキーをたたいて音を聞かせ、指の強さを知らせる。
 - ・マスがけキーは親指を使うが、初めはどの指で操作してもよい。キーを押して指を離すと、ヘッド部が一マス動くことを理解させる。
 - ・それぞれのキーにシールなどをはって手がかりとするなどの工夫をする。

- 点字用紙を正しく差し込み、書き始めの状態にする。

留意点

- 点字用紙を縦長に入れたとき、紙の両側を押さえることができない場合は、紙押さえのアタッチメントを使い、行送りのときに点字用紙が曲がらないようにする。
 - 点字用紙を正しくセットすることが、点字タイプライタを使用する際の基本であることを認識させる。最初は、点字用紙が正しくセットされているか指導者が確認する。

＜点字タイプライタの使い方の学習＞

点字タイプライタは、点字用紙に点を浮き出して書くため、力が弱いと薄い点にしかならないので、リズミカルにどの指も平均した力でキーを押せるようにする必要がある。特に、キーを押す指の形、手首の角度、姿勢、押す強さなど、点字を書く練習に移行できるための基本を指導することが大事である。

(2) 点字タイプライタによる書き方の基本練習

＜虚字タイプライタの書きの学習＞

- ①②③④⑤⑥の点のキーを押す指を机の上で動かし、キーを押す指をスムーズに動かす。

＜練習の例＞

- (ア) ①②③④⑤⑥の点 ⋮ (才) ②④⑤⑥の点 ⋮
(イ) ①③の点 ⋮ (力) ②⑤の点 ⋮
(ウ) ①③④⑥の点 ⋮ (キ) ①②③⑤の点 ⋮
(エ) ②の点 ⋮

留音点

- ・キーの配列に合わせて指を広げ、それぞれの指を自由に上下できるように指の分化を図る。
 - ・無作為に点の番号を読み上げ、それを指で示すゲームをしたり、読み上げるスピードを徐々に上げたりしていくなど、練習に対して興味を引き出す工夫をする。

- 点字タイプライタのキーを押す指をそれによって書ける点との対応を、実際に書いた点を調べることによって確認する。また、メ「::」をきれいに書く。

留意点

- ・キー配列と指との対応練習なので、文字としての点字を教えることは避ける。
 - ・様々な模様を書き出してみるなど、練習に対して興味を引き出す工夫をする。
 - ・きれいな点の意味を理解させるために、指導者と児童が1行おきに順番に書き、比較させて、違ひに気付かせるのも効果的である。

3 点字盤・携帯用点字器による書きの学習 『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 174-178

（1）点字盤・携帯用点字器による学習の意義

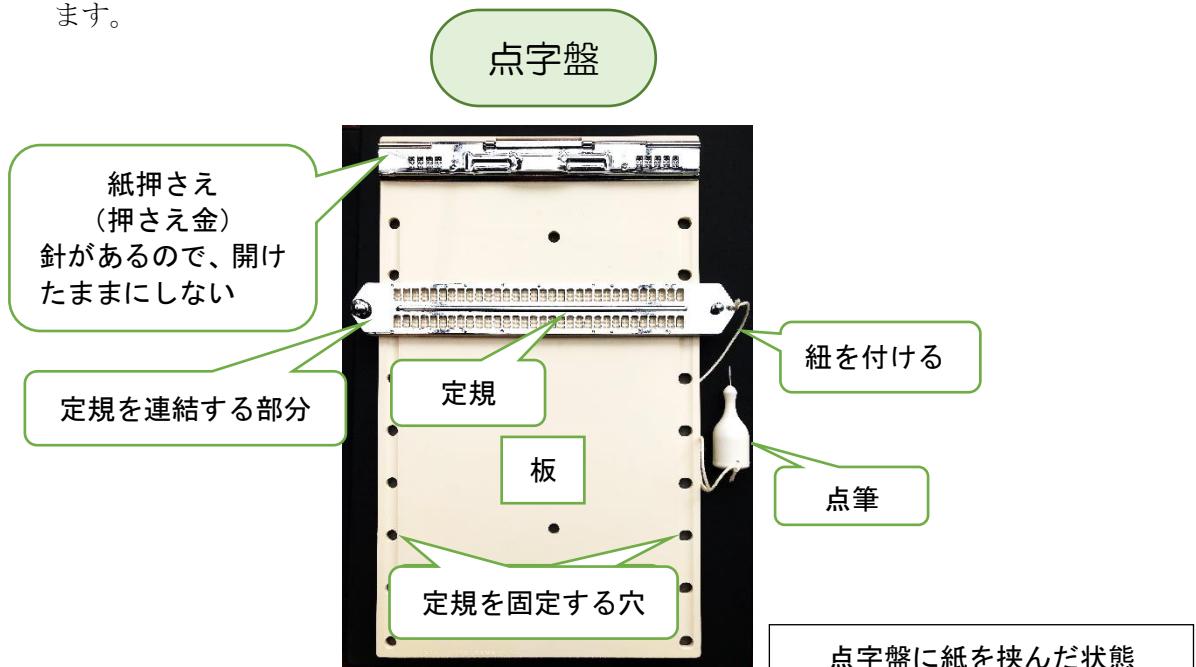
点字盤は、携帯に便利であることと、故障が少ないと、書いているときの音が静かであることなど優れた点があり、その有用性は、学習が進むにつれて高くなるので、適切な時期に点字盤による書きの指導を行う必要があります。

（2）点字器・携帯用点字器の特徴と指導の留意点

- 書いたものを裏返して読むため、読みと書きでは点の位置が左右逆になります。書く場合は、右から左へ凹点を作っていく、読む場合は紙を裏返し、凸点を左から右へ触読します。
- 点字盤の小さいマスに1点1点順を追って書いていくためには、手指の機能や巧緻性の発達が必要です。
- 紙のセットの仕方や定規のずらし方、あるいは右手で書くときの左手のガイドの仕方などを正確に指導して、滑らかに動作ができるようにすることが重要です。

（3）点字盤の構造

点字盤とは、木質部（プラスチック部）を主とした板の部分、定規、点筆の三つを指します。



＜点字用紙の挟み方＞

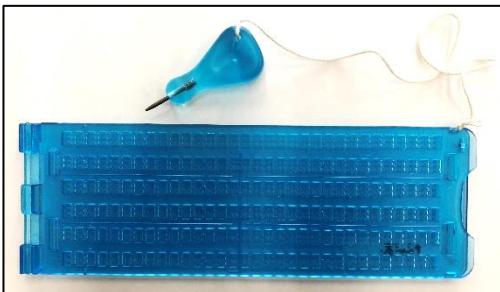
- ①点字用紙の端（上と左）を点字盤に沿って正確に当てる。
- ②点字盤からはみ出た右の部分をしっかり折り目を付ける。もう片方の手は、用紙が動かないように押さえる。
- ③点字盤から用紙を外し、折り目に沿ってしっかり折る。
余白部分はファイリングの穴となる。
- ④用紙は折しろが右上向きのなるように置き、紙押さえの針に注意しながら挟む。
- ⑤定規は右側が開くようにして用紙に挟む。

点字盤に紙を挟んだ状態



(4) 携帯用点字器の構造

小型携帯点字器



点字器と点字盤との違い

- ・点字器は、点字盤の定規の機能と点字板の機能が一体となったもの。
- ・点字用紙に折り目を付ける必要がない。
- ・行移しは点字器の上下に出ている針によってつけられた点字用紙の穴に沿って行う。

(5) 点字盤・携帯用点字器の使い方の学習

＜点字盤・点字器の使い方の学習＞ 『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 175-178

□ 点字盤の各名称を覚え、押さえ金の開閉の仕方、定規のはめ方と送り方を覚える。

留意点

- ・名称を覚える際に、それぞれの用具を正しい方法で持っているかを確認する。
- ・点字盤は、点字板、定規、点筆の三つの用具を合わせて使うものなので、学習の初期の段階のうちに点字盤入れなどを使い、ひとまとめにしておく習慣をつける。
- ・押さえ金には二組の針が出ているので、開けたままにしないでおくこと、開ける場合は、中央部を持つようにすることなどに注意する。
- ・定規を移動する場合は、定規の裏の突起部を点字板の溝に沿ってスライドさせ、溝の穴をとばさないように注意する。

□ 点字用紙を板の部分に挟み、定規を動かす。

留意点

- ・それぞれ、一通りの練習をしたならば、完全に習得できるまで練習を繰り返す必要はない。
- ・指導者が折って針穴をつけた点字用紙を用意するなどして、折り方、挟み方の一部を補助してやり、点字盤による書きの指導を行う中で、点字用紙の折り方や挟み方、定規の移動の仕方などの習熟を図る。

□ 点筆の持ち方、使い方が正しく理解できる。

留意点

- ・点筆の動きは、右から左になるが、読みの場合の手指の運動に慣れていると、左から書き始めかねないので注意が必要である。
- ・点筆を垂直に点字用紙に当て、まっすぐに押し出さないと点字の凸部分がちぎれたり、一部分が穴になったりして汚い点字になる。きれいな点字を書くように指導する。
- ・点筆を強く握り締めていると疲れやすいので、力の入れ方についても注意する。
- ・特に、低学年において、力がないために点が押し出せないような場合は、厚さの薄い点字用紙を用意するなどの配慮が必要である。

(6) 点字盤・携帯用点字器による書き方の基本練習

点字盤・携帯用点字器の扱いに慣れた後、点字を書く練習に入ります。六つの点を自由に書くことに慣れ、これまで覚えた点字を使った単語を書くなど、点字学習の意欲を喚起しましょう。

＜点字盤・携帯用点字器による書き方の基本練習＞ 『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、

p. 178

- 六つの点を自由に書く。

＜練習の例＞

- | | | | |
|--------------|----|------------|----|
| (ア) ①③④⑥の点 | ●● | (エ) ②③⑤⑥の点 | ●● |
| (イ) ①②④⑤の点 | ●● | (オ) ②の点 | ● |
| (ウ) ①②③④⑤⑥の点 | ●● | (カ) ②⑤の点 | ●● |

留意点

- ・1マスの点字の書き順は、特に決まっていないが、手の筋肉運動を考えて上から下へ、また右から左への動きを基本とする。習熟した書き手が自分なりに能率的な書き順を工夫することは、よいことであるが、初期の学習段階の児童の場合は、基本に沿うようとする。
- ・六つの点を書く練習の中で、「●●」を書く競争をするなどして興味をもたせ、単純な練習にならないように配慮する。

(7) 書き方と姿勢

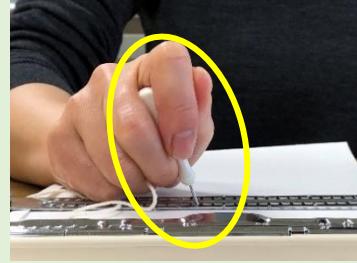
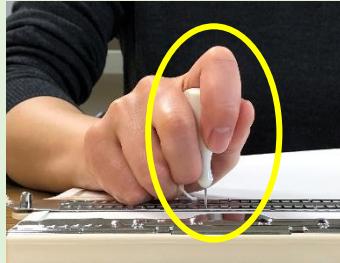
子供の書く動きをチェックしながら、誤った癖が付く前に指導することが大切です。『点訳便利帳』（点字学習を支援する会）には詳細が書かれているので、参考にしましょう。

＜点字盤の操作のチェック項目＞ 『点訳便利帳』、参考資料 p. 4

- 点筆は適切な握り方をしているか。
- 手首の位置は安定しているか。
- 肘が、体から離れすぎていないか。
- 点筆を垂直に下ろして書いているか。
- 点筆の先で、マスの数や点の位置を正確に探れるか。
- 左手人差し指のガイドがなくても打てるか。
- 書かないときは、点筆を定規の右端の穴に差し込んでいるか。
- 点字盤がまっすぐに置かれているか。

＜点筆の持ち方＞

点筆が垂直



点筆がななめ

点筆を垂直に下ろして書くと、きれいな点字になります。

点字の読み書きの評価

『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 40-42

点字学習においても、適宜なタイミングで評価を行い、それを基に指導計画を作成します。比較的短い学習のステップごとに評価をすることによって、指導の改善をきめ細かく行うことが大切です。

1 点字触読における意味の理解

文字や表記符号などの正確な読み取り、単語の意味の読み取り、文の意味の読み取り、文章の要約、伏せ字や空欄部分の文脈による予測などを評価します。

- 2 点字タイプライタや点字盤の基本操作、文字や表記符号などの正確で、きれいな書き方
- 3 仮名遣い、数字やアルファベットを含む語の表記、分かち書きと切れ書き、表記符号の用法、書き方の形式など
- 4 点字の読み書きの速さ

- ・点字の読み書きの速さを向上させるためには、適切な到達目標を設定するとともに、適宜到達度の評価を行うことが効果的です。
- ・点字触読については、文章読みで1分間の総マス数から誤読数を引いたマス数で評価することが多いです。
- ・書きの速さについては、文章の聞き取り書きで1分間の総マス数から誤字や付加文字などを除いたマス数で評価することが多いです。実用的には、1分間に200マス以上書けることが望ましいとされています。なお、点字盤については、1分間に120マス程度書けることを目標にすることが望ましいとされています。

【表】点字の読み書きの速さ（1分間）の目安

読み書きの内容	読み	書き
入門期の学習終了時の読み書き	150マス（6行）	100マス（4行）
教科学習を普通に行う場合の読み書き	300マス（12行）	150マス（6行）
教科学習を効率的に行う場合の読み書き	450マス（18行）	200マス（8行）
理想的な読み書き	600マス（24行）	300マス（12行）

（注1） 1行のマス数は、平均25マスとして計算する。

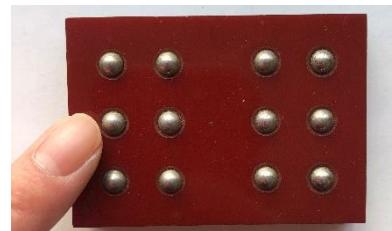
（例）150マスは、 $150 \div 25$ で約6行となる。

（注2） 書きはすべて点字タイプライタを使用した場合の目安である。



点字の初期指導では、点の位置を確認するために右のような点字の模型（リベット）を活用してもよいでしょう。

点字の模型（リベット）



点字表記法の指導

『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、pp. 32-35、pp. 187-257

点字表記法については、各学年で学習する内容に応じた表記法を学びます。なお、語の書き表し方や分かち書きの仕方を習得するためには、読み書きの練習を繰り返し行うことが必要です。

1 単語の意味や文の構造の学習

- ・音声言語と文字言語を相互に結び付けることを常に配慮する。
- ・点字で読み取った言葉によって表されている意味や概念・イメージを確認することが大切である。例えば、「振り向く」とか「手招きする」などの動作を表す言葉の意味や概念・イメージを具体的に理解していない場合は、一つ一つの動作化をさせるなどして具体的に理解させる。
- ・触ったり聞いたりすることができないために具体的な概念・イメージをもちにくい抽象的な言葉などは、できるだけ早い時期から国語辞典などで調べる習慣を身に付ける。
- ・幼児期から口頭作文などの形で、日常生活や遊びの中の出来事を、毎日まとめる学習を行う。
- ・小学部の国語科の授業で、主人公の気持ちや動きなどをまとめさせる学習の場合、口頭で答えさせるだけではなく、書いて表現させる。それを基に、日記や作文、あるいはメモ書きやノートの要点筆記などへと発展させる。
- ・聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの言語活動の指導を総合的に行い、単語の意味や文の構造と関連付けながら、点字表記法の学習を行う。

2 単語や文節レベルの点字表記法の学習

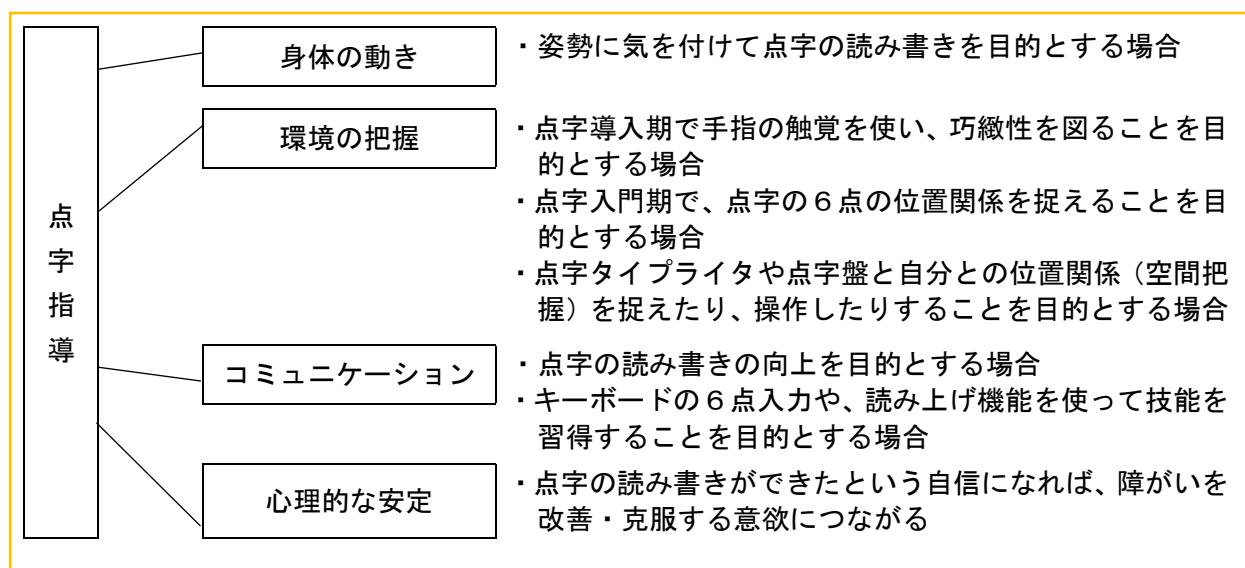
- ・小学部低学年では、正確に分かち書きされた点字教材を触読することによって、単語の区切りを区別できるようになる。マスあけの部分に着目させて、単語の区切り目を意識できるようにする。
- ・書きの学習においては、一層明確に単語の区切り目を意識できるようにする。
- ・初期の学習においては、短い自立語を並べた教材を用いて指導する。それらに助詞や助動詞を付け加えても、区切らないで続けて書き表すことを意識させ、一つの文節をまとまりの言葉としてとらえることができるようとする。
- ・仮名遣いについては、助詞の「ワ」、「エ」、「ヲ」の指導を文節分かち書きの学習と関連させて行う。
- ・促音や長音の書き表し方の指導は、豊富な教材の触読と書きの添削指導の中で、丁寧に行う。
- ・点字の仮名遣いは、「現代仮名遣い」とほとんど同じであるので、その相違点と共通点を対比させるなどして、明確に意識付ける。平仮名、片仮名、漢字などの指導と関連付けるのもよい。



『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』には、教科学習における指導上の配慮、中途視覚障がい者への点字学習指導等について述べられています。また、国語の点字教科書の第1学年から第5学年の各巻末には点字の表記習熟のためのドリルが掲載されています。点字表記法を習熟するための教材として活用しましょう。

＜点字と自立活動＞

点字導入期や点字入門期は、特に自立活動の時間における指導が重要となります。また、点字習熟期においては、分かち書き、読み書きの向上、聴写、転写、点字楽譜等の学習を計画的に進めることが大切となります。国語以外の教科では、数学記号、理科記号、点字楽譜、英語点字など、各教科の点字表記との関連を考慮し、指導に当たりましょう。



#遊びと学習

見えない・見えにくくても、工夫次第で様々な遊びや活動ができます。幼少期には、さまざまな遊びや体験を与えてあげましょう。体をたくさん使った運動遊び、指先を使った工作遊び、友達や先生と一緒に楽しむゲーム遊びなどの体験が、のちの学齢期での学習につながります。

例えば、点字盤での学習で点字用紙に折り目を付ける時には、親指と人指し指に意識する必要があります。その時に、指相撲の経験があれば、それを例えにして意識する指をイメージすることができます。また折り紙の経験があれば、スムーズに点字用紙を折ることができるでしょう。

幼少期での遊びの他、これまでの経験や自然現象、社会的事象などを意図的に結び付けることで、学習の理解の深まりや広がり、学ぶ意欲の高まりが期待できます。



視力の弱い子供のことを、一般的に弱視児といいます。同じ視力であっても、まぶしさ（羞明）や屈折異常等の程度により、大きな個人差があります。つまり、一人一人の見え方とその配慮が異なり、子供の実態に応じた専門的な指導が必要です。

【弱視教育に関する文献】

- 大川原潔他著（1999）、『視力の弱い子供の理解と支援』、教育出版
- 香川邦生・千田耕基（2009）、『小・中学校における 視力の弱い子どもの学習支援 通常学級を担当される先生方のために』、教育出版
- 稻本正法他著（1995）、『教師と親のための弱視レンズガイド』、コレール社

もののいわぬ弱視

弱視児は、自分の見えにくさを訴えないことがあります。「もののいわぬ弱視」と言われたりします。その要因は、周りのみんなと同じように「見える人」として接してほしいという心理、見えにくさを周囲に理解してもらえないのではないかという心理、自分の見えにくさがどのようなものなのか周囲に伝える力不足のため等が挙げられます。したがって、弱視児の見えにくさはどの程度なのか、学習や生活の場面でどのような困難さがあるのか見取り、一人一人に対応した指導が必要です。

弱視児の実態把握

弱視児は、見える範囲のものは興味を示すことがあります。遠くにあるものや小さなものへの関心がなかつたり、ものを正しく見る経験が少なかつたり、たりすることがあります。子供の学習の様子から、実態を把握する必要があります。右の例を参考にしながら、一人一人の学習の困難さを見取り、見えにくさに配慮して指導を行います。

＜実態把握の例＞

- ①黒板に書かれた文字などがよく読めない。
- ②似かよった漢字や画数の多い漢字の読み書きを間違える。
- ③文章を読むのに時間がかかる。
- ④行をとばして読む。
- ⑤文字を書くのが遅い。
- ⑥行やますからはみ出して書く。
- ⑦地図、統計資料、グラフの読み取りや白地図への記入が難しい。
- ⑧社会見学や野外観察などの校外学習での内容が十分に理解できない。
- ⑨物差しやはかりなどの計測機器の目盛りを読み取るのが難しい。
- ⑩器具や用具の取り扱いが難しい。
- ⑪思い切って体を動かす運動ができないことがある。
- ⑫球技などでボールを追ったり、作業で釘を打ったりすることが不得手である。

大河原潔他著（1999）、『視力の弱い子供の理解と支援』、教育出版、
pp. 118-119

MN READ（エムエヌリード）

弱視児の実態把握として、MN READ（エムエヌリード）（以下「MNリード」という）を用いて、効率よく読める文字サイズを測定します。MNリードでは、最大読書速度（文字サイズが最適な場合に読める最大速度）、限界文字サイズ（最大読書速度で読める最小の文字）、読書視力（何とかぎりぎり読むことができる文字サイズ）を調べることができます。MNリードの検査結果を基に、最も読書に適した文字サイズやルーペ（近用弱視レンズ）の倍率が予測できます。

視覚補助具や文具

子供の見え方に応じて、拡大読書器や書見台、明るさへの配慮等、教室環境を整える必要があります。物さしやノートなど、子供が使いやすい文具の活用も有効で、それらを使いこなせるように指導することが重要です。



拡大読書器

画面に文字等を大きく写しだす機械。ズームによる高倍率や、字と地の白黒反転等の機能が簡単にできる。据置型と携帯型がある。



書見台

本や資料等を見る際に、姿勢が悪くならないようにする傾斜がついている台。姿勢を保持し、体や眼の負担を軽減できる。

単眼鏡（遠用弱視レンズ）

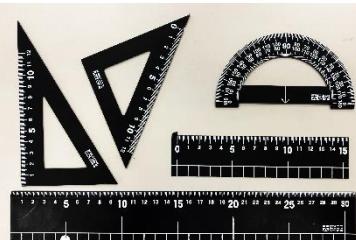


教室の黒板や街中の標識や看板、駅やバス停の表示等、離れた所から見る時に使用する。

ルーペ（近用弱視レンズ）



教科書やノートを見る時や文字を書く時に使用。手持ち型、置き型、LEDライト付き等がある。



定規セット

黒地に白字で数字や目盛りが記されている。数字が大きく、線も太めなので見やすい。

教材・教具のポイント

拡大

単に拡大すればよいのではなく、子供の視力や視野等の状態等により、フォントの種類や文字間、行間、レイアウトなど条件を設定する。

明朝体

岩

ゴシック体

岩

明朝体は細い横線は見えにくい。うろこ（三角部分）はノイズとなる。

単純化とノイズの除去

市販の地図には多く情報が書き込まれているので、弱視児には読み取りが難しい場合がある。例えば、山だけ、河川だけ等、学習に必要な情報を精選した教材を自作するなど工夫する。また、白地図の線を太く、単純にシンプルにし、見えやすく工夫する。

図と地のコントラスト

コントラストをはっきりさせて見えやすくする。微妙な色や色と色の境界が分かりにくい場合があるので、色彩への配慮をする。

弱視児に対する指導内容

見えにくさから生じる困難さを改善・克服するために、具体的な指導内容を設定し、自立活動の時間での指導を中心に、各教科との関連付け、学校教育全体を通した指導が重要です。以下の例を参考に、子供の実態に応じた指導を進めましょう。

＜弱視児に対する具体的な指導内容＞

1) 上手なものの見方

【身体の動き】【環境の把握】【心理的な安定】

必要に応じて教科書や教材の文字や図などを拡大して、大きくはっきりと見ることができるようになると、いろいろなものの大さや形、色などを、よく見比べたり、特定の観点に着目して分類したりして、細部まで詳しく見ようとする態度や習慣を育てるようにすることなどが必要である。

2) 目と手の協応

【環境の把握】【身体の動き】【心理的な安定】

目と手の協応動作がスムーズにできるようにするために、線や図形、文字などをなぞったり、調理器具や被服製作用具、工作用具を使ったり、コンパスや定規を使ったり、理科の実験器具を操作したり、ひも結びなどの手作業を行ったりすることが大切である。

3) 視覚補助具の活用

【環境の把握】【身体の動き】【心理的な安定】

文字などを拡大するための弱視レンズや教材拡大機器などの視覚補助具を上手に活用できるようにすることが重要である。

4) 社会生活に必要な基本的な技能

【健康の保持】【環境の把握】【コミュニケーション】

弱視児が、見えにくいために日常生活や集団活動などで困難を感じたりすることがないよう、遊びやゲームなどの趣味に関する事、買い物、調理などの日常生活にかかわること、事物・事象の観察の仕方、情報の収集や選択の方法、コンピュータの操作、場に応じたコミュニケーションの仕方など、将来を見通した社会生活に必要な基本的な技能を高めることも大切である。

5) 視覚管理

【健康の保持】【心理的な安定】

弱視児が、現在保有している視覚を維持し、それ以上悪化させないようにすることも大切である。そのためには、子ども自身が、視覚障害の状態を的確に把握し、日常生活や学習などにおいて打撲や目の疲労を避けるなど、自分の眼疾患に応じた適切な医学的な配慮や管理ができるようにする必要がある。

6) 社会性の育成

【心理的な安定】【人間関係の形成】

弱視児が、視覚に障害があることが原因で消極的になったり、依頼心を強く持つたり、学級や集団生活の中で十分な対応ができなかったり、対人関係がスムーズにいかなかつたりすることができないようにしなければならない。そのためには、子どもが得意とする技能を高めたり、小・中・高等学校の児童生徒や地域社会の人々との交流活動やボランティア活動などの体験を通して、物事に対する自信や社会性を身に付けるようにすることが重要である。

弱視レンズ

弱視レンズには、遠用弱視レンズ（単眼鏡）と近用弱視レンズ（ルーペ）があります。弱視レンズは、携帯性に優れ、見たい時に見たい物をその場で見ることができるという特徴があります。近年、タブレット型端末（iPad等）活用の重要性が高まっていますが、そのカメラ機能の代替として使う場合と、弱視レンズを使いこなし、状況に応じた使い方を身に付けることが大切です。弱視レンズは、子供に持たせれば、すぐに使えるものではありません。ピントを合わせたり、正確に読んだりするには、早期から段階的な指導が必要です。ここでは、簡単な指導例を紹介しますが、『教師と親のための弱視レンズガイド』（コレール社）も参考にしましょう。

	指導内容	指導方法	配慮事項
遠用弱視レンズ	○レンズの選定	・近距離視力と使い勝手に基づき遠用弱視レンズ（単眼鏡）の倍率と機種を選定する。	・0.5～0.7の程度の指標が見える倍率を選択する。 ・持ちやすさを考慮する。
	○ランドルト環・絵・文字の認知	・あらかじめピントを合わせ三脚に固定されたレンズを通して認知させる。	・ピントの微調整は本人が行う。
	○絵・文字フラッシュ	・指導者が上下左右・斜めの可能な範囲内に提示する絵、文字カードをピントを合わせてある弱視レンズを通して検索させ、認知させる。	・できるだけ素早くレンズを向けることを意識付ける。
	○手持ち・ピント操作	・指導者が提示する絵、文字カードを、ピントの最も遠い位置及び最も近い位置からピントを合わせて認知させる。	・毎回、ピントが元に戻っているかを確認する。
	○短文読み	・黒板に板書された縦書き、または横書きの短文を指導者の合図で指定された行を読ませる。	・裸眼では見えない距離から実施する。
	○板書書写	・黒板に板書された縦書き、または横書きの短文・20～50文字の文章を弱視レンズで見ながらノートに書き写させる。	・1回に1行分を暗記させることを意識させる。
近用弱視レンズ	○レンズの選定	・最大視認力と使い勝手に基づき、近用弱視レンズ（ルーペ）の倍率と機種を選定する。	・5倍、10倍、15倍程度のものから選択する。
	○文字の認知	・5ポイントのひらがな、カタカナカード、あるいは8ポイントの漢字カードを書見台に提示し、できるだけ素早く読ませる。	・毎回、同じ位置に提示する。
	○単語読み	・5本とのひらがな単語カードを書見台に提示し、できるだけ素早く読み取らせる。	・姿勢があまり前屈みにならないように書見台の角度を調節する。
	○短文読み	・8ポイントの縦書き及び横書きの短文カードを書見台に提示し、できるだけ素早く読み取らせる。	・ピントの位置を常に一定に保つことを意識付ける。
	○レンズによる読書	・10ポイントの文章カードまたは教科書、物語などの文章（100～150文字）を書見台上に提示し、できるだけ素早く読み取らせる。	・これから習う単元を選び、新出漢字も確認しながら進める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2020）、『特別支援教育の基礎・基本2020』、ジアース教育新社、p. 118、「弱視レンズの基本的な指導内容例」より抜粋

第1章 理論と指導に当たって

(7) 早期教育

視覚障がいのある子供への支援は乳幼児期から始まり、早期教育が重要な役割をもっています。多くの視覚支援学校（盲学校）には幼稚部が設置されている他、幼稚教室で0歳から就学前までの視覚障がいのある子供に対する支援を行っています。子供の教育相談の他、個別の支援や集団活動、保護者向けの学習会など、様々な取組が行われています。

【早期教育に関する文献や資料】

- 五十嵐信敬（1993）、『視覚障害幼児の発達と指導』、コレール社
- 猪平眞理（2018）、『視覚に障害のある乳幼児の育ちを考える』、慶應義塾大学出版会
- 岩手県立盲学校、『盲幼児をもつ母親のために』

生活リズムと基本的な生活習慣

視覚障がいのある子供のうち、特に全盲の子供は光を感じないので、睡眠リズムに影響を与えることがあります。そのため、日中は身体を十分に動かして刺激を与え、食事や入浴、人とのコミュニケーションをとりながら、生活リズムを形成することが大切となります。

子供が将来、自立した生活を送るためにには基本的な生活習慣を身に付ける必要がありますので、食事や排泄、衣服の着脱、手洗いや歯みがき等の衛生など、家庭と連携した取組を進めましょう。

運動や遊び、人との関わりを通して

視覚障がいのある子供は、身体の動きが少なく、生活の基本動作が難しい場合もあります。トランポリンやブランコなどの遊具を使った遊び、音の鳴るボールや鈴、タンバリンなどを使って、遊びに興味をもたせ、意図的な働きかけが大切です。また、友達同士の関わりでは、教師が仲立ちとなって、人と人の触れ合う場面を積み重ね、社会性を育てることも大切です。

遊具や玩具の工夫

視覚障がいのある子供の遊具や玩具は、触ったり、音を聞いたりして楽しめるものが子供の興味を引き出します。遊びながら子供の手や手指の動きを促したり、触った感触や音の鳴る様子に共感したりしながら、様々な感覚を育てていきます。

転がる玉の音を
楽しむ玩具



＜幼稚部における自立活動＞

特別支援学校幼稚部教育要領には、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五つの領域に加え、自立活動の領域が設定されています。幼稚部の自立活動は、発達段階に応じて、日常生活や遊び、様々な活動の中で、総合的な支援の下、子供の心身の発達を促します。幼稚部の子供に対しても、自立活動における「個別の指導計画」を作成し、指導に当たります。

視覚障がい教育におけるICTの活用は、障がいによる困難を改善・克服するために果たす役割として大きく、めまぐるしく変化する情報社会に対応する能力の育成が求められています。ICT機器の発展とともに、視覚障がいのある子供へのICTの活用の指導について教師間で共有し、指導に当たる必要があります。

視覚障がいは、視覚による情報を得ることが難しい、あるいは乏しいため、「情報（処理）の障がい」と言われたりします。ICT機器は、そのような状況を音声や拡大、コントラスト等で補うことが可能であり、その活用を通して、子供の主体的な学びや将来の自立と社会参加へつながることが、今後ますます期待されます。

<ICT> Information and Communication Technology
コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術の総称

不易と流行

急速な情報化の中で、ICT機器を活用した情報活用能力が求められる「流行」とともに、視覚障がい教育の体験に基づいた概念形成や言葉の活用、触察、視覚補助具の活用等の「不易」とのバランスを見極めることが重要となります。ICTの活用は手段であり、目的ではないことに留意が必要です。

パソコンやタブレット型端末（iPad等）

盲の場合、音声や点字を利用した情報機器の活用が可能です。パソコンに入力した文字を音声で聞きながら、画面を見なくても点字ピンディスプレイで確認できます。また、文書を書いたり、保存したりする機能を操作する場合も、音声や点字を利用します。仮名漢字変換も音声を利用しますので、漢字の理解も重要となります。他、キーボードの六つの点で入力する方法（6点入力）も使われたりします。

点字ピンディスプレイ



ブレイルメモ

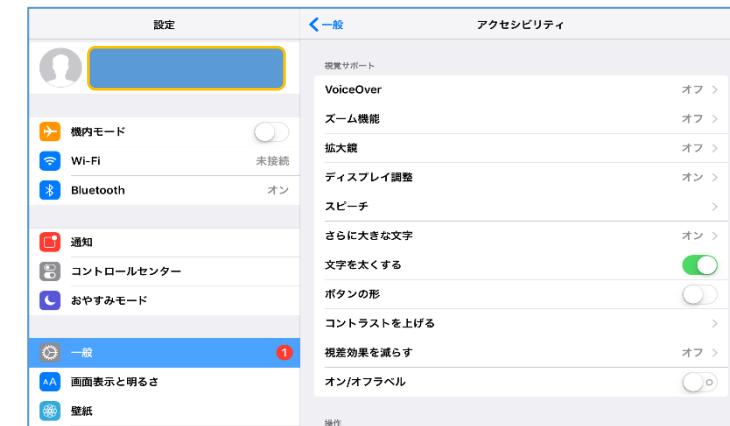


点字文書やテキストデータの作成や編集、音声読み上げ機能等が可能

音声化アプリケーションソフト
「スクリーンリーダー」等を利用して、Webの閲覧やメール機能
を利用することができ



弱視の場合は、文字や図表等の拡大、レイアウト、配色等で情報を補うことが可能です。パソコンでは、拡大読書器のように画面を拡大したり、またマウスカーソルの色や大きさを変更したり、画面の色とのコントラストの変更など、子供の見え方に応じて設定できます。またiPad等のカメラ機能を使って、板書を写し、ノートにまとめたり、理科の観察で対象物を撮って拡大し、顕微鏡のように活用したりすることも効果的です。

アイコンが拡大表示されたパソコン画面 	壁紙を黒地にしてコントラスト調整した画面 
iPadとキーボードをBluetoothでつなげて使用している様子 	アクセシビリティ <p>iPadのアクセシビリティには「視覚サポート」機能がある。VoiceOverを機能させると、画面上の項目が読み上げられる。他、文字を拡大したり、コントラストを調整したりすることも可能である。</p> 

＜視覚障がい者のICTと自立活動＞

ICTの活用に関しては、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）』において、「コミュニケーション（4）コミュニケーション手段の選択と活用に関すること」に記載されています（p.80）。また、各教科の指導の配慮事項にも、コンピュータ等の情報機器の活用を通して指導を工夫することが示されています（p.85）。例えば、小学3年生の国語で学習するローマ字と関連付けて、自立活動の時間にコンピュータ入力の学習を行ったり、総合的な学習の時間での調べ学習等でICTを活用したりする学習が考えられます。よって教員においても、ICTに関する最新の情報を得たり、ICTを活用した指導が求められたりします。今後は、各教科と自立活動との関連付けた指導の中に、ICTの活用も含めた指導計画の作成が必要とされることでしょう。

便利なアプリケーション

視覚障がいのある子供にとって役立つ iOS アプリケーションとして、例えば、硬貨や紙幣、商品のパッケージ、服の色、近くにいる人を読み上げたりするものがあります。アプリケーションはどんどんアップデートされていきますので、最新の情報を得ながら子供のニーズに対応したものを見つけて、指導に当たりましょう。

よむべえ



印刷物認識アプリ。カメラで撮影した文字を Voice Over を使ってリアルタイムで読み上げる。撮影を効果音でガイドする機能がある。

ナビレコ



視覚障がい者向け歩行ガイド再生アプリ。ナビレコ用ガイドダウンロードサイト「ナビ広場」から目的地までの道のりを案内するガイドデータをダウンロードして使用する。

便利な支援機器

プレイクストーク



録音再生機。デイジーブックの再生の他、CD-RやSDカード、USBメモリにデイジーブックを保存、録音が可能。LAN対応タイプもあり、「サピエ図書館」(p. 105) に接続可能。

プレイクストークリンクポケット

携帯型録音再生機。無線LAN内蔵のタイプもあり、「サピエ図書館」に接続して、デイジーブックの検索や再生が可能。会議や授業などデイジーフォーマットで長時間録音可能。ICレコーダーと似た機能であるが、視覚障がいのある子供が操作しやすいようになっている。



リンクポケットに説明を録音している様子

こらむ

#検索

パソコンやタブレット型端末を使った調べ学習のことです。調べたいことを検索する時、「検索ワード」を入力したり、AIアシスタント機能 (Siri) を使って、話しかけて調べたりするのですが、その言葉がなかなか子供から出てきません。出てきたとしても、長い文だったり、調べたいこととかけ離れた言葉だったり…。言葉の理解やその使い方、言葉の大切さを痛感されたというエピソードです。ICT機器は、子供にとってとても魅力的なものです。ICTの活用を通して、子供にどのような力を身に付けてほしいのか、考えながら指導することが大切なのです。

第1章 理論と指導に当たって

(9) 進路指導（キャリア教育）と職業教育

将来の自立と社会参加に向けた進路指導（キャリア教育）は、幼稚部・小学部段階から計画的及び組織的に行うものとされています。視覚障がい者の職業といえば、あんま・マッサージ・指圧、はり、きゅうと言われる三療や、琵琶、三味線などの奏者、イタコなどの職業に就いていました。しかし、近年は、三療のみならず、大学への進学や様々な職業に就いて活躍している視覚障がい者もいます。

1 進路指導（キャリア教育）

進路指導とは、進路先を決めることだけではなく、将来の自立と社会参加に向けて、幼稚部・小学部段階から始まっています。幼稚部・小学部段階では、身辺処理や手指の巧緻性、各教科での学習、歩行による空間認知能力など、中学部段階では基礎的な学力に加え、マナーやコミュニケーションスキル、高等部段階では、自分の長所や短所、自己の見え方から必要となる支援などの理解など、子供の障がいの状態や特性に応じた指導を進めることが大事です。キャリア教育については、「キャリア教育全体計画」の基、学校教育全体を通した指導を行い、個別の指導計画に各教科等の目標に併せてキャリア目標を設定し、長期的な視点で指導を進めます。

2 職業教育

視覚支援学校（盲学校）高等部には、本科（高等学校と同等の3年課程）と専攻科が設置されています。本科には普通科と職業学科、専攻科には職業学科のみがあります。専攻科には、保健理療科と理療科があり、あん摩マッサージ指圧師やはり師、きゅう師を養成する職業教育を行っています。卒業後は、あん摩マッサージ指圧師やはり師、きゅう師（略して「あはき」という）の国家試験受験資格を取得することができます。

専攻科の卒業生は、医療機関へ就職したり、治療院を開業したり、民間企業の職員の健康管理を行うヘルスキー（企業内理療師）として就職したりする者がいます。また卒業後、進学し、視覚支援学校（盲学校）理療科教員を目指す者もいます。



＜進路指導（キャリア教育）職業教育と自立活動＞

視覚障がいのある子供が将来、充実した社会生活を送るために、体験を重視した学習や実習を設定したり、基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身に付けたり、働くことへの意欲を育成するなど、将来を見据えた長期的な視点をもち、幼稚部・小学部から指導することが必要です。近年はICT機器のめざましい発展とともに、それらの機器を使いこなす力をもつことで、様々な職種への就労の可能性の広がりが期待されます。高等部に進学してからといわず、幼稚部・小学部段階から、保護者と将来の目指す子供の姿を話題にしながら連携した指導を進めていきましょう。

第1章 理論と指導に当たって (10) 視覚障がい者のスポーツ

東京パラリンピックに向けた全国的な啓発活動の成果で、日本における障がい者スポーツは種目数・選手数ともに増加傾向です。また、競技の紹介や試合の中継などをメディアで見る機会も増えてきています。視覚障がい者スポーツも同様で、パラリンピック種目を中心に選手強化や啓発活動が進められ、ゴールボールやブラインドサッカーなどは全国の学校でも体験教室が盛んに開催されています。

1 視覚障がい者スポーツの紹介

(1) 晴眼者と同じルールで競技するもの（障がいへの配慮あり）

陸上競技、柔道、水泳、ノルディックスキーなど

(2) 各競技の要素を基礎として視覚障がい者用につくられたもの

ブラインドサッカー、フロアバレーボール、サウンドテーブルテニス、
グランドソフトボール、ブラインドテニスなど

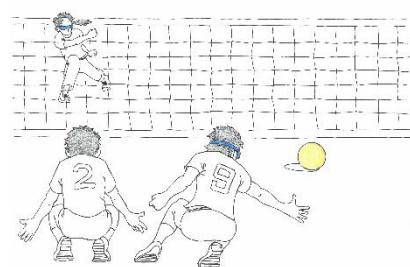
(3) 新たに考案されたもの

ゴールボールなど

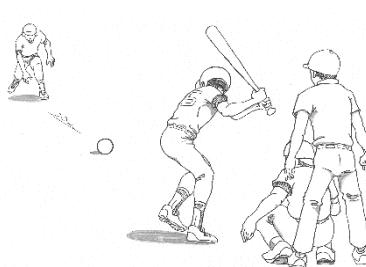
(4) その他

ダンス、ゴルフ、ヨット、ボルダリング、スケートなど

フロアバレーボール



グランドソフトボール



2 各競技における視覚障がいへの配慮

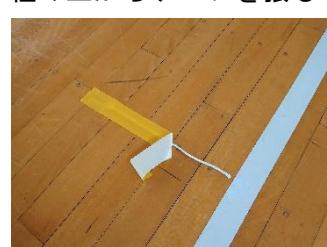
(1) ガイド（声・言葉・手ばたき）

陸上のトラック競技やマラソンでは、視覚障がい者と伴走者が輪になったロープを握り、伴走者が周りの状況をガイドしながら走ります。ブラインドサッカーでは、ゴール裏にゴールの位置や距離、角度などを教える「コーラー」がいてプレイヤーをガイドします。グランドソフトボールでは、すべての走塁ベースにコーチがついて全盲走者を声や手ばたきで誘導します。

(2) 競技用具・競技会場の工夫

ゴールボールやブラインドサッカー、サウンドテーブルテニスのボールは音が出るようになっています。また、ゴールボールの床のラインには紐が付いていて、選手は右の写真のように紐で位置や方向を確認できるようになっています。

紐の上からテープを張る



3 指導のポイント

(1) 安全への配慮

段差や障害物・明るさ・音の反響などを整備することは、視覚障がい者スポーツを安全に楽しむための重要なポイントです。

(2) 適切な言葉での指示

指導場面では、指示語やジェスチャーではなく具体的な言葉による指示をします。また、プレーの邪魔にならないタイミングで細かく身体の動きや状況を説明する必要があります。

(3) 基本的な動きの習得

スポーツの基本動作の中には言葉では理解しにくいものがあります。例えばダッシュの時の足の動きや投球動作などは「非対称の動き」や「らせん運動」が入っていますので、直接指導者が手で補助したり正しい動きや角度を作ったりして丁寧に繰り返し教えます。

(4) イメージづくり

視覚障がい者スポーツであっても始めからアイシェード（目隠し）で見えない状態にする必要はありません。特に導入段階では、見える場合はよく見せてイメージをもたせてからアイシェードをつけた方がよりよい動きになりやすいです。

(5) 3次元の感覚を育てる

ボールの大きさや音が出る工夫をして、空中を動くボールに対する眼や耳と体の協調を教えることも大切です。競技力の向上はもとより、空間把握や姿勢などの面で日常生活にもよい効果が期待できます。

レジ袋で包むと音の出るボールに変身



アイシェード（目隠し）



＜視覚障がい者のスポーツと自立活動＞

視覚障がいのある子供にとってのスポーツは、体育での学習とは違い、学部や学年を越えた児童同士の学び合いができます。また、グランドソフトボールやフロアバレー等では、チームワークの大切さを学ぶことができます。多くのスポーツを楽しむためには、小学部から高等部での体育と自立活動と関連付けた指導を行い、運動の基礎づくりが重要となります。自立活動の内容6区分のうち、「身体の動き」や「環境の把握」、「コミュニケーション」、「心理的な安定」の関連や、眼疾患の状態に応じて視覚管理が必要となる場合は、「健康の保持」と関連付けた指導が必要となります。

視覚障がい教育に携わる上では、視覚障がいに関する福祉について、基本的な知識としておさえておく必要があります。教育相談や進路指導を担当することになれば、保護者に対する様々な福祉制度の情報提供が必要ですし、担当する子供が日常生活用具の購入を希望するとなれば、そのサービスを受けることで、生活の便宜を図ることができますので、日常生活用具やその購入の仕方についても確認しておきましょう。

1 手帳

(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法によって、視覚障がいの等級は1級から6級まで定められています。

この手帳を取得することで、様々な支援を受けることが可能となります。

(2) 療育手帳

知的障がいを有する場合、様々な支援を受ける際に必要になります。

2 日常生活の支援

(1) 補装具費の支給

日常生活や社会生活の向上を図るために必要な用具費が支給されます。視覚障がい者用補装具には、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）、義眼、盲人用安全つえ（白杖）があります。

(2) 日常生活用具の支給

日常生活をより快適にするための用具の購入の負担が軽減されます。視覚障がい者用の日常生活用具は次の通りです。

＜日常生活用具＞

盲人用体温計、盲人用体重計、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライタ

視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置

視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、点字図書、歩行時間延長信号機用小型送信機

3 点字図書館

視覚障がい者の専門的な施設として点字図書館があります。岩手県では、視聴覚障がい情報センター内に点字図書館があります。視覚障がい者への様々な情報提供の他、対面朗読や点字指導、パソコン講習、情報機器の貸し出し等を行っています。

岩手県立視聴覚障がい情報センター <http://www.aiina.jp/facility/sityoukaku/visual/>

＜視覚障がい者の福祉と自立活動＞

将来の自立と社会参加を目指す自立活動の指導において、視覚障がい者の福祉についても知る必要があります。例えば、自分が取得している手帳に関する学習では、視覚管理につながる「健康の保持」や「心理的な安定」に関連付けられるでしょう。また、白杖を使った歩行学習が必要であれば、それを購入し、自立活動での指導が必要となります。点字図書館の利用は、卒業後の余暇の充実にもつながりますので、福祉制度に関する情報を得ることも教員の専門性の一つといえます。

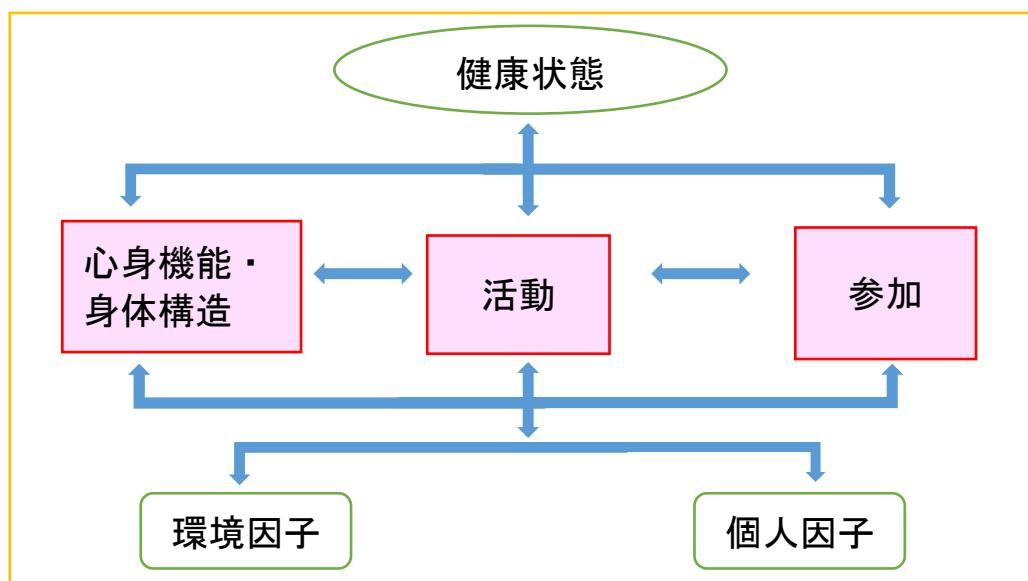
第2章

自立活動の指導

～自立と社会参加を目指して～

障がいの捉え方

障がいの捉え方は時代とともに変化し、WHO（世界保健機関）において「国際生活機能分類（ICF）」（以下「ICF」という）が採択されました。このICFは、人間の生活機能を「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素として構成し、生活機能に支障がある状態を「障がい」と捉え、さらに健康状態や環境因子、個人因子が互いに影響し合っているとしています。ICFの考え方を踏まえると、子供の「障害による学習上又は生活上の困難」を的確に捉えるとともに、子供を取り巻く環境を整えたり、指導を工夫したりすることが重要であると考えられます。



『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）』、p.13を基に作成

合理的配慮と自立活動

平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月に施行されました。学校教育における自立活動と合理的配慮の関連をおさえ、指導にあたることが重要です。詳細は、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）』で確認しましょう。弱視の子供を例に合理的配慮と自立活動の関連性について述べられています。

小さい文字が見えにくい弱視の児童が、他の児童と平等に授業を受けられるよう、教師が拡大したプリントを用意することは、この児童に対する合理的配慮であると言える。一方、この児童がプリントの文字が見えにくいという学習上の困難を主体的に改善・克服できるよう、弱視レンズ等を活用するために、知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的にするのが自立活動である。両者は、きめ細やかな実態把握が必要であること、個に応じたものなど共通点もあるが、その目的は異なっていることに留意が必要である。

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）』、p.17より抜粋

自立活動について

障がいのある子供達の将来の自立と社会参加に向けた資質・能力を育成するために、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。

特別支援学校には、小学校・中学校等と同様の各教科等に加えて、「自立活動」の領域が設定され、指導を行っています。心身の調和的な発達の基盤に着目して指導する自立活動は、各教科等において育成される資質・能力を支える役割も担っています。

『特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領』には、以下のように目標（ねらい）が示されています。

＜幼稚部教育要領＞（ねらい）

個々の児童が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

『特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）』

＜小学部・中学部学習指導要領＞（目標）

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

『特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）』

教育課程上の位置づけ

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。「自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない」と、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年4月）』に示されています。

＜自立活動＞ 学校の教育活動全体を通じて適切に行う

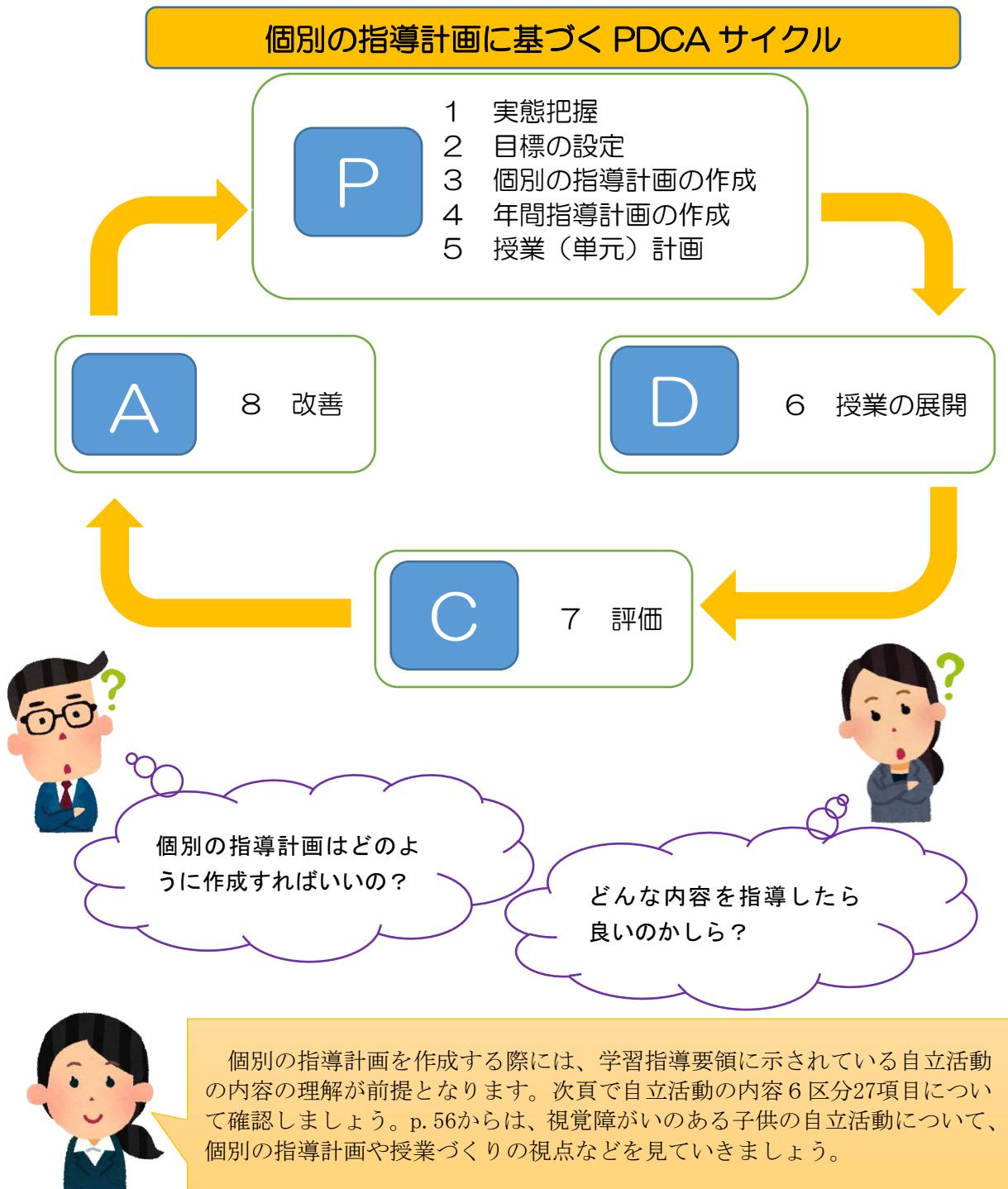
自立活動の時間における指導

密接な関係

各教科等の指導

個別の指導計画の作成

自立活動の指導を進めるに当たり、一人一人の子供の的確な事態把握に基づき、指導目標や具体的な指導内容を設定した「個別の指導計画」を作成します。それに基づいた指導は、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルで進めます。下図で自立活動の指導の進め方を確認しましょう。



自立活動の内容

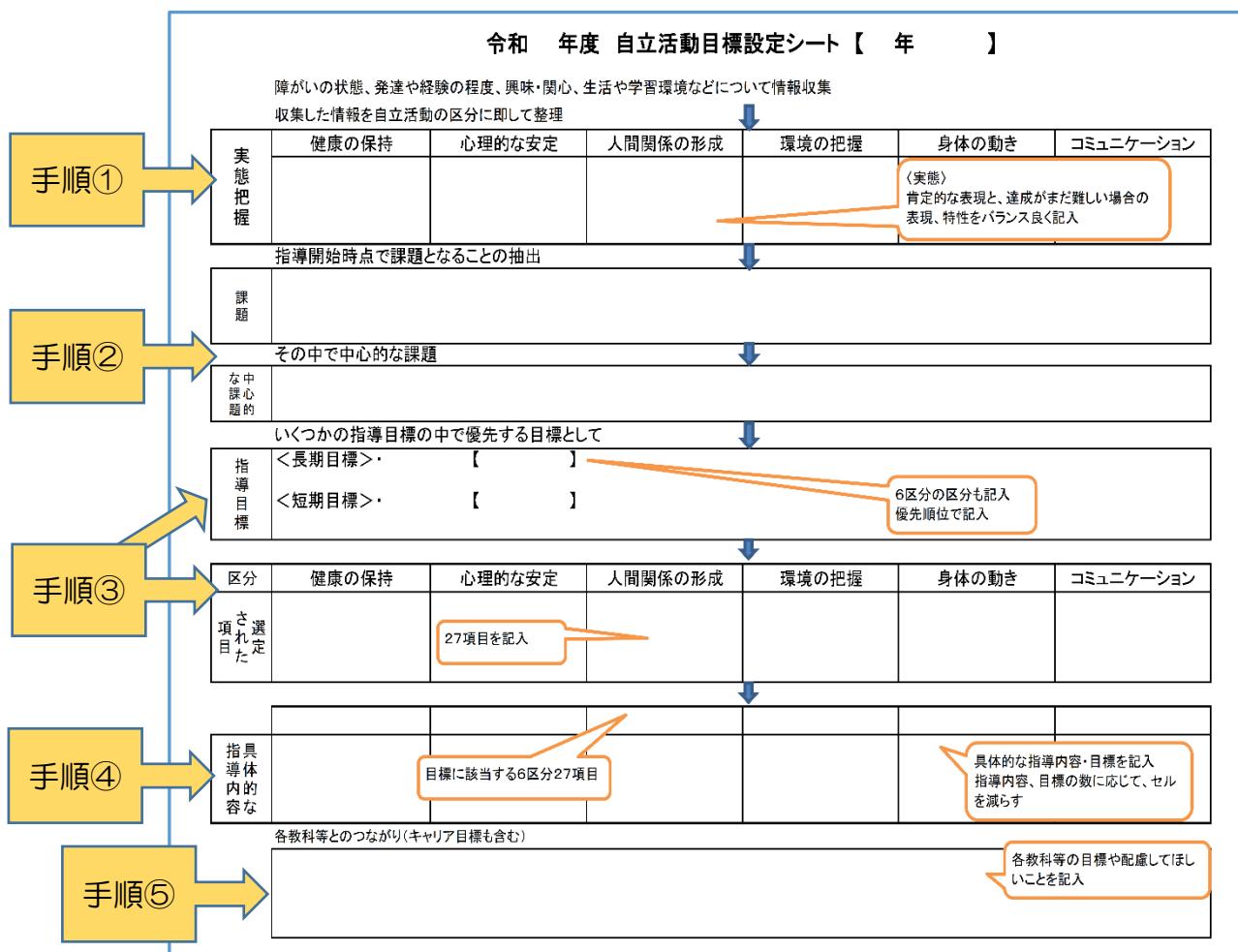
『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（平成30年3月）』には、自立活動の内容は、六つの区分と27項目に分類、整理されています。ここで示された内容を参考として、一人一人の子供の実態を踏まえながら、具体的な指導内容の設定を工夫します。**具体的な指導内容は、6区分27項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定することが重要です。**

健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

個別の指導計画の作成-「自立活動目標設定シート」の活用-

自立活動の指導に当たっては、実態把握に基づいて指導すべき課題を明確にして、自立活動の目標や具体的な指導内容を設定し、個別の指導計画を作成します。視覚障がいのある子供の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示は、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）』、pp. 128～131に詳しく示されています。また、そこには、具体的なイメージができるように障がい名とその例が示されています。あくまでも例示ですので、子供の困難さが共通する場合には参考にすることができます。本指導資料のpp. 61～81では、視覚障がいのある子供を中心に、他の障がいや状態、具体的指導内容と留意点を整理、記載しております。実態把握や具体的な指導内容の設定、指導の手立て等の参考にしましよう。

ここでは、次図の「自立活動目標設定シート」を使い、個別の指導計画の作成の基になるプロセスを考えていきます。この「自立活動目標設定シート」は、本指導資料 p. 107 に掲載しています。



【手順①】 実態把握

障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習状況などについての情報収集を行います。そして、その収集した情報を自立活動の区分に即して整理します。視覚障がいのある子供の場合は、視機能評価や障がいの特性も大きく関わりますので、子供の全体像を捉えた的確な実態把握が大切となります。

【手順②】 課題の抽出

実態把握から、指導開始時点の課題を整理し、その中から中心的な課題を抽出します。指導目標を設定する判断の根拠となります。課題は、課題同士の関連、指導の優先順位や重点の置き方等について考慮しながら抽出します。その課題は自立活動の目標設定にもつながります。

【手順③】 自立活動の目標の設定と選定された項目

いくつかの指導目標の中から優先するものとして、長期目標及び短期目標を設定します。長期目標を達成するためには、段階的に短期目標が達成されなければなりません。そのような視点で長期目標と短期目標を設定しましょう。自立活動の内容6区分の中から、必要な項目を選定し、優先順に記入します。

【手順④】 具体的な指導内容の設定

自立活動の目標を達成するために、その内容から必要な項目を選定し、それらを相互的に関連付けて、具体的な指導内容を設定します。必ずしも、全ての内容や項目を選ぶ必要はありません。ここでも、選定する必要な項目を優先順に記入します。設定した具体的な指導内容は、個別の指導計画及び年間指導計画に反映されます。

【手順⑤】 各教科等とのつながり（キャリア目標も含む）

自立活動の目標や具体的な指導内容と、各教科等とのつながりを明確にします。また、学校の教育活動全体を通じた指導でもあることから、キャリア目標との関連付けも考えられます。子供の全体像を考慮した視点で考えましょう。



「自立活動目標設定シート」から導き出された内容を、個別の指導計画と年間指導計画に反映させ、作成します。各指導計画の様式及び記入の留意点を確認しながら記入しましょう。一貫した指導を行うため、担任のみが作成するのではなく、学団などで話し合いの場を設け、共通理解を図りましょう。

個別の指導計画の作成及び年間指導計画の作成

個別の指導計画

令和 年度 個別の指導計画（各教科等） 自立活動 学年（ ）名前（ ） 担当者氏名（ ）		【小学校 通常】	
1 年間指導目標と評価 【 標準時数（ ） 実施時数（ ）】			
目標		評価	
自立			
キャリア			
2 学習上の配慮事項			
内容	配慮事項		
3 前期目標			
前期 目標	標準時数（ ）	実施時数（ ）	児童の評価
	手立て		
4 後期目標			
後期 目標	標準時数（ ）	実施時数（ ）	児童の評価
	手立て		
5 次年度に向けて			

自立活動における年間指導目標
及びキャリア教育目標

学習上の配慮事項

短期目標（前期・後期）及び
指導上の手立てと評価

次年度への引き継ぎ事項

年間指導計画

令和[]年度 小学部[]年 教科等[] 年間指導計画（小学校通常学級） 単元名		目標
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

<単元名及び目標>

- * 自立活動目標設定シートの「具体的な指導内容」とリンクさせる
- * 実態に応じて、各教科等との関連付けた単元及び目標も考えられる
- * 自立活動の内容も関連順に記入する

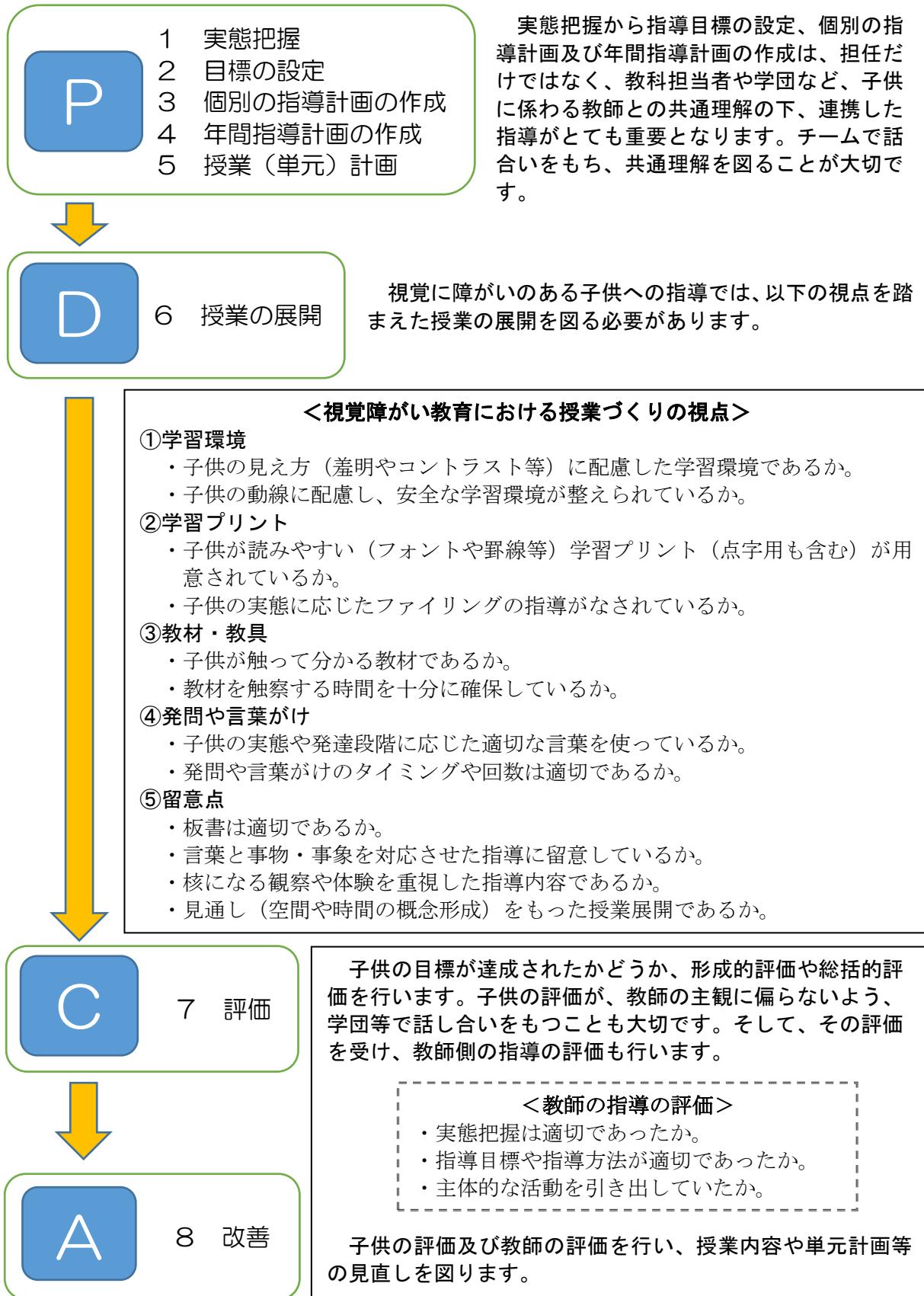
<単元名の記入例>

- 5 どんどん歩こう！安全に歩こう！
 *社会科、総合的な学習の時間における見学
 *校外学習：公共交通機関の利用

<目標の記入例>

- 5 どんどん歩こう！安全に歩こう！
 【身体の動き、環境の把握、心理的な安定】
- ・タッチテクニックを使って歩く。
 - ・学校周辺の様々なコースで、ランドマークを確かめながら歩く。
 - ・ランドマークを手掛かりに、歩いたコースを言葉で言い表す。
 - ・バス、電車などの公共交通機関を利用の仕方を知る。
 - ・バスカードの利用の仕方を知る。

個別の指導計画に基づくPDCAサイクルのポイント



『特別支援教育の基礎・基本 2020』では、視覚障がいのある子供への主な指導内容が次のように挙げられていますので、個別の指導計画の作成や授業づくりの参考にしましょう。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2020）、『特別支援教育の基礎・基本 2020』、ジアース教育新社、pp. 109-110 より抜粋

ア 健康の維持・改善と管理に関する内容

- ・自己の健康や障害の状態の理解
- ・健康状態の回復、再発の予防
- ・眼疾患に伴う視覚管理

イ 心理的な安定や意欲の向上に関する内容

- ・視覚障害に起因する心理的な不適応への対応
- ・視覚障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲

ウ 環境の把握と探索能力の向上に関する内容

- ・視覚的な認知能力の向上
- ・弱視レンズなどの視覚補助具の活用
- ・触覚や聴覚の活用
- ・触覚による観察の仕方
- ・ボディ・イメージや空間概念の形成
- ・地理的な概念の形成
- ・不十分な感覚情報からの予測と既にもっている情報を手掛かりとした次にくる情報の予測

エ 適切な姿勢や運動における動作の習得に関する内容

- ・座位や立位の姿勢
- ・運動時における動作やバランスの調整
- ・運動における動作

オ 歩行能力の向上に関する内容

- ・歩行軌跡の表現と歩行地図の使用
- ・歩行の基本的技術
- ・白杖の活用（白杖を通して得た感覚情報を総合的なイメージにまとめて周囲の状況を理解する）
- ・歩行計画の作成

カ 作業能力の向上に関する内容

- ・手指の巧緻性や身体の敏捷性
- ・作業内容に応じた安全で能率的な姿勢
- ・各種道具の使い方
- ・平面や立体の構成
- ・作図
- ・作業工程と結果を予測した作業
- ・並行作業

キ 日常生活技能の向上に関する内容

- ・食事、排泄、衣服の着脱、清潔の保持、持ち物の整理・整頓・管理、洗濯、掃除、買い物などの日常生活を適切に送るために必要な技能

ク コミュニケーション能力の向上に関する内容

- ・意思の相互伝達
- ・場に応じたコミュニケーションの仕方
- ・点字の初期指導及び中途視覚障害者に対する点字指導
- ・点字使用者に対する普通文字の指導
- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用

視覚障がいのある子供への自立活動の指導においては、実態把握と個別の指導計画に基づいたP D C A サイクルでの授業が重要となります。『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）』には、視覚障がいの状態や特性に対する具体的指導内容及び留意点が示されています。指導を進める上で必要とされる事項や各教科との関連性について確認しましょう。

ここをチェック！



指導の際に特に重要な事項や本指導資料の関連するページを示していますので、参考にしましょう。また、自立活動の内容6区分との関連例も示しています。

1 健康の保持

生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点からの内容

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
（1）生活のリズムや生活習慣の形成に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・覚醒と睡眠のリズムが不規則である。体力が弱い。食事の量や時間、排泄の時刻が不規則である。 ・特定の食べ物や衣服に強いこだわりを示す。 ・整髪や着衣の乱れなど身だしなみを整えることに关心が向かない。 ・周囲のことに気が散りやすいことから、一つ一つの行動に時間がかかり、整理・整頓などの習慣が十分に身に付いていない。 ・視覚障がいがあり、昼夜の区別がつきにくいことから覚醒と睡眠のリズムが不規則になり、昼夜逆転した生活になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な生活のリズムが身に付くようにするなど、健康維持の基盤の確立を図る。 ・日課に即した日常生活の中で指導する。 ・家庭等との密接な連携の下、日常的に心がけられるようにする。 ・生活リズムや生活習慣の形成の関する指導を行う際は、1日の生活状況を把握する。 <div data-bbox="774 1455 1389 1590" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>乳幼児期からの生活リズムを整えることが重要です（p.44）。</p> </div>

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病がある。 ・二分脊椎がある。 ・進行性疾患がある。 ・うつ病などの精神性の疾患があり、食欲の減退などの身体症状、興味や関心の低下、意欲の減退などがあるが、病気によるものであることが理解できない。 ・口蓋裂の既往歴があり、^{しん}滲出性中耳炎や虫歯などになりやすい。 ・てんかんがある。 ・小児がんの経験がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の病気を理解し血糖値を毎日測定する。適切な食生活や適度の運動を行い、病気の進行を防止する。 ・排泄指導、清潔の保持、水分の補給と定期的な検尿を行うよう指導する。褥瘡を予防するための定期的な姿勢変換を指導する。 ・過度の運動や適度な運動に対する理解や、身体機能の低下を予防するよう生活の自己管理に留意した指導をする。 ・医師の了解を得た上で、病気の仕組みと治療方法を理解するとともに、ストレスの軽減を図るよう指導する。 ・聞こえの状態に留意するとともに、丁寧な歯磨きの習慣形成に努める。 ・定期的な服薬の必要性について理解させるとともに、確実な自己管理ができるよう指導する。 ・発達や健康の状態等に考慮して、その時期にふさわしい指導を段階的に行う。 ・専門の医師の助言を受ける。保護者の協力を得る。
(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること	<p>・視覚障がいがある。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;">  眼疾患とその配慮への理解が重要です (p.1)。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいがある。 ・義肢を装着している。 ・床ずれ等がある。 ・筋ジストロフィーがある。 	<p>・発達の段階に応じて、眼の構造や働き、自己の視力や視野などの状態についての十分な理解を図る。保有する視機能を維持するため、学習中の姿勢に留意したり、危険な場面での対処法を学んだりして、視覚管理を適切に行うことができるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耳の構造や自己の障がいについての十分な理解を図る。補聴器等を用いる際の留意点について理解するなどして、適切な聞こえの状態を維持できるようにする。 ・義肢を装着している部分を清潔に保ったり、義肢を適切に管理したりできるようにする。 ・定期的に体位を変換することの必要性を理解し、自分で行う方法を工夫したり、他の人に依頼したりできるようにする。 ・病気の原因や経過、進行の予防、運動の必要性、適度な運動方法や運動量などについて学習する。 ・必要に応じて専門の医師等の助言を得る。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること	<p>・視野障がいがある。慣れている学校内でも環境の把握が十分でないことがある。見える範囲が限られ、周囲の状況把握に困難が生じる。</p> <p> 眼疾患（p.1）や子供の特性と配慮事項（p.5）の理解が重要です。</p> <p> 自分の見え方に適切に応じて、自分が生活しやすいように環境を調整できるようにするためにには、この項目の内容と「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吃音がある。 ・感覚の過敏やこだわりがある。 ・学習や対人関係が上手くいかないことを感じる一方で、自分の長所や短所、得手不得手を客観的に認識することが難しい。 ・聴覚障がいがある。 	<p>・自分の見え方の特徴を理解した上で、部屋に置かれた様々なものの位置などを自ら触ったり、他者から教えてもらったりしながら確認する。ものの位置関係が把握しやすいように、順序よくていねいに確認できるようにする。自分にわかりやすいように、整理したり、置く場所を決めたりしておくこともよい。視野の障がいを踏まえた指導を工夫するほか、必要以上に行動が消極的にならないように情緒の安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吃音について学び、客観的に捉えられるようにする。 ・自ら別の場所に移動したり、音量の調節や予定を説明してもらうことを他者に依頼したりするようする。 ・個別指導や小集団などの指導形態を工夫する。 ・発達段階に合わせて、どのような音や声が聞こえて、どのような音や声が聞き取れないのかを自分で理解できるようにする。手話や筆談など、他者とコミュニケーションを図るために様々な方法を理解できるようにする。
(5) 健康状態の維持・改善に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいが重度で重複しており、健康の状態を明確に訴えることが困難である。 ・たんの吸引等の医療的ケアを必要とする。 ・運動量が少なく、結果として肥満になったり、体力の低下を招いたりする。心理的な要因による運動量の減少と食欲不振がある。 ・運動が制限されても、その範囲を超えて身体を動かしてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な場面で健康観察を行い、変化しやすい健康状態を的確に把握する。血行の促進や呼吸機能の向上などを図る。 ・健康状態の詳細な観察をする。養護教諭や看護師等と十分な連携を図る。 ・運動することへの意欲を高めながら、適度な運動を取り入れる。食生活と健康について実際の生活に即して学習するなど、日常生活において自己の健康管理ができるようにする。 ・自覚症状や自己の健康の状態を把握し、日常生活や学習をコントロールしたり、自ら進んで医師に相談したりできるようにする。 ・実施可能な運動等について学校生活管理指導表等を参考する。

2 心理的な安定

自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点からの内容

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(1) 情緒の安定に関する「こと	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的な緊張、不安の状態が継続し、集団に参加することが難しい。 ・治療中の副作用による貧血や嘔吐などが長期間続く。 ・入退院を繰り返すことがあり、感染予防のため退院中も学校に登校できない。 ・他者に自分の気持ちを適切な方法で伝えることが難しい。自ら自分をたたいてしまったり、他者に対して不適切な関わり方をしてしまったりする。 ・注意や集中を持続し、安定して学習に取り組むことが難しい。 ・読み書きの練習を繰り返し行っても、期待したほどの成果が得られなかつた経験から、生活全般において自信を失っている。 ・不安や緊張が高まった状態になると、身体が動いてしまったり、言葉を発してしまったりする。 ・障がいが重度で重複して、情緒が安定しているかどうかを把握することが困難である。 ・心理的に緊張しやすく、不安になりやすい。 ・集団に参加することが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境的な要因が心理面に大きく関与していることも考えられることから、睡眠、生活のリズム、体調、天気、家庭生活、人間関係などの要因を明らかにし、情緒の安定や環境の改善を図る。 ・悩みを打ち明けたり、自分の不安な気持ちを表現できるような活動をしたりする。 ・テレビ会議システム等を活用して学習に対する不安を軽減する。 ・自分を落ち着かせることができる場所に移動して、慣れた別の活動に取り組むなどの経験を積み重ねる。 ・興奮を静める方法を知ることや、様々な感情を表した絵カードやメモなどを用いて気持ちを伝えるなどの手段を身に付けられるようにする。 ・自分に合った集中の仕方や課題への取り組み方を身に付け、学習に落ち着いて参加できるようにする。 ・得意なことを生かして課題をやり遂げるよう指導したり、成功したことを褒めることで自信をもたせたり、自己のよさに気付くことができるようとする。 ・不安や緊張が高まる原因を知り、自ら不安や緊張を和らげるようする指導をする。 ・安定した健康状態を基盤にして「快」の感情を呼び起こし、その状態を継続できるよう、適切な関わり方を工夫する。 ・教師が病気の原因を把握し、本人の気持ちを理解しようとする態度でかかる。 ・集団構成と工夫した小集団で、様々な活動を行ったり、十分なコミュニケーションができるようにしたりする。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(2) 状況の理解と変化への対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・場所や場面が変化することにより、心理的に圧迫を受けて適切な行動ができなくなる。 ・選択性かん默がある。 ・急な予定の変更などに対応することができず、混乱したり、不安になったりして、どのように行動したらよいか分からなくなる。 ・周囲の状況に意識を向けることや経験したことなどを他の場面にも結び付けて対応することが苦手である。 ・特定の動作や行動に固執したり、同じ話を繰り返したりするなど、次の活動や場面を切り換えることが難しい。 ・視覚障がいがあり、見えなかったり、見えにくかったりして周囲の状況を插座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対して、不安になる。 <p> 眼疾患 (p.1) や子供の特性及び、その配慮事項 (p.5) の理解が重要です。</p> <p> 周囲の状況を理解し、状況の変化に対応していくためには、この項目の内容と、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導内容を設定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教師と一緒に活動しながら徐々に慣れるよう指導する。 ・安心して参加できる集団構成や活動内容を工夫する。対話的な学習を進める際は、選択肢の提示や筆談など様々な学習方法を認め、他者とのやりとりができる場面を増やす。 ・予定されているスケジュールや予想される事態や状況等を伝えたり、事前に体験できる機会を設けたり、状況を理解して適切に対応したり、行動の仕方を身に付けたりするための指導を行う。 ・行動の仕方を短い文章にして読むようにしたり、適切な例を示したりする。 ・本人が納得して次の活動に移ることができるよう段階的に指導する。 ・特定の動作や行動を行ってもよい時間帯や回数をあらかじめ決めたり、自分で予定表を書いて確かめたり、見通しをもって落ち着いて取り組めるようにする。 ・教師が周囲の状況を説明するとともに、幼児児童生徒が状況を把握するための時間を確保したり、急激な変化を避けて徐々に環境に慣れたりする。 ・日ごろから一定の場所に置かれている遊具など、移動する可能性の少ないものを目印にして行動したり、自ら必要な情報を得るために身近な人に対して的確な援助を依頼したりする力などを身に付ける。 ・一人一人の見え方やそれに起因する困難を踏まえた上で、周囲がどのような状況かを教師が言葉で説明したり、あらかじめ幼児児童生徒とその場に移動して一緒に確かめたりすることによって情緒的な安定を図る。 ・幼児児童生徒が周囲を見回したり、聴覚などの保有する感覚を活用したりして状況を把握することや、周囲の状況やその変化について教師や友達に尋ねて情報を得ることなどを指導する。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・進行性の病気があり、将来の自分の病状について認識がある。 ・肢体不自由があり移動が困難である。 ・数字の概念や規則性の理解や、計算することに時間がかかったり、文章題の理解や推論することが難しかったりすることで、思う結果が得られず、学習への意欲や関心が低い。 ・聴覚障がいがあり、学習場面や生活場面において、人とかかわることや新しい体験をすることに対して、消極的になる。 ・吃音があり、学校生活等ができるだけ言葉少なくすまそうと消極的になる。 ・障がいに起因して心理的な安定を図ることが困難な状態である。 <div data-bbox="282 1343 747 1567" style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto; background-color: #ffffcc;">  自己の障がい受容やその理解 (p.1)、進路指導 (キャリア教育) (p.48) との関連が重要です。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後も視野に入れながら学習や運動において打ち込むことができることを見つけ、生きがいを感じることができるよう工夫し、少しでも困難を改善・克服する意欲の向上を図る。 ・手段を工夫し実際に自分の力で移動ができるようになるなど、成就感がもてるような指導を行う。 ・運動、動作をできるだけ自分で制御するような指導を行う。 ・周囲の励ましや期待、賞賛を受けながら、何が必要かを理解し、できる、できたという成功体験を積み重ねていく。 ・自分自身の聞こえにくさによって、人と関わる際にどのような困難さが生じるのか、新しい体験をする際にどのように行動したり、周囲に働きかけたりするとよいかを考えたり、体験したりすることを通して、積極的に問題解決に向かう意欲を育てる。 ・楽しく話す体験を多くもつこと、様々な話し方や読み方を体験したり、自分の得意なことに気付かせて自信をもたせたりすること等を通して、積極的に学習等に取り組めるようにする。 ・同じ障がいのある者同士の自然なかわりを大切にしたり、社会で活躍している先輩の生き方や考え方を参考にできるようにして、心理的な安定を図り、障がいによる困難な状態を改善・克服して積極的に行動しようとする態度を育てることが大切である。

3 人間関係の形成

自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、
集団参加の基盤を培う観点からの内容

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 人に対する認識がまだ十分に育っておらず、他者からの働き掛けに反応が乏しい。 他者とのかかわりをもとうとするが、その方法が充分に身に付いていない。 視覚障がいがあり、相手の顔が見えない、あるいは見えにくいために、他者とのかかわりが消極的、受動的になってしまふ傾向が見られる。 <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;">  他者との積極的なやりとりを促すには、この項目の内容に加え、「心理的な安定」や「コミュニケーション」等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導を設定します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 抱いて揺さぶるなど幼児児童生徒が好むかかわりを繰り返し行って、かかわる者の存在に気付くようにする。 身近な教師とのかかわりから、少しずつ、教師との安定した関係を形成する。やりとりの方法を大きく変えずに繰り返し指導するなどして、相互にかかわり合う素地を作り、やりとりの方法を増やしていく。言葉だけでなく、具体物や視覚的な情報も用いて分かりやすくする。 だれかが話し掛けてきた場合では、自分の顔を相手の声が聞こえてくる方向に向けるようにしたり、相手との距離を意識して声の大きさを調整したりするなどのコミュニケーションを図るための基本的な指導を行う。 その場の状況の変化が分からぬ場合は、必要に応じて、友達や周りにいる人に問い合わせるなど、積極的に他者とかかわろうとする態度や習慣を養うように指導する。
(2) 他者の意図や感情の理解に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の思いや感情を読み取り、それに応じて行動することが困難である。 言葉を字義通りに受け止めてしまう。 視覚障がいがあり、相手の表情を視覚的にとらえることが困難であるために、相手の意図や感情の変化を読み取ることが難しい。 <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;">  障がいによる特性の理解が重要です。(p.5) </div>	<ul style="list-style-type: none"> 生活上の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、相手の立場や相手が考えていることなどを推測するような指導を通して、他者と関わる際の具体的な方法を身に付ける。 聴覚的な手掛かりである相手の声の抑揚や調子の変化などを聞き分けて、話し相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じて適切に行動することができる態度や習慣を養うように指導する。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(3) 自己の理解と行動の調整に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 過去の失敗経験等の積み重ねにより、自分に対する自信がもてず、行動をためらいがちになる。 経験が乏しいことから、自分の能力を十分理解できていない。 衝動の抑制が難しかったり、自己の状態の分析や理解が難しかったりするため、同じ失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手である。 経験が少ないとや課題に取り組んでもできなかった経験などから、自己に肯定的な感情をもつことができない状態に陥る。 自分の長所や短所に関心が向きにくいなど、自己の理解が困難である。 他者の意図や感情の理解が十分でないことから、友達の行動に対して適切に応じることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己に肯定的な感情を高めていく。 自分でできることと、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して援助を受けることなどについて、実際の体験を通して理解を促す。 自分の行動とできごとの因果関係を図示して理解させたり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりする。 早期から成就感を味わうことができるような活動を設定するとともに、自己を肯定的に捉えられるように指導する。 体験的な活動を通して自分の得意なことや不得意なことの理解を促したり、他者の意図や感情を考え、それへの対応方法を身に付けたりする指導を関連付けて行う。
(4) 集団への参加の基礎に関する事	<p>・視覚障がいがあり、目で見ればすぐに分かるようなゲームのルールなどがとらえにくく、集団の中に入っていけないことがある。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p> このような場面では、子供の特性を理解し、分かりやすい言葉での説明 (p.5) や空間概念の形成 (p.86) のための指導が大切です。視覚障がい者のスポーツ (p.49) にも集団競技があります。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 会話等の情報を的確に把握できにくいことがある。日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、それに基づいた行動が困難である。 言葉の意味理解の不足や間違いなどから、友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、集団に積極的に参加できない。 遊びの説明を聞き漏らしたり、最後まで聞かず遊び始めたりするためにルールを十分に理解していないで遊ぶ。理解しても、勝ちたい気持ちからルールを守ることができない。 	<p>・あらかじめ集団に参加するための手順やきまり、必要な情報を得るために質問の仕方などを指導して、積極的に参加できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会話の背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、行動の仕方や相手はどのように受け止めるかなどについて、具体的なやりとりを通して指導する。 日常的によく使われている友達同士の言い回しや、その意味することが分からぬときの尋ね方など、あらかじめ少人数の集団で学習しておく。 ルールを少しづつ段階的に理解できるように指導したり、ロールプレイによって適切な行動を具体的に指導したりする。

4 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点からの内容

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(1) 保有する感覚の活用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいがある。 <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;">  視覚障がいの特性の理解 (p.5) や触察を通した言葉と事物・事象を結び付けた指導が (p.11) 大切です。 </div> ・歩行指導 (p.14) の際も保有する感覚を最大限に活用した指導を行います。嗅覚も大事な情報収集の一つです。 ・聴覚障がいがある。 ・運動、動作に伴う筋の収縮・伸張、関節の屈曲・伸展などに制限や偏りがあり、自分自身の体位や動きを把握し、調節することが困難である。 ・障がいが重度で重複している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚や触覚を活用し、弱視であれば、保有する視覚を最大限に活用するとともに、その他の感覚も十分に活用して、学習や日常生活に必要な情報を収集するための指導を行う。 例えは、ある目的地に行くための歩行指導において、目的地の途中にあるパン屋のにおいが自分の位置を判断する手掛かりになったり、理科の実験において、化学変化の様子がにおいの変化でわかったりすることがある。においも学習や日常生活に必要な情報となるので、様々なにおいを体験したり、知っているにおいを言葉で表現したりできるように、様々な機会に指導する。 ・補聴器等の装用により、保有する聴力を十分活用していくための指導を行う。集団補聴システム又はFM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにする。 ・体位や動きについて、視覚的なイメージを提示したり、分かりやすい言葉で伝えたりして、自分の身体を正しく調整することができるようとする。 ・個々の感覚の状態とその活用の仕方を的確に把握した上で、保有する感覚で受け止めやすいように情報の提示の仕方を工夫する。 ・スキンシップによる触覚や揺れの感覚で快の感情をもたらす。玩具を見せたり言葉掛けをしたりするなど視覚や聴覚の活用を促す。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること	<p>・視覚障がいがあり、障がいの特性により屋外だけでなく室内においても蛍光灯などにまぶしさを強く感じる。</p>	<p>・遮光眼鏡を装用するよう指導するとともに、その習慣化を図る。 ・室内における見えやすい明るさを必要に応じて他人に伝えたり、カーテンで明るさを調整したりできるように指導する。</p> <p> 眼疾患の理解 (p.1) とその配慮が重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚の過敏さのため特定の音に、また、触覚の過敏さのため身体接触や衣服の材質に強く不快感を抱く。 ・注目すべき箇所がわからない、注意持続時間が短い、注目する対象が変動しやすい。 ・文字や図形を正しくとらえることが困難である。 ・上肢にまひがあり、文字や図形を書くことが難しい。



#危険と先回り

目が見えない・見えにくい子供は、物にぶつかったり、知らずに手をひっかけたりしてケガをしてしまうことがあります。「ケガをしないように」「転ばないように」「やけどをしないように」……と、子供の安全面に配慮することは大事ですが、だからといって子供に体験の機会を与えないということとは異なります。例えば、はさみやカッター、包丁などの刃物を扱う場合は、どうしたら安全な使い方ができるのかを教えればよいのです。「〇〇に△△があるからね（気を付けてね）」と伝えることで、子供が自分で考え、安全な行動ができるように指導していきたいものです。「（危険な）△△があるから、先回りして〇〇を避けてあげよう」などと思いがちですが、先回りした支援をしそうすると子供の考える機会も奪うことになる場合もあります。

ある盲児の母親のお話です。お家でホットプレートを使った時に、実際のプレートに、やけどをしない程度に子供に手をかざさせて、「ホットプレートは熱くて、やけどをしてしまうものだから、気を付けようね」と教えたそうです。「『〇〇だからしてはダメ』と言わないで、子供が納得するように体験させて育ってきた」とのことです。実体験を通して、言葉の理解、事物・事象の理解、概念形成につなげ、子供の世界を広げていけたらいいですね。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいがあり、小さな文字など細かいものや遠くのものを読み取ることが難しい。 <p> 視覚補助具（p.40）やICTを活用するための指導（p.45）が重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弱視があり、遠くの文字が見えにくかったり、本などを読むのに時間がかかったりする。 <p> 視覚補助具（p.40）の活用の指導が重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期になると周囲の人から見られることを気にして弱視レンズの使用をためらうことがある。 <p> 保有する視覚を用いて各種の弱視レンズなどを活用したり、他の感覚や機器で代行したりするためには、この項目に加えて「身体の動き」や「心理的な安定」等の区分の項目の中から選定し、関連付けて具体的な指導内容を設定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠用・近用などの各種の弱視レンズや拡大読書器などの視覚補助具、タブレット型端末などを効果的に活用できるように指導する。 ・明るさの変化を音の変化に変える感光器のように視覚以外の感覚で確認できる機器を必要に応じて活用できるように指導する。 <p> 感光器等の使い方を参照しましょう（p.84、p.97）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠用・近用などの各種の弱視レンズなどを使いこなすための指導を行う。 ・例えば、動いているバスの行き先表示や時刻表、街頭の標識などの方向に素早くレンズを向け、細かなピント合わせをするよう発達の段階に応じて指導したり、表やグラフのため、ルーペを速く正確に動かして数値などを把握する指導をしたりする。 ・緻密な作業を円滑に遂行する能力を高める指導と関連付けて行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・低学年から各種の弱視レンズなどを使ってよく見える体験を繰り返すとともに、障がいへの理解を図り、障がいによる困難な状態を改善・克服する意欲を喚起する指導を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいがある。 ・聴覚に過敏さが見られ、特定の音を嫌がる。 <p> ICT機器（p.45）や日常生活用具等（p.51）についての知識と、それらを活用できるようにするための指導が重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や指文字、キュード・スピーチ、口形、読話などの特徴や機能を理解していく。幼児児童生徒が個々の障がいの状態に応じて、聴覚以外の感覚を適切に活用できるようにする。 ・自分で苦手な音などを知り、音源を遠ざけたり、イヤーマフやノイズキャンセルヘッドホン等の音量を調節する器具を利用したり、自分で対処できる方法を身に付けるように指導する。 ・障がいの状態や発達の段階、興味・関心等に応じて、将来の社会生活等に結び付くように補助及び代行手段の適切な活用に努める。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいがあり、白杖を用いて一人で市街を歩く。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">  歩行は段階的な指導が重要です (p.14)。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいがあり、補聴器等を通して得られた情報だけでは、周囲の状況やその変化を十分に把握することが困難である。 ・身体に対する意識や概念が十分でないため、ものや人にぶつかったり、簡単な動作をまねたりすることが難しい。 ・動く対象物に手を伸ばしてそれをつかむなど、目と手を協応させた活動が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出発点から目的地までの道順を頭の中に描くことが重要である。 ・歩き始めてからは、白杖や足下からの情報、周囲の音、太陽の位置、においなど様々な感覚を通して得られる情報を総合的に活用して、それらの情報と頭の中に描いた道順とを照らし合わせ、確かめながら歩くことが求められる。 ・周囲の状況を把握し、それに基づいて自分のいる場所や進むべき方向などを的確に判断し行動できるよう指導することが極めて重要である。 ・中学部・高等部の生徒の場合は、必要に応じて、携帯電話のナビゲーション機能などを利用して自分の位置と周囲の状況を把握させる。 <p>・視覚や聴覚などの感覚も総合的に活用する指導を行う。様々な感覚をいかに活用するかについても考えさせる。</p> <p>・粗大運動や微細運動を通して、全身及び身体各部を意識して動かしたり、身体の各部の名称やその位置などを言葉で理解できるようにしたりする。</p> <p>・自分の身体が基点となって、位置、方向、遠近の概念の形成につなげられるように指導する。</p> <p>・目の前に置かれた興味のある玩具を注視したり、ゆっくり動く教材などを追視したりする力を高める。物を操作する経験を重ね、目で手の動きを追うような力を付ける。</p>



項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいがあり、事物・事象の全体像を捉え、必要な情報を抽出して、的確な概念を形成することが難しい。 <ul style="list-style-type: none"> 障がいの特性 (p.5) を理解し、核になる体験 (p.8) や教材の工夫、触察の指導 (p.11) が重要です。 弱視の子供に対する単眼鏡の指導が大切です (p.40)。 ・弱視があり、見ようとするものに極端に目を近づけたり、見える範囲が限られる場合があったりするために、全体像が捉えにくく、地図やグラフなどに示されている情報の中から必要な情報を抽出することが困難なことが多い。 <ul style="list-style-type: none"> 身体の動きの制限により、上下、前後、左右、遠近等の概念が十分に図れず、空間における自分と対象の位置関係を理解することが困難である。 概念を形成する過程で、必要な視覚情報に注目することが難しかったり、読み取りや理解に時間がかかったりする。 意味内容に幅のある抽象的な表現を理解することが困難である。 活動に過度に集中してしまい、終了時刻になっても活動を終えることができない。 左右の概念を理解することが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒が触覚や保有する視覚などを用い、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察することで、的確な概念を形成できるようになるとともに、それらの概念を日常の学習や生活における認知や行動の手掛かりとして活用できるように指導する。 ・例えば、校舎模型を使って諸室をていねいに確認する学習に取り組み、その位置関係をしっかりと理解することで、様々な教室間の移動を容易にすることや、駅の発車案内板の位置や表示の仕組みを十分に理解しておくことで、駅で単眼鏡を使っての読み取りが容易になり、見通しを持って行動できるようになるなどがある。 ・不必要的情報を削除したり、コントラストを高めたりして認知しやすい教材を提供するとともに、これまで学習してきた知識やイメージを視覚認知に生かすなどの指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 子供の実態に応じた教材・教具の工夫が重要です。弱視教育 (p.40) ・身体の各部を確認するような活動を通して、自分の身体に対する意識を明確にするとともに、行動の基準を言葉で確認しながら、空間概念の形成を図る。 ・興味・関心のあることや生活上の場面を取り上げ、事物や写真などを使って見たり読んだり、理解したりすることで、確実に概念の形成につなげていくよう指導する。 ・指示の内容や作業の手順、時間の経過等を視覚的に把握できるように教材・教具等の工夫を行う。 ・活動の流れや時間を視覚的に捉えられるようなスケジュールや時計などを示し、時間によって活動時間が区切られていること理解できるようにする。残り時間を確認しながら、活動の一覧表に優先順位をつけたり、適切に段取りを整えられるようにする。 ・様々な場面で、見たり触ったりする体験的な活動と「左」や「右」という位置や方向を示す言葉と関連付けながら指導して、基礎的な概念の形成を図る。

5 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点からの内容

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的動作が未習得であったり、間違って身に付けてしまったりしているため、生活動作や作業動作を十分に行うことができない。 ・全身又は身体各部の筋緊張が強すぎたり、弱すぎたりする。 ・知的発達の程度に比較して、身体の部位を適切に動かしたり、指示を聞いて姿勢を変えたりすることが困難である。 ・視覚障がいがあり、身体の動き等を模倣することを通して基本的な運動・動作を習得することが困難であることが多い。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">  子供の姿勢や身体の動きの困難さを把握し、家庭とも連携した指導が大切です。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の幼児児童生徒の運動・動作の状態に即した指導を行う。 ・緊張を弛めたり、適度な緊張状態をつくりだしたりする。 ・関節拘縮や変形予防のための筋力維持を図る適度な運動を行う。 ・より基本的な動きの指導から始め、徐々に複雑な動きを指導する。次第に、目的の動きに近づけていく。 ・姿勢や身体の動きについて、教師の身体や模型などに直接触らせて確認させた後、幼児児童生徒が自分の身体を実際に使って、その姿勢や動きを繰り返し学習するとともに、その都度教師が、口頭で説明したり、手を添えたりするなどして、正しい姿勢の保持や運動・動作を習得する。 ・必要に応じて医師等の専門家と十分な連携を図る。
(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作や作業動作の遂行を補うため、運動・動作の状態に応じていろいろな補助的手段を活用している。 ・自分で自由に姿勢を変えたり、座位や立位を保持したりすることが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助用具には、安定座位のためのいす、作業能率向上のための机、移動のためのつえ、歩行器、車いす及び白杖等がある。コンピュータの入力動作を助けるための補助用具も重要なものである。 ・目的や用途に応じて適切な用具を選び、十分使いこなせるように指導する。 ・必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の協力や助言を得る。 ・補助用具を活用するなどしていろいろな姿勢をとる。座位をとることが可能ならば、骨盤を安定させるための装置や体幹を支えるためのベルトなどが付いたいすを活用する。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な基本動作が身についていない。 運動・動作が極めて困難で、日常生活に必要な基本動作のほとんどを援助に頼っている。 知的発達の程度等に比較して、衣服の着脱におけるボタンの着脱やさみなどの道具の操作が難しい。 手や指を用いる細かい動きのコントロールが苦手である。 	<p>ア 安定した座位を確保しながら、両手を体の前へ伸ばすことができること。 イ 身体の正面で両手を合わせることができ、指を握ったり開いたりすることができます。 ウ 身体のほとんどの部位へ指先が届くこと。 エ 手の動きを目で追うこと。</p> <p>というような動作が可能であれば、次の段階の指導を工夫し、日常生活の諸動作の多くを行うことができるようにして、日常生活で使うことができるところまで習慣化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 援助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けることを目標として、指導を行う。 意欲的に活動に取り組み、道具等の使用に慣れていくよう、興味や関心がもてる内容や課題を工夫し、使いやすい適切な道具や素材に配慮する。 本人の使いやすい形や重さの筆記用具や滑り止め付き定規等、使いやすい文具を用いることにより、安心して取り組めるようにする。
(4) 身体の移動能力に関すること	<p>・視覚障がいがある。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; width: fit-content;">  歩行 (p.14) は段階的な指導が重要です。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 筋力が弱く、歩行に必要な緊張が得られない。 心臓疾患があり、歩行による移動が制限されている。 運動・移動が極めて困難である。 学校外での移動や、交通機関の利用の際に、一人での移動が困難である。 	<p>・発達の段階に応じて、伝い歩きやガイド歩行、基本的な白杖の操作技術、他者に援助を依頼する方法などを身に付けて安全に目的地まで行けるように指導する。</p> <p>・白杖を用いた歩行の際に、保有する視覚を十分に活用したり、視覚補助具を適切に使ったりできる力を付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行器を用いた歩行を目標に掲げて指導を行ったり、車いすによる移動を目標に掲げたりするなど、日常生活に役立つ移動能力を習得するよう指導する。 必要に応じて歩行器や電動車いす等の補助的手段を活用することになる。医師の指導を踏まえ、心臓に過度の負担をかけることなく移動の範囲が維持できるよう指導する。 姿勢保持や上下肢の基本動作などの指導経過を踏まえて幼児児童生徒に適した移動の方法を選択する。 社会的な場面における移動能力を総合的に把握し実際の場面で有効に生かされるよう指導する。駅など危険が予想される場所を歩く場合に、ためらわずに駅員や周囲の人に援助を依頼することなど、安全が確保できる方法を十分に理解し、身に付けておく。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 左右を協調させた上肢操作のぎこちなさのため、ひもをつまんだり、交差させたりしてひもを結ぶことが困難である。 注意の持続の困難さに加えて、目と手の協応動作や指先の細かい動き、体を思った通りに動かすこと等が上手くいかないことから、身の回りの片付けや整理整頓等を最後まで遂行することが苦手である。 手足を協調させて動かすことや微細な運動をすることが困難である。 自分のやり方にこだわりがあったり、手足を協調させてスムーズに動かしたりすることが難しい。 細かい手先を使った作業の遂行が難しかったり、その持続が難しかったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 指の曲げ伸ばしをしたり、指を対向させたりするような物を介さない基本的な動きを取り入れるとともに、必要に応じて片方のひもを押させておく補助具を活用する。 身体をリラックスさせる運動やボディーイメージを育てる運動に取り組みながら、身の回りの生活動作に習熟する。 目的に即して意図的に体を動かすことを指導したり、手足の簡単な動きから始めて、段階的に高度な動きを指導したりする。 一つの作業についていろいろな方法を経験させるなどして、作業のやり方へのこだわりを和らげたり、教師との有効な人間関係を形成し、幼児児童生徒が主体的に指導者の示す手本を模倣しようとする気持ちを育てたりする。 手遊びやビーズなどを仕分ける活動、ひもにビーズを通す活動など、両手や目と手の協応動作などができるように指導する。興味や関心のもてる内容や課題を工夫し、楽しんで取り組めるようにしたり、他者から認められ、達成感が得られるようにしたりする。 障がいの状態によっては、身体の動きの面で、関係する教科等の学習との連携を図り、作業に必要な基本動作の習得や巧緻性、敏捷性の向上を図るとともに、目と手の協応した動き、姿勢や作業の持続性などについて、自己調整できるよう指導する。



各教科との関連を確認
しましょう (pp.82-102)。



#声が笑う

地域の小学校の交流学習で、合唱の練習に参加した時のある盲児のエピソードです。

練習の後、友達の感想発表を聞いた子供は、「みんなの感想の声が笑っていました。だからみなさんもこの合唱が成功したなど、思っているんだと思いました。わたしも同じ気持ちです」と、発表したそうです。それを聞いた引率の職員が「声が笑っている」という自分なりの表現で堂々と発表できる姿が素敵だと、話していました。友達の表情は見えなくとも、聞いた声から気持ちが「見えた」のでしょう。

6 コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようとする観点からの内容

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいが重度で重複している。 ・聴覚障がいがある。 ・興味のある物を手にしたいという欲求が勝り、所有者を確認しない今まで、他者の物を使ったり、他者が使っている物を無理に手に入れようしたりする。 ・他の人の手を取って、その人に自分が欲しい物を取ってもらおうとする。 ・語彙が少ないため自分の考えや気持ちを的確に言葉にできることや相手の質問に的確に答えられない。 ・発声や指差し、身振りやしぐさなどをコミュニケーション手段として適切に活用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・話し言葉によるコミュニケーションにこだわらず、本人にとって可能な手段を講じて、より円滑なコミュニケーションを図る。周囲の者は、幼児児童生徒の表情や身振り、しぐさなど細かく観察することにより、その意図を理解する。 ・相手を注視する態度や構えを身に付けたり、自然な身振りで表現したり声を出したりして、相手とかかわることができるようする。 ・幼児児童生徒の行動が意思の表出や欲求を伝達しようとした行為であることを理解するとともに、望ましい方法で意思や欲求を伝えることができるよう指導する。 ・興味・関心に応じた教材を活用し、語彙を増やしたり、言葉のやりとりを楽しんだりする。 ・幼児の場合は、絵画や造形活動、ごっこ遊びや模倣を通して、やりとりの楽しさを知り、コミュニケーションの基礎を作る。 ・要求する場面などで、ふさわしい身振りなどを指導したり、発声を要求の表現となるよう意味付けたりする。



#鬼

昔話でよく出てくる「鬼」。ある盲児は、小学生になっても鬼は、実在する生き物だと思っていたそうです。2月の豆まきでのこと。鬼に扮した教員を本物の鬼が来たのだと思い込み、必死になって逃げたそうです。絵本の絵を見ていれば、鬼は架空の生き物だと、そのうち子供は知るのでしょうかが、見えない子供はそれを教えないといままで過ごしてしまうのです。知識や経験を補うことの必要性をしみじみ感じたエピソードでした。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(2) 言語の受容と表出に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 内言語や言葉の理解には困難がないが、話し言葉が不明瞭であったり短い言葉を伝えるのに相当な時間がかかったりする。 聴覚障がいがある。 発声・発語器官（口腔器官）の微細な動きや調整することが難しかったり、音韻意識の未熟さがあつたりするため、正しい発音にならない。 他者の意図を理解したり、自分の考えを正しく伝えたりすることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 発語機能の改善を図るとともに、文字の使用や補助的手段の活用を検討して意思の表出を促す。 言葉を構成している音節や音韻の構造、あるいは文字に関する知識等を用いながら、言葉が使われている状況と一致させて、その意味を相手に適切に伝えていく。 構音運動を調整する力を高めたり、音韻意識を育て、音の弁別や自分の発音をフィードバックできるようにしたりして、正しい発音を定着するよう指導する。 話す人の方向を見たり、話を聞く態度を形成したりするなど、他の人の関わりやコミュニケーションの基礎に関する指導を行う。 絵や写真などの視覚的な手掛かりを活用しながら相手の話を聞くことや、メモ帳やタブレット型端末等を活用して自分の話したいことを相手に伝えることなど、本人の障がいの状態に合わせて様々なコミュニケーション手段を用いる。



#見えているから

弱視の子供の見え方は、一人一人異なりますので、それぞれに対応した指導が必要です。ですが、弱視の子供は見えにくさ、見えづらさの困難さを抱えているということを認識していくても、見落としてしまうことがあります。それは、「『見えているから』触らなくても言葉で分かる」、「『見えているから』見えている人と同じように何でもできる」など、「見えているから」という理由で、子供に寄り添った指導がなおざりになってしまふことが懸念されます。弱視の子供にとっても、対象物を触って物事の理解を深めたり、自分の身の回りの物を見て触って落とさないようにしたりするなど、「触って確かめる」、「触って理解する」ことが大切となります。

もちろん、見えなさから生じる困難さを改善・克服する力の育成のために、自立活動での指導が重要となります、「見えているから」という理由に陥らないように、常に原点に立ち返り、専門性をもって指導に当たりたいものです。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(3) 言語の形成と活用に関すること	<p>・視覚障がいがあり、視覚を活用した学習が困難である。一面的な理解で、事物、事象や動作と言葉が結びつくことも少なくない。</p> <div data-bbox="287 399 743 646" style="border: 1px solid red; padding: 10px;">  的確な概念形成と言葉の活用や核になる体験(p.8)、教材・教具を工夫した指導が重要です。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの状態が重度のため、話し言葉を用いることができず、限られた音声しか出せない。 ・聴覚障がいがあり、体験したことと日本語とを結び付けることが難しい。 ・言語発達に遅れがあり、語彙が少ないと自分の考えや気持ちを的確に言葉でできないことや相手の質問に的確に答えられない。 ・言葉は知っているものの、その意味を十分に理解せずに活用したり、意味を十分に理解していないことから活用できず、思いや考えを正確に伝える語彙が少ない。 ・乳幼児期のコミュニケーションが十分に行われなかったことや言語環境が不十分なことにより、言語機能に発達の遅れや偏りがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に体験ができるような教材・教具を工夫したり、触覚や聴覚、あるいは保有する視覚を適切に活用したりして、言葉の意味を正しく理解し、活用できるよう指導する。 ・例えば、「さかな」という言葉の概念を形成するためには、切り身の「さかな」だけではなく、調理前の一尾そのままを触って、形や食感、においを確認したり、水中の魚に触れて動きを感じたりすることが大切である。その際、教師が幼児児童生徒のそれまでの経験を生かせるように、分かりやすい言葉を添えることで「さかな」についての理解が深まる。 ・掛け声や擬音・擬声語等を遊びや学習、生活の中に取り入れて、自発的な音声・発語を促す。物語や絵本を身振りなどを交えて読み聞かせる。 ・幼児児童生徒の主体性を尊重しながらも、教師など周りの人々による意図的な働き掛けを行う。 ・幼児児童生徒の興味・関心に応じた教材を活用し、語彙を増やしたり、言葉のやりとりを楽しんだりする。幼児の場合、絵画や造形活動、ごっこ遊びや模倣を通して、やりとりの楽しさを知り、コミュニケーションの基礎的能力に関する項目と関連付けて具体的な指導内容を設定する。 ・実体験、写真や絵と言葉の意味を結び付けながら理解することや、ICT機器等を活用し、見る力や聞く力を活用しながら言語の概念を形成するよう指導する。 ・安心できる場で言葉遊びを行ったり、作業や体験的な活動を取り入れたりする。生活経験を通して、様々な事物を関連付けながら言語化を行う。課題設定を工夫し、「できた」という経験と自信をもたらせ、コミュニケーションに対する意欲を高め、言葉を生活の中で生かせるようにしていく。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・点字を常用して学習する。 <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;">  ICTに関する事項を確認しましょう (p.45)。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・弱視があり、自分にとって学習効率の良い文字サイズを知り、拡大文字の資料を必要とする。 <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;">  ICTに関する事項を確認しましょう (p.45)。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・進行性の眼疾患等で普通の文字を使用した学習が困難である。 <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;">  眼疾患とその配慮への理解 (p.1)、ICTの活用のための指導 (p.45) が重要です。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・音声言語の表出は困難であるが、文字言語の理解ができる。 ・聴覚障がいがある。 ・視覚と聴覚の両方に障がいがある。 ・肢体不自由で、上肢操作の制限から文字を書いたりキーボードで入力したりすることが困難である。 ・進行性の病気があり、症状が進行して言葉による表出が困難である。 ・自閉症があり、言葉でのコミュニケーションが困難である。また、順を追って説明することが困難である。 ・読み書きの困難により、文字の理解や表現に非常に時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーボードでの入力や点字ディスプレイへの出力に慣れ、点字と普通文字を相互変換したり、コンピュータの読み上げ機能を使って文書処理をしたりするなど、コンピュータを操作する技能の習得を図る。 ・点字携帯情報端末を学習や生活の様々な場面で活用することも考えられる。 ・コンピュータの拡大機能などを使って、文字サイズ、行間、コントラスト等を調整し読みやすい資料を作成できるように指導する。 ・適切な時期に使用文字を点字に切り替える等、学習効率を考えた文字選択の配慮が必要である。 ・筆談で相手に自分の意思を伝えたり、文字板、ボタンを押すと音声が出る機器、コンピュータ等を使って、自分の意思を表出したりする。 ・音声や手話、指文字、キュード・スピーチ等を使用して、周囲とのより円滑なコミュニケーションを図る。 ・保有する視覚と聴覚の活用、触覚を活用したコミュニケーション手段が考えられる。触覚を活用したコミュニケーション手段として、身振りサインに触ること、手話や指文字に触れて読み取る触手話・触指文字、指点字等があるが、障がいの状態や発達段階等を考慮して、適切なコミュニケーション手段の選択・活用に努める。 ・文字盤の中から自分が伝えたい文字を見ることで入力ができるコンピュータ等の情報機器を活用し、他者に伝える成功体験を重ねる。 ・今後の進行状況を見極め、今まで出来ていたことが出来なくなることによる自己肯定感の低下への心のケアに留意するとともに、自己選択・自己決定の機会を確保しながらコミュニケーション手段を活用する力を獲得して行く。 ・自分の意思を適切に表し、相手に基本的な要求を伝えられるように身振りなどを身に付けたり、話し言葉を補うために絵カードやメモ、タブレット端末等の機器を活用できるようにする。 ・簡単な絵に吹き出しや簡単なセリフを書き加えたり、コミュニケーションボード上から、伝えたい項目を選択したりする。 ・コンピュータの読み上げ機能を利用したり、マインドマップのような表現を利用したりする。

項目	幼児児童生徒の障がいや状態	具体的指導内容と留意点
(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいがあり、視覚的な情報の入手に困難なことがあることから、場に応じた話題の選択や、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節、話し方などに課題が見られることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、相手に声の様子や握手をした際の手の位置から、相手の体格や年齢などを推測して話を進めたり、声の響き方から、部屋の広さや相手との距離を判断して声の出し方を調節したりするなど、場や状況に応じた話し方を身に付ける指導を行う。 <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">  子供の見え方や特性の理解 (p.5)、空間の概念形成を図るために指導が重要です (p.86)。 </p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいによる経験の不足などから、相手や状況に応じたコミュニケーションに課題がある。 ・話の内容を記憶して前後関係を比較したり類推したりすることが困難なため、会話の内容や状況に応じた受け答えをすることができない。 ・会話の内容や周囲の状況を読みとることが難しい場合があり、状況にそぐわない受け答えをする。 ・選択性かん默がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なコミュニケーション手段を選択して伝えたりすることや、自分が受け止めた内容に誤りがないかどうかを確かめたりすることで、主体的にコミュニケーションの方法等を工夫する。 ・友達や目上の人との会話、会議や電話などにおいて、相手の立場や気持ち、状況などに応じて、適切な言葉の使い方ができるようにしたり、コンピュータ等を活用してコミュニケーションができるようにしたりする。 ・自分で内容をまとめながらも聞く能力を高めるとともに、分からぬときには聞き返す方法や相手の表情にも注目する態度を身に付けるなど、状況に応じたコミュニケーションができるようにする。 ・相手の立場に合わせた言葉遣いや場に応じた声の大きさなど、場面にふさわしい表現方法を身に付ける。 ・気持ちが安定し、安心できる環境作りや信頼できる人間関係作りが重要である。幼児児童生徒が興味・関心のある事柄について、共感しながら一緒に活動したり、日記や作文などを通して気持ちや意思を交換したりする機会を多くする。状況に応じて、筆談などの話し言葉以外のコミュニケーション手段を活用する。

第3章

各教科の指導

～小学部を中心に～

自立活動の指導を行う際には、各教科等と関連した指導の工夫が必要となります。『特別支援学校幼稚部教育要領・小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）』では、下記のように示されていますので確認しましょう。

自立活動の個別の指導計画の作成に当たって

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。

『特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月）』

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導では、各学年の目標がありますので、各教科等における自立活動の指導では、その目標の達成を損ねたり、逸脱したりすることのないように留意することが必要です。自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう、計画的、組織的な指導が大切となります。

第3章では、小学部の各教科全般にわたる指導上の基本的かつ特色ある事項を中心に、自立活動の関連について紹介しますので、授業づくりの参考にしましょう。

指導上の配慮事項

『特別支援学校学習指導要領解説 各教科編（小学部・中学部）（平成30年3月）』

1 的確な概念形成と言葉の活用

児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉を結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できること。

児童生徒の状態	<ul style="list-style-type: none">視覚による情報収集の困難から、限られた情報や経験の範囲で概念が形成されたり、理解が一面的だったりする。例えば、「手を振る」という言葉を知っていても、状況に応じた動作ができないなどがある。
指導上の配慮事項	<ul style="list-style-type: none">的確な概念を形成するためには、児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、事物・事象や動作と言葉を対応できるように指導が大切であること。観察や実験、操作活動などを通じた直接体験によって具体的なイメージを形づけたり、見学・調査などの体験的な学習などによって経験の拡充を図ったりすることが必要であること。教師が適時に言葉で説明を加えたり、児童生徒が理解を深める過程で、自ら確認できる情報を用意したりすることが大切であること。他者の考えを聞く、必要な情報を調べる、読書をするなどにより、多くの語彙や多様な表現に触れられるようにすることが重要であること。

2 点字等の読み書きの指導

児童の視覚障がいの状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。

児童生徒の状態	<ul style="list-style-type: none"> 普通の文字と点字のどちらを常用するかは、大切な問題であり、原則的には視力や視野の程度、眼疾患の状態、学習効率、本人の希望や意欲などの観点から総合的に判断することになる。
指導上の配慮事項	<p><普通の文字の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> 漢字を部首に分解し、基本漢字を徹底して指導するなど漢字の読み書きの指導が重要であること。 教科書等の縦書き・横書きなどのレイアウトに慣れ親しんだり、視覚補助具を活用して速く読み書きができるようにしたりすること。 <p><点字を常用する児童生徒への指導></p> <ul style="list-style-type: none"> 点字表記法の系統的な指導が必要であること。 点字の読み書きを速くする指導も大切であること。 6点漢字や漢点字のように、漢字の音訓、偏と旁などを手掛かりとした点字による漢字表記の工夫があるように、漢字の字義や漢語の指導は、日本語の文章を正しく理解し、表現するために重要であること。 漢字の音訓と意味、熟語の読みと意味と含まれる漢字とのつながりを理解し、適切に表現できるようにすること。 コンピュータ等の情報機器を活用することも考慮して、音声化された漢字や漢語の説明の理解を含めた指導が必要であること。 <p><漢字の字義の理解></p> <ul style="list-style-type: none"> 漢字の字形についての指導も有効であること。 凸図を活用するなどして、基本的な漢字の部首や構造を中心的に指導することになるが、自分の名前に使われている漢字など、生活に関わる身近な漢字に触れたりすること。

3 指導内容の精選等

児童の視覚障がいの状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。

児童生徒の状態	<ul style="list-style-type: none">動いているものや遠くにあるものなどを視覚や触覚により直接経験することが難しいことから、学習内容の理解が不十分になることがある。初めての内容を理解することには時間を要することがある。
指導上の配慮事項	<ul style="list-style-type: none">各教科の内容の本質や法則性を具体的に把握できるよう、基礎的・基本的な事項に重点を置き、指導内容を適切に精選することが大切であること。例えば、「体育」等で球技を取り扱う場合、視覚的模倣や空間的な把握が困難なことから、ルールの説明や基本的動作を習得する内容に精選して指導を十分に行うことと考えられること。理解できた法則を他にあてはめたり、発展・応用の内容につなげたりできるよう、指導内容のつながりや順序に配慮することも必要であること。例えば、「理科」で太陽などの天体の動きを取り扱う場合、まず、日なたと日陰で感じられる温度の違いから太陽や日光の存在と方向があることに気付く。次に、光の強弱を音の高低に変換する感光器を使った観察により太陽の動きを知り、モデル実験等により実際の動きを理解する。さらに、観察が困難な月や星の動きを太陽の理解から類推するように指導することなどが考えられる。内容の本質の理解や基礎的・基本的な事項の習得が十分であれば、それをもとに予測し、演繹的に推論したり、考えを深めたりすることが可能になる。指導の工夫や配慮により履修が可能であるにもかかわらず、見えないことなどを理由に各教科の内容を安易に取り扱わないことは、指導内容の精選にはあたらないことに留意が必要である。



#卵

みなさんは、生卵とゆで卵をどのようにして見分けますか？

自立活動の授業で、「卵」を題材にした時のエピソードです。ある盲児に卵を手渡すと、「僕、生卵かゆで卵か、分かるんだ」と言って、持った卵を小刻みに振り始めました。生卵を振ったときに音が聞こえるというのです。その時、実際に生卵を振ってみたところ、音は聞こえませんでしたが、黄身の動く振動が感じられ、ゆで卵からは振動は感じませんでした。盲児は生活の中で、卵を振ることで生卵とゆで卵の見分け方を発見したのでしょうか。その洞察力には感心させられました。そんな感覚を育てていきたいものです。

4 コンピュータ等の情報機器や教材等の活用

視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障がいの状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

児童生徒の状態	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚や触覚から情報を得て学習する。 弱視の児童生徒の見え方は様々であり、視力のほかに、視野、色覚、眼振や羞明などに影響を受ける。
指導上の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 音声教材や触覚教材を活用したり、モデル実験を行ったりするなど、視覚的な情報を聴覚や触覚で把握できるように指導内容・方法を工夫することが大切であること。 聴覚や触覚は、視覚に比べると詳細な情報を得ることが難しいことに留意する必要があること。 特に触覚については、情報収集のポイントを明確にし、部分的、継続的に得られる情報を総合して、まず全体像を大まかに把握し、続いて全体と部分との関連をもとに対象物を詳しく理解する観察方法などを身に付ける必要があること。 感光器のほかに、音声図書等を再生する機器、ボールペンの筆跡が浮き上がる表面作図器、触読用物差し、触読用三角定規等、視覚障害者用そろばん、音声温度計、音声電圧計や音声電流計など聴覚や触覚を活用できる学習用具の活用により、児童生徒が主体的に学習できるようにすることも必要であること。 弱視の児童生徒への指導の効果を高めるために、適切なサイズの文字や図表の拡大教材を用意したり、各種の弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具を活用したり、机や書見台、照明器具等を工夫して見やすい環境を整えたりすることが大切である。その際、保有する視覚の活用と併せて、他の感覚の活用も考える必要があること。 授業で使う教材等や様々な方法で得た情報を分かりやすいように整理しておくことも重要である。例えば、ノートや点字用紙等への記録とその管理などが適切にできるようにしたり、教材や学習用具を置く場所を決めておくなど自ら学習環境を整えたりすることが考えられる。 コンピュータ等の情報機器等を学習に活用する際、情報入手の困難を補い、学習に必要な情報を得るだけではなく、得た情報を適切に分類したり、記録したりするなどして、児童生徒が問題解決的な学習等に主体的に取り組めるようにすることも大切である。

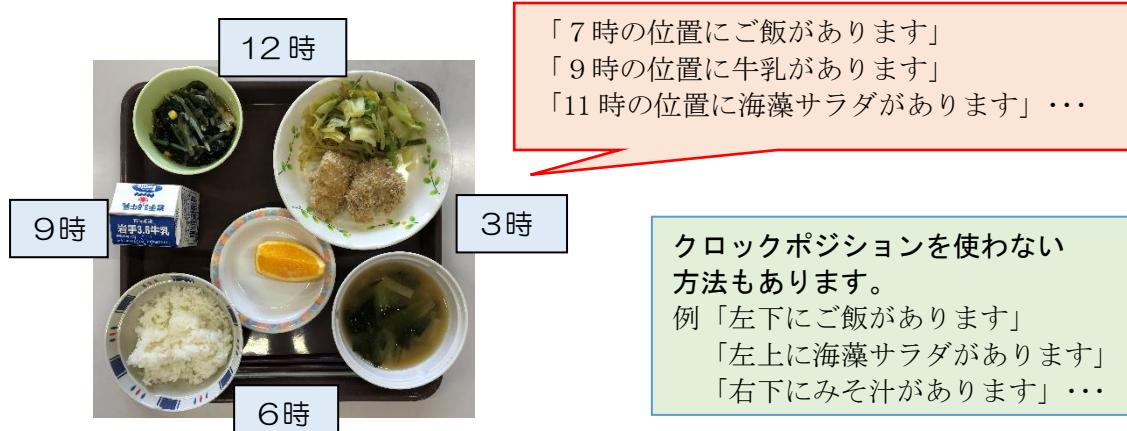
5 見通しをもった学習活動の展開

児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できること。

児童生徒の状態	<ul style="list-style-type: none">・空間や時間の概念の形成が十分でないために、周囲の状況や事象の変化の理解に困難が生じる場合がある。 例えば、「家庭科」で使用する道具や教材が教室内のどこにあり、どの学習過程で使うかなど学習全体の様子や流れがつかめず、学習活動がよく理解できないなどがある。位置や時間経過などを把握できるようにする配慮が必要である。 使用する道具や教材が、どこに置いてあり、授業展開に伴って自分がどのように動いて、道具や材料を使ったらよいかが事前に理解できると、見通しをもって安心して学習を進められるようになる。
指導上の配慮事項	<ul style="list-style-type: none">・空間の概念を養うためには、地図や図形の系統的な指導により概念形成を図ったり、自分を基準とした位置関係などを把握したりできるように指導を重ねる必要があること。例えば、位置関係を把握するために、位置を時計の文字盤になぞらえる「クロックポジション」という方法などがある。・時間の概念を養うには、授業の流れや活動の手順を説明する時間を設定する、活動の最初から最後までを通して体験できるようにする、友達の活動状況など周囲の状況を説明するなどがある。

< クロックポジションの例「給食」 >

卓上の物の配置を説明する際、子供の手前中心を 6 時の位置とします。



言葉だけではなく、茶碗に手を添えたり、箸で食材を確かめたりします。その際は、やけに注意しましょう。

視覚障がいのある子供のための教科書

学校教育法において、視覚障がいのある子供は、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することと定められています。

検定教科書

文部科学省の検定を受けた教科用図書。

拡大教科書

検定教科書を拡大した教科用図書。平成20年制定の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」（通称「教科書バリアフリー法」）により、民間出版社が作成した教科書。

文字の大きさは18P、22P、26P、30Pがあり、ゴシック体で書かれている。拡大教科書を発行している教科書会社のホームページでは、サンプル版を確認できる。分冊で支給される。

いわて 18P

いわて 22P

いわて 26P

いわて 30P

点字教科書

検定教科書を原典に点訳、編集した教科用図書。分冊で支給される。小学部用の国語、算数、理科、英語、道徳は、文部科学省著作点字教科書。音楽、家庭、保健は、学校教育法附則9条による点字教科書。

原典に沿って編集されているが、同様の表記とは限らないので、文部科学省「特別支援学校（視覚障害）小学部点字教科書編集資料」を熟読し、指導に当たる。この編集資料は、点字使用の子供への配慮事項等が示されているが、弱視の子供への指導にも参考になる。文部科学省ホームページからダウンロード可能である。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1400790.htm

1 言葉と事物・事象や動作との対応

視覚障がいのある子供は、言葉の概念が音声言語だけで、具体的なイメージを伴っていないことが多い見られます。いわゆる「バーバリズム（唯言語主義）」と言われる傾向が生じやすいのです。国語を正確に理解し、適切に表現するためには、子供の使用している言葉が、具体的なイメージをもって理解しているかどうか、見極める必要があります。言葉上だけの知識である場合は、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付け、対応させた指導を行わなければなりません。そのために、できるだけ多くの具体的な事物・事象や動作を経験することは非常に重要です。言葉と事物・事象や動作と言葉を結び付けた指導は、盲児だけではなく、弱視児の場合も同様です。弱視児の視力は、盲児の視力に比べると見えるというものの、言葉の理解が十分でない場合がありますので、留意する必要があります。

また、直接経験の不足を補うために、単に経験すればよいのではなく、その経験の目的や意図を明確にし、質の高い内容を設定することも重要です。

2 漢字・漢語の指導

日本語は漢字の字義と結び付いた言葉が多く、点字で学習する子供に対しても、漢字の知識と理解が大切です。漢字の基本的な部首の知識や部首の組み合わせによって、漢字が構成されることに興味をもたせたりしながら、理解を深められるよう指導することが必要です。漢字の音と訓と意味関係の理解は重要ですが、漢字の字形指導、平仮名、片仮名の字形指導については、子供の実態を考慮し過重負担にならないようにしましょう。漢字の理解は、パソコンの漢字変換の機能やコミュニケーション能力にもつながります。墨字で漢字を書くことができなくても、漢字の構成を唱えて覚える方法も効果的です。『視覚障害者のための漢字学習』（点字学習を支援する会）や市販の漢字カード等も活用しながら、子供の実態に応じた漢字の指導を行いましょう。

3 弱視児の文字指導

弱視児は、視力の程度は同じくらいであっても、視野の広さや眼振、羞明などによって、個人差が大きいので、視力だけではなく他の視機能の状態も十分考慮しなければいけません。

弱視児は漢字の読み書きが困難な場合が多いです。また拡大した文字を使用して学習する場合、次第に文字を縮小していくこともルーペや単眼鏡、拡大読書器の活用につながります。子供の実態に応じて、拡大教材や拡大された資料などの工夫が必要となります。

4 読書環境

視覚障がいのある子供にとって、読書環境を整えることも大切です。しかし、点字図書や拡大図書は、一般の図書に比べて、種類や数に限りがあります。それらを補うための一つに、デイジ一図書（録音図書）の活用があります。本来、読書は書き言葉である文字を読むことによるもので、点字図書や拡大読書器等を使って本を読むことは、忘れてはならないことです。点字図書館や「サピエ図書館」（p. 105参考 Web ページ）などの図書館情報を収集することも、とても大切となります。

5 点字の系統的な指導

特に点字の入門期においては、自立活動の指導と関連を保ちながら、指導を進めることが大切です。点字の指導を行う際は、前段階に手指の触運動の統制、触空間の形成、話し言葉の音節分離などが基礎となります。

国語の点字教科書第1学年第1巻『こくご1—1』には、入門期の導入教材が挙げられていますので指導の参考にしましょう。また、各学年で新しく学習する点字が登場しますので、どの学年でどの点字を学習するか、または既習の点字であるのかどうか、確認しながら指導することが大切です。(以下、一覧)

学年別初出点字一覧（国語）

文部科学省「令和2年度特別支援学校（視覚障害）小学部点字教科書編集資料」

学年	点字表記
1	<p><入門教材></p> <p>清音・濁音・半濁音・拗音・拗濁音・拗半濁音・特殊音</p> <p>長音 ・・</p> <p>促音 ・・</p> <p>撥音 ・・</p> <p>第1カッコ () ・・～・・</p> <p>棒線 一 ・・</p> <p>数符 ・・</p> <p>句点 、 ・・</p> <p>読点 。 ・・</p> <p>第1カギ 「 」 ・・～・・</p> <p>第1つなぎ符 ・・ 1えん 1・・えん</p> <p>空欄符号 ニマス空欄 ・・・・・ 長い空欄 ・・・・・・・</p> <p>助詞の表記「わ」「を」「え」</p> <p>中点 ・・</p> <p>右向き矢印 ・・・・・</p> <p>点線 ・・・ ・・・・・</p> <p>ふたえカギ 『 』 ・・～・・</p> <p>第2つなぎ符（送りがな） ・・・・・ 出る</p> <p>感嘆符 ! ・・</p>

＜国語と自立活動との関連例＞

○点字の指導

入門期での点字の導入や点字の分かれ書き、点字の読み速度を上げる指導等、子供の実態に応じた指導を行います。点字の読み書きが上達すると自信になります。

【環境の把握】【身体の動き】【コミュニケーション】【心理的な安定】

○漢字の指導

国語の時間だけでは、漢字の習得が難しい場合もあります。漢字はコンピュータ等の情報機器の活用にもつながりますので、十分な理解ができるようしましょう。

【身体の動き】【コミュニケーション】【心理的な安定】

○的確な概念形成と言葉の活用に関する指導

国語の学習で登場した内容を実際に体験したり、触察したりするなどして、理解の深化や経験の拡充を目指します。

【環境の把握】【身体の動き】【コミュニケーション】

1 生活経験の程度

視覚障がいのある子供は、視覚を通しての経験が困難又は不可能なため、日常生活から得られる経験の内容が乏しくなりがちです。例えば、自然の事象に対する経験不足、対人関係の乏しき、言葉上だけの理解などが挙げられます。子供がこれまでどのような生活経験を積み、その理解力や観察力、思考力がどの程度なのかを把握することが大事です。子供の日常生活に結び付く事象に关心を向けるように、経験の拡充を図ることが大切です。その際、低学年の生活科との学習内容との関連も考慮する必要があります。

2 実際的で具体的な活動、体験学習の重視

社会的事象についての基本的な概念を形成するためには、実際の場面で、子供の活動を通して指導を進めるよう配慮することが大切です。視覚障がいのある子供は、事物や事象についての理解や観察が一つ一つ別ものと捉えていることが多いので、一つのまとまりをもった社会事象として理解できるような工夫が必要です。例えば、観察や調査をした結果を整理し、新聞や年表にまとめる活動などが挙げられます。

見学や調査などの校外における学習活動では、子供の経験や社会的な視野を広げ、社会に対する興味・関心を広げるとともに、主体的に問題解決しようとする態度を養うということが大切となります。実際、校外での見学や調査を行う場合は、子供の実態に応じて、事前・事後の指導の配慮が必要です。そして見学や調査では、事前に学習したことと関連付け、見落とし、聞き落としがないように留意するよう指導します。子供の実態に応じて、リンクポケット（p. 47）やタブレット型端末（pp. 45-46）、携帯用点字器（pp. 34-36）など、事後学習に活用できるようにするとよいでしょう。事前に学習したことと、実際に体験したことを比較したり、見学や調査で収集したことや感想などをまとめたりする活動が大切となります。

＜事前の指導の留意点の例＞

- | | |
|------------------|---------------|
| ・見学や調査のねらいを明確にする | ・注意、危険箇所 |
| ・きまりや約束ごと | ・周辺の環境 |
| ・安全な移動とその経路 | ・休憩場所及びトイレの場所 |
| ・公共交通機関 | ・雨や雪の場合の対応 |
| ・交通の状況 | ・持ち物の管理 |
| ・所要時間 | など |

＜自立活動との関連例＞

校外で体験的な学習を行う場合、自立活動との関連付けた指導が重要です。

○見学先でお世話になる方への話し方

【人間関係の形成】【コミュニケーション】【心理的な安定】

○見学先までの移動

【環境の把握】【身体の動き】【心理的な安定】

○自分の持ち物の管理

【健康の保持】【環境の把握】

3 教材・教具の工夫

視覚障がいのある子供に社会的事象に興味・関心をもつようになるとともに、社会生活への思考や理解を深めるためには、教材・教具の果たす役割は大きいです。視覚障がいのある子供は、事物・事象についての基礎的な理解が十分でないことが多いので、その理解を促すために、実物や模型などの教材・教具を活用した指導の工夫が必要となります。実物や模型などを活用する場合は、自立活動と関連付けながら、触覚を通して得られた情報からイメージし、事物・事象と結び付けることが大切です。

＜自立活動との関連例＞
○地図の触察の仕方
【環境の把握】【身体の動き】【コミュニケーション】



地図を触り地形の高低を確認する様子



触ることで、川から海へ渡るサケの様子が確認できる自作の地図。
必要な情報のみを地図に示す。



盲人用地球儀



盛岡の川
エーデルによる自作教材 (p. 10)

1 基礎的経験の重視

視覚障がいのある子供は、経験が乏しくなりがちであるため、具体的な経験と言葉を結び付け、概念の形成を図ることが重要です。例えば、入門期の指たどりで、曲線と直線の違いを意識させるために、竹ひごなどを使った指導があります。また、「平行」の学習では、敷居の溝や物さし、机の周辺など、身の回りの具体物を観察したり、折り紙や竹ひごをならべて操作したりなどして、「平行」という概念の確かなイメージをもてるよう指導を工夫することが大切です。

2 筆算とそろばん

筆算は、紙を縦横に幅広く使用して計算するため、点字での処理には、制約が大きいことから、点字を使用して学習する子供にとっては、不向きな計算方法だと言われています。そこで、珠算を効果的に導入することが大切です。弱視の子供であっても、実態に応じて珠算を取り入れて指導することが効果的な場合もあります。

一般的なそろばんは珠が容易に動いてしまうので、容易に動くことがない「視覚障がい者用そろばん」を使用します。点字教科書では、筆算については四則計算の原理を理解させるための基本的な部分のみを扱い、そろばんでの計算方法との混乱をさけるために、上位の桁から展開する方法に翻案して示されています。また毎年、「視覚障害者珠算検定試験（日本商工会議所主催）」が催され、進級を目指すことも意欲付けになります。



視覚障がい者用そろばん

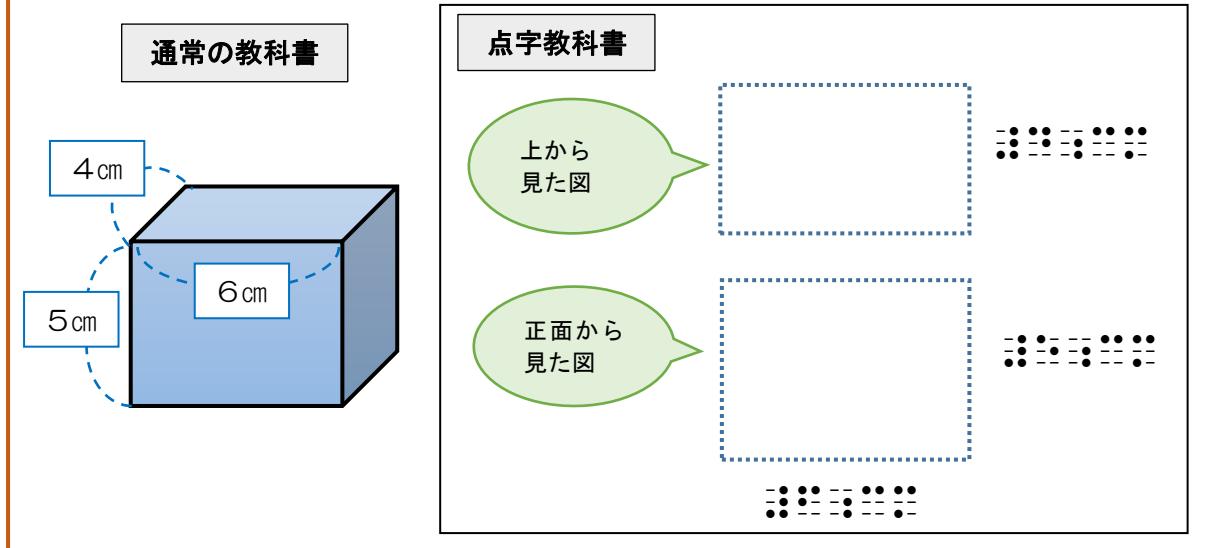
- 2年生の点字教科書には「珠算編」があります。自立活動と関連付けて、そろばんの扱い方や計算の仕方、計算処理の向上など、段階的な指導が大切です。計算の処理を速くするためだけの機械的な反復練習に陥ることのないよう、留意する必要があります。
 - <自立活動との関連例>
 - そろばんの導入【環境の把握】【身体の動き】
 - そろばんの計算の向上【身体の動き】【心理的な安定】

3 図形に関する指導

図形の学習においては、単に図形を触って観察するだけではなく、実際に図形をかいたり、形を作ったり、操作したりと具体的な活動を通して、図形の基本的な性質を理解するように指導することが大切です。模型や具体物を実際に操作することで、イメージとして捉え、言葉で表現できるようにすることが必要です。

立体図形の学習では、見取り図を描いたり、読み取ったりすることが難しいことから、展開図や投影的な表現で点字教科書には示されています。展開図や投影的な表現と対応する具体的な教材を活用し、確かなイメージの形成を図ることが大切です。

<例> 直方体（イメージ図）



4 表やグラフに関する指導

表やグラフの学習は、書いたり、正しく読み取ったりすることは、特に盲児にとって困難を伴うことが多いので、基本的な内容を理解することに留意する必要があります。表やグラフの理解を促すため、表面作図器（レーズライター）を用いて書く活動も取り上げるとよいですが、複雑なものは避け、できるだけ簡単で基本的なものを扱うようにすることが大切です。

5 作図に関する指導

作図では、表面作図器（レーズライターセット）を用いることが多いです。算数の単元の事前の準備として、用具の使用に慣れておく必要があります。例えば、円の学習をする時になって初めてコンパスを使うとなると、その教科の目標を達成することは難しいため、自立活動と関連付けて、コンパスの仕組みを触察したり、コンパスの操作の仕方を練習したりすることによって、算数でコンパスを使った円の作図の学習がスムーズに行うことができます。子供の実態に応じて、作図の技術を身に付けられるように工夫した指導が必要です。

子供の実態に応じて、用具の扱いに慣れておく必要があります。

＜自立活動との関連例＞

○用具の使い方を知り、慣れる。

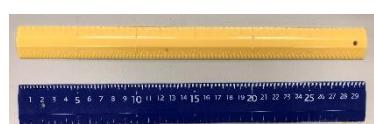
【身体の動き】【環境の把握】【心理的な安定】

6 算数用具の活用

視覚障がいのある子供にとって適した様々な用具があります。通常の小学校で使用されている教材・教具や市販されている教材も、視覚障がいのある子供にも扱いやすい用具もあります。



分度器



物さし



ぶんまわし（円の作図で使用）

7 点字表記法

各学年で学習する単位や数式の表記についておさえ、指導に当たることが重要です。下表で確認しましょう。ただし学習指導要領が改訂された場合は、確認が必要です。

学年別初出点字一覧（算数）

令和2年

1 自然の事物・事象についての直接経験の重視

視覚障がいのある子供は、自ら自然の事物・現象を見つけることが難しいため、消極的で受動的な学習態度になりやすい場合があります。子供が自然の事物・事象について興味や関心がもてるよう、具体的な教材を用意することによって、積極的な態度を養うことにつながります。自然の事物・事象に直接触れ、観察、実験、栽培、飼育などの学習活動を通して、好奇心を高める指導が大切となります。その場合、ただ観察すること、ただ触ることだけでは、指導の効果は期待できません。どのように観察したらよいのか、どのように触ったらよいのか、具体的な働きかけや見通しをもった指導を行うことが大切です。子供が自分で観察や実験などの直接経験を積み重ねることによって、好奇心を高め、自然の事物・現象についての問題を科学的に理解するための力の育成が期待できます。

2 基本的な技能を身に付けるために

視覚障がいのある子供が観察や実験を行う場合、視覚障がいのない子供に比べて時間を要する場面が多いです。指導の効果を高めるためには、観察や実験の基本操作や基本的な内容の理解に十分に時間をかけて指導することが大切です。

3 観察や実験

視覚障がいのある子供は、保有する視覚の他、触覚、聴覚、嗅覚、皮膚感覚などの感覚を総動員させて、自然の事物・事象を理解しようとしていますので、その特性を十分考慮した指導が必要です。

例えば、触覚を活用した観察をする場合、基点を決めて、部分と全体との関係に気を付けながら触察することが大切です。また、植物を観察する場合、両手を使って、根元から上方へ、幹から枝へ、枝から葉、葉先へと連続的に観察する方法があります。基点を根、幹、枝と移しながら観察することで、それぞれの部分の位置や向き、大きさも確認しやすく、とげなどもささりにくいので、そのような基本的な観察方法が身に付けられるよう指導します。また、植物や動物を触って観察する際は、それらをいたわり、愛情をもって接するよう、指導することも大切です。

さらに、視覚障がいのある子供は、時間的にも空間的にも全体を把握することが難しいので、観察や実験全体の流れの中で、今何をやっているのか、常に意識を向けられるように、見通しをもった授業展開を図る必要があります。できるだけ子供自身で、最初から最後まで観察や実験を行うように配慮します。

加えて、観察や実験では、事故防止に充分に留意するとともに、予備実験や予想される危険について見通しをもって指導に当たることが重要です。子供に保護眼鏡を着用することや、触った手で目をこすったりしないこと等の指導も必要です。

4 教材・教具の工夫

教材・教具の工夫については、保有する感覚を活用して情報を得ることができるようにすることが最も大事で、できるだけ仕組みが簡単で操作しやすく、触って観察しても壊れにくい教材・教具であることが望ましいと言えます。

教材・教具の工夫として、例えば、小さい種や花などは教材を拡大したり、メダカの卵の観察は難しいため、触って分かりやすいカエルの卵を題材に置き換えたりするなどが挙げられます。

植物の体のつくりを観察するような場合は、それを引き抜いて観察することも考慮し、多くの種子をまいておくなども大切です。他に、昆虫の体のつくりのように小さすぎて細部が分かりにくいものや、天体のように遠くにあって、触ることができないものについては、模型などを活用した指導が効果的です。この場合、模型の大きさや質感を実物と誤解しないように、なるべく実物と対比させながら観察することが重要です。

さらに、視覚障がいを補うための感覚代行の教具として、感光器や音声温度計、音声電圧計などがあります。また電気回路の実験では、モーターを使うといった工夫例があります。なお、感光器等の器具の取り扱いについては、『特別支援学校（視覚障害）小学部点字教科書編集資料』に記載されていますので、参照ください。



感光器
(光の変化を音の変化に変える器具)



トンボとクモの模型



種子の観察

理科で観察や実験を行うためには、触って観察すること（触察）が重要です。自立活動と関連付けた触察の指導が効果的です。
 <自立活動との関連例>
 ○種子の観察
 【身体の動き】【環境の把握】
 【人間関係の形成】【コミュニケーション】

1 身近な人々、社会や自然についての直接体験

視覚障がいのある子供は、日常生活の中で、社会や自然と接する体験が不足していると言われています。例えば、切り身の状態でしか魚を食べたことがない場合、魚に骨や目があることが知らないなど、果物のリンゴは知っていても、リンゴは木に実っている状態を知らない場合があります。また、スーパーマーケットでの買い物の経験しかない場合、八百屋や魚屋、肉屋などの商店で、どのような物が売られているのかを知らないこともあります。

さらに、バスや電車の乗務員、警察官、病院の医師や看護師などの仕事をする人々について、その存在は知っていても、その人々が職種に応じた服装をしていて、一目で見分けることができる子供もいます。これは、子供の経験不足によるためで、視覚障がいのある子供が観察するためには、直接触れることが必要であり、身の回りのことであっても、幼少期から意図的な働き掛けを行わなければ、経験をしないまま過ごしてしまいます。弱視児の場合も、遠く離れたものは認識が難しいため、経験が欠けている場合もあります。このような経験不足を補いながら、さらに体験を広げることが大切です。

2 積極的な感覚の活用

視覚障がいのある子供は、身の回りの様子や環境を理解するためには、保有する視覚に加え触覚や聴覚、嗅覚などの感覚を活用して情報を収集することが必要です。その中でも、自分から手を出して対象物に触ろうとする積極的な態度が大切です。子供の積極的な態度を促すために、教師が楽しそうな声で触って見せたり、その感情を声に出したりすることで、子供的好奇心をくすぐることができます。教師が「気持ち悪いな」、「汚いよ」、「手が汚れるから」など、否定的な関わり方をすると、子供は触ってみようという興味すら示しません。低学年から、観察する楽しさをもつこと、興味をもって触ってみようとすることが学習の素地となります。



目的地まで歩く様子

<生活と自立活動との関連例>**○公園や図書館への安全な移動 【身体の動き】【環境の把握】【心理的な安定】**

目的地まで安全な歩行の指導を行うこと、目的地に行くことが励みになって安全な歩行への意欲を喚起することなどが考えられます。

○野菜の栽培 【環境の把握】【身体の動き】【コミュニケーション】

収穫した野菜の形を理解するためには、表面に片手だけで触れるだけでは、その全体像を正しく把握することはできないので、両手でぎってみたり、その野菜の匂いをかいいでみたり、抱えて重量感を感じたりすることが大切です。

1 歌唱の指導

歌唱の指導においては、姿勢や呼吸の整え方によって発声や発音などの影響が大きいので、身体が必要以上に緊張したり、前かがみなどの不自然な姿勢になったりしないように、特に低学年から重点的に配慮して指導することが大切です。視覚障がいのある子供は、教師の手本を見てまねることが難しいので、例えば歌う姿勢づくりでは、教師や自分の身体を触りながら、イメージできるような言葉を添え、理解につなげるようにします。歌う時には、「あくびのように口を開けて…」、「縦に指が三本ぐらい入るほど大きく口を開けて…」など具体的な言葉で説明し、下あごと声の響きを体感して自分の手で確かめるなどの工夫が必要です。

また、歌詞については、朗読しながらその情景やどんな気持ちで歌ったらよいかなどを問いかけたり、教師が適切な説明を加えたりして、歌唱表現を楽しめるような授業の展開を図ることが大切となります。

2 楽器の指導

楽器の指導に当たっては、その楽器の形や大きさ、音色、音域などの理解を促し、基本的な奏法を身に付けるように指導を進めることができます。例えば、鍵盤ハーモニカやリコーダーの正確な運指、太鼓や木琴などのばちの正しい持ち方と動かし方に留意するとともに、演奏をしている音を聞きながら、身体の動きの不必要的力を抜き、手や腕などが自然に動かすことができるようになります。この場合も、教師の手本を見てまねることが難しいので、子供の手をとったり、教師の手に子供の手を重ねたりするなどした指導が効果的です。また、楽器の音の特徴に気付かせたり、他の楽器と比較させたりする指導も大切です。

3 楽譜の指導

点字楽譜の指導は、特に低学年から着実な指導をしていく必要があります。また、弱視児の五線譜の指導については、子供の見え方に応じて適切な大きさの楽譜を用意するなど十分な配慮が必要です。子供によっては拡大教科書の楽譜が使いにくい場合がありますので、適宜使いやすい楽譜を用意する必要があります。

なお、『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』には、点字楽譜の指導における配慮事項が示されていますし、『点字楽譜の手引』（文部省）や『点訳便利帳』（点字学習を支援する会）を参考にするとよいでしょう。点字楽譜は、読み譜や記譜の指導に加え、教師の楽譜点訳の技術も必要とされます。下記のパソコンソフトも活用しながら、子供の実態に応じた楽譜を用意し、指導に当たりましょう。

<点字楽譜：B' Score（ビースコア）>

MuseScoreで作ったXMLかMIDI形式で保存しておいた楽譜をB' Scoreでインポートすると、自動的に点訳される。ただし、指導目標と内容に応じて編集が必要。

<墨字楽譜：MuseScore（マウスコア）>

特に視野狭窄の場合は、拡大教科書は非常に使いにくい場合がある。このソフトで基本的にA4サイズの用紙1枚に収まるよう、楽譜を作り直す。このソフトでもう一つXMLもしくは、MIDI形式で保存しておく。

1 基本的な用具や材料の使用

様々な造形活動では、必要となる用具や材料を扱いますが、視覚障がいのある子供の場合、それらを用いた経験が少ないことがありますので、基本的な扱い方の指導を行うことに留意が必要です。例えば、対象物を前後左右に並べる、紙を折る、曲げる、切る、でんぶんのりを塗る、カッターで紙を切るなどの技能が挙げられます。学習指導要領に示されている活動内容を踏まえた上で、子供の経験値を把握した指導が重要です。

用具の使用に当たっては、危険を伴うものもあります。子供がどの程度、用具を安全に使用できるかを把握するとともに、予想される危険についての知識と危険回避の仕方の指導も重要となります。用具の置き場所、収納方法、熱源の位置を固定するなど、移動中につまずいたり、指先を切ったりしないよう、教室環境を整備し、安全面には十分な配慮が必要です。

2 鑑賞の指導

視覚障がいのある子供の鑑賞の指導では、触覚による観察（触察）が大切です。この場合、手による観察から全体的なイメージを創らなければなりません。直接見ることができないものについては、模型を工夫したり、実物を提示したりする必要があります。様々な作品や実物を鑑賞することで、子供の発想を促したり、自分の感じたことを自由に発表したりする雰囲気づくりも重要となります。

3 色彩の指導

色彩は、生活の中では大事な役割をもっています。視覚障がいのある子供も、日常生活の様々な場面で色彩に関する言葉を聞きながら、関心をもっている場合が多いです。視覚障がいの状態によって、わずかに色が分かる子供、明度差が分かる子供、色が全く分からぬ子供など、一人一人の色の認識を把握した上で、色彩に関する基本的な知識に触れることができます。



絵を描く様子

＜図画工作と自立活動との関連例＞

○用具の使用 【身体の動き】【環境の把握】【心理的な安定】

子供の経験値によって、初めてその用具を使用する場合や手指の動きに課題がある場合があります。安全な用具の使い方に慣れ、その技術を身に付けることで、意欲も高まることでしょう。

○色彩の指導 【コミュニケーション】【環境の把握】【身体の動き】

季節によって見られる自然の色の変化や服装の配色、信号などの標識が示す色、身近な食べ物の特徴的な色など、実際に対象物を触ったり、身近に感じられたときに、機会を逃さずに指導したりすることが効果的です。また、理科や家庭科との関連も考えられます。

1 実習を伴う内容と基礎・基本

視覚障がいのある子供は調理実習や裁縫等の実習では、視覚障がいのない子供よりも指導時間を要する場合があることを考慮して、日常生活に必要な基本的知識と基本的技能の習得ができるように、指導計画の工夫が大切となります。

取り上げる題材や内容のうち、視覚から得る情報が少ないため、理解が難しい場合があります。例えば、食品や食器の洗い方、配膳の仕方、安全な熱源の扱い方、鍋やヘラなどの用具の扱い方などが挙げられます。また、身だしなみや衣服の汚れなどの視覚によるとらえが難しい内容については、「身だしなみを整えるにはどんなことに気を付ければよいか」、「自分の着方はどうか」など、考える場面を設定し、関心がもてるような配慮が必要となります。

また、子供が習得した知識や技能は、家庭や寄宿舎等の協力を得ながら、子供の経験の積み重ねや拡充、技能の定着を図ることが大切となります。保護者や寄宿舎担当者との密接な連携を図り、日常生活上で身に付けられるように指導することが大切です。

2 教材・教具及び指導の工夫

基礎的技能の指導に当たって、安全で確実に行なうことができるよう、様々な用具があります。市販されている用具も教具として活用が期待されますが、子供の使用に適した用具を選択する必要があります。子供が初めて経験する用具では、細部にわたって、正しい方法を丁寧に指導することが重要です。例えば、子供が初めて包丁を使用する場合、子供の手をとって包丁の持ち方、手の添え方、力の入れ具合など、具体的に指導します。さらに、材料や切り方の種類によっても、力の入れ方や持ち方などが異なることの指導も必要です。実習で使用する用具は、その配置や収納場所、収納方法は、安全性や作業効率とも関係しますので、具体的に指導し、子供自身でできるよう配慮しましょう。

また、調理実習などでは、調理の仕上がりまでの時間の経過を見積もって、最終的に予定の料理が時間内にできあがるようにすることや、用具の配置や片付けなどの手順を考えることなど、空間の広がりや時間の流れを意識できるように授業の展開を図ることが大切です。



＜家庭と自立活動との関連例＞

○用具の使用 【身体の動き】【環境の把握】【心理的な安定】

子供によっては、初めてその用具を使用する場合が考えられますので、保護者から情報を得ながら指導することが大切です。包丁や針などの用具の安全な使い方を知り、日常生活で生かすことができるようになれば、自信となるでしょう。

○貨幣の弁別や金銭の扱い方、買い物の仕方

【環境の把握】【身体の動き】【心理的な安定】【コミュニケーション】

買い物も日常生活に必要な力ですので、自立活動の他、算数などと関連付けた指導を考慮することが大切です。

1 子供の理解と配慮事項

視覚障がいのある子供は、日常の生活において、集団による遊びの機会が少なく、社会性に乏しいことが多いので、運動の単なる技能の習得に偏ることなく、友達との約束やきまりを守って、楽しく運動することが大切です。また、視覚に障がいのない子供に比べて運動能力等の発達に遅れが見られることも多いです。日常生活の運動不足を補うため、体育の授業時間だけではなく、休憩時間なども含めて、運動が十分にできるような指導も必要です。

なお、子供の視力の程度、眼疾患の状態に応じた配慮が必要です。特に小眼球や緑内障などの眼疾患は強い衝撃が原因で、網膜剥離や眼底出血を起こす危険があるので、特に周到な配慮が求められます。(p. 3)。

2 教材・教具及び指導の工夫

視覚障がいのある子供は、教師による手本を見てまねることが困難であるため、運動技能の内容や方法の理解を促すために、教師が手本を示すだけでは伝わらないことが多いので、子供の実態に応じた指導の工夫が必要です。例えば、ボール投げ等の投球フォームにぎこちないことがあります、これは視覚によるフィードバックが困難であるためです。この場合、教師が実際にボールを投げる動作を行なながら、子供が教師の体を触ったり、言葉による説明を加えたりして、動きの理解を促し、正しい動作ができるようにします。また、子供の背後に教師が手を添え、身体に触れて指導しながら体得させる方法もあります。

指導の工夫として、各種ゲームやボール運動のような、ある程度の人数を必要とする場合、他学年と合同で行ったり、複数の教師も加わったりするなどが挙げられます。その際、子供の実態や発達段階を考慮し、特別なルールを設けることも必要です。

また、様々な運動は、体育館やグラウンド等の広い空間で行う場合が多いので、運動を行う際には、常に空間の枠内における自分の立ち位置や方向を的確に把握でできるようにすることも重要となります。



人の模型
(体の関節の動かし方を知る)

＜体育と自立活動との関連の例＞**○基本的な運動**

【身体の動き】【環境の把握】【心理的な安定】
視覚障がいのある子供は、身体各部の動かし方や力の入れ方などに課題をもつ場合があります。身体の動きや姿勢は、安定した歩行にもつながりますので、子供が興味をもてるような指導内容の工夫が必要です。



#息つき

小さい頃は、相撲やジャングルジムなどたくさん遊んだというエピソードを話してくれた、ある全盲の教師から伺ったお話を。体育の授業で一番難しかったことは何かとたずねたところ、水泳の「息つき」が難しかったということでした。見えない、見えにくい子供にどのように息つきを教えますか?考えてみてはいかがでしょうか。



視覚障がい教育に携わる上で参考となる主な文献や資料、Web ページなど紹介します。専門性を深め、より充実した指導を進めるために、特に重要と考えられるものには、**重要** をマークしていますので、読んで知識を得るようにしましょう。また、全国の視覚支援学校（盲学校）の教育実践も参考にしながら、さらなる専門性の向上を目指していきましょう。

（以下、本指導資料作成に当たり引用・参考とした文献及び資料等）

参考文献・資料等

視覚障がい教育全般

- 青柳まゆみ・鳥山由子（2012）、『視覚障害教育入門』、ジアース教育新社
- 香川邦生編者（2020）、『五訂版視覚障害教育に携わる方のために』、慶應義塾出版会
- 国立特別支援教育総合研究所（2020）、『特別支援教育の基礎・基本2020』、ジアース教育新社
- 芝田裕一（2015）、『視覚障害児・者の理解と支援』、北大路書房
- 全国盲学校長会編著（平成12）『視覚障害教育入門Q & A—確かな専門性と真剣な授業の展開のために』、ジアース教育新社
- 鳥山由子（2007）、『視覚障害指導法の理論と実際—特別支援教育における視覚障がい教育の専門性—』、ジアース教育新社

点字

- 文部科学省（平成15）、『点字学習指導の手引（平成15年改訂版）』、日本文教出版
- 点字学習を支援する会 点字表記支援グループ（2008）、『点訳便利帳2008年度版』
- 日本点字委員会、『点字表記法2018年度版』
- 視覚障害者支援総合センター、『点字表記辞典』
- 道村静江（2014）、『ここからはじめる点字・点訳の基本』、ナツメ社
- 文部省（1984）、『点字楽譜の手引』、慶應義塾大学出版会

歩行

- 文部省（昭和60）、『歩行指導の手引』、慶應義塾大学出版会
- 青木隆一監修（平成28）、『見えない・見えにくい子供のための歩行指導Q & A』、ジアース教育新社
- 芝田裕一（2010）、『視覚障害児・者の歩行指導—特別支援教育からリハビリテーションまで—』

弱視教育

- ◆重要 ◎大川原潔他著 (1999)、『視力の弱い子供の理解と支援』、教育出版
- ◆重要 ◎香川邦生・千田耕基 (2009)、『小・中学校における 視力の弱い子どもの学習支援 通常学級を担当される先生方のために』、教育出版
- ◆重要 ◎稻本正法他著 (1995)、『教師と親のための弱視レンズガイド』、コレール社
- ◎氏間和仁 (2013)、『見えにくい子どもへのサポート』、読書書房

早期教育

- ◆重要 ◎猪平眞理編著 (2018)、『視覚に障がいのある乳幼児の育ちを支える』
慶應義塾大学出版会
- ◆重要 ◎五十嵐信敬 (1993)、『視覚障害幼児の発達と指導』、コレール社
- ◎五十嵐信敬編著 (1992)、『目の不自由な子の育児百科』、コレール社
- ◎五十嵐信敬編著 (2006)、『目の不自由な子の運動あそび100選』、コレール社
- ◎岩手県立盲学校『盲幼児をもつ母親のために』

学習指導要領

- ◎文部科学省 (平成29)、『特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 平成29年4月告示』、海文堂出版
- ◎文部科学省 (平成30)、『特別支援学校学習指導要領解説 総則編 (幼稚部・小学部・中学部) 平成30年3月』、開隆堂出版
- ◎文部科学省 (平成30)、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 各教科編 (小学部・中学部) 平成30年3月』、開隆堂出版
- ◎文部科学省 (平成30)、『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 平成30年3月』、開隆堂出版
- ◎文部科学省 (平成31)、『特別支援学校高等部学習指導要領 平成31年2月』、海文堂出版
- ◎文部科学省 (平成31)、『特別支援学校学習指導要領解説 総則編 (高等部) 平成31年2月』、ジアース教育新社
- ◎文部科学省 (平成31)、『特別支援学校学習指導要領解説 視覚障害者専門教科編 (高等部) 平成31年2月』、ジアース教育新社
- ◎文部省、『特殊教育諸学校学習指導要領解説一盲学校編一』、海文堂出版

教科指導、心理等

- ◎文部省 (昭和61)、『観察と実験の指導』、慶應義塾大学出版会
- ◎文部省 (昭和62)、『視覚障害児のための言語の理解と表現の指導』、慶應義塾大学出版会

- 文部省（昭和59）、『視覚障害児の発達と学習』、ぎょうせい
- 長尾博、畠中滋美（2015）、『まねて覚える点図入門—エーデルがひらく図形点訳の世界—』、読書工房
- 伊藤亜紗（2015）、『目の見えない人は世界をどう見ているのか』、光文社新書
- 香川邦生（2015）、『分かりやすい「自立活動」領域の捉え方と実践 個々の実態に応じた行動要素の活用』、教育出版
- 旧視覚障害日常生活訓練研究会代表鈴木文子編（1977）、『視覚障害者の日常生活訓練—改訂版一』、社会福祉法人視覚障害者支援総合センター
- 小林一弘（平成15）、『視力0.06の世界見えにくさのある眼で見るということ』、ジアース教育新社
- 佐藤泰正（昭和49）、『視覚障害児の心理学』、学芸図書
- 視覚障害者調理指導研究会（1981）、『視覚障害者の調理指導』、日本老人福祉研究会
- 原田政美（平成元）、『眼のはたらきと学習—障害児教育と学校保健の基礎知識—』、慶應通信
- 広瀬浩二郎（2009）、『さわる文化への招待 触覚でみる手学問のすすめ』、世界思想社
- 迎夏生（2015）、『ルイ・ブライユ』、（ポプラ社）

定期刊行物

重要

- 視覚障害教育ブックレット編集委員会『視覚障害教育ブックレット』

- 日本児童教育振興財団、『テルミ』
- 毎日新聞社、『点字毎日』

Webページ

重要

- 文部科学省、「令和2年度特別支援学校（視覚障害）小学部点字教科書編集資料」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1400790.htm

重要

- 視覚障がい者のための手でみる博物館
<http://tedemil-hakubutukan.asablo.jp/blog/>

重要

- サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）
<https://sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

重要

- 日本点字図書館
<https://www.nittento.or.jp/>

- 点字導入学習プログラム

<http://tenji-sien.net/dounyu.htm>

- 岩手県視聴覚障がい情報センター

<http://www.aiina.jp/facility/sityoukaku/visual/>

歩行指導の記録

この記録用紙は、段階的な歩行指導のために活用することを目的としています。年度末には記録をまとめ、整理し、次年度への指導につなげましょう。

学部・学年・氏名	部	年	氏名
指導者			
○個別の指導計画	<長期目標>		<評価>
	<短期目標>		<評価>
○指導期間・指導時間			
○ルート			
○指導の記録	白杖 (ありなし) * ○で囲む		
○教材・教具 (触地図や模型など) *写真及び説明			
○歩行の様子の写真			
○次年度へ			

令和 年度 自立活動目標設定シート【 年 】

障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについて情報収集
収集した情報を自立活動の区分に即して整理

実態把握	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

指導開始時点で課題となることの抽出

課題	
----	--

その中で中心的な課題

な 中 心 課 題 的	
-------------------------	--

いくつかの指導目標の中で優先する目標として

指 導 目 標	<長期目標>・ 【]
	<短期目標>・ 【]

区分	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
選定された項目						

指導内容的な具体性						
-----------	--	--	--	--	--	--

各教科等とのつながり(キャリア目標も含む)

--

特別支援教育指導資料No.49

「自立活動指導資料（視覚障がい）

～視覚障がい教育における教員の専門性向上と指導の充実を目指して～」

発 行 日 令和4年1月

発 行 者 岩手県教育委員会 学校教育室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

電話 019-629-6142（直通） Fax 019-629-6144

編 集 者 岩手県立総合教育センター 教育支援相談担当

〒025-0301 花巻市北湯口 2-82-1

電話 0198-27-2821（直通） Fax 0198-27-3562

編集協力校 岩手県立盛岡視覚支援学校

編集協力者 遠藤 美枝（岩手県立盛岡視覚支援学校 教諭）